

知立市地域防災計画

—地震災害対策計画—

(令和7年2月修正)

知立市防災会議

目 次

第1編	総則.....	1
第1章	計画の目的	2
第1節	計画の目的.....	2
第2節	計画の性格.....	2
第3節	計画の構成.....	4
第4節	知立市地域防災計画の作成又は修正.....	4
第2章	知立市の特質と災害要因.....	5
第1節	知立市の地形・地質	5
第2節	知立市における既往の地震とその被害	5
第3節	社会的条件.....	6
第3章	被害想定及び減災効果	7
第1節	基本的な考え方	7
第2節	地震被害の予測及び減災効果.....	7
第4章	基本理念及び重点を置くべき事項.....	15
第1節	防災の基本理念	15
第2節	重点を置くべき事項	16
第5章	市及び防災関係各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	18
第1節	実施責任と対策の体系化.....	18
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱.....	19
第2編	災害予防	24
第1章	防災協働社会の形成推進.....	25
第1節	防災協働社会の形成推進.....	25
第2節	自主防災組織・ボランティアとの連携.....	26
第3節	企業防災の促進	29
第2章	建築物等の安全化	31
第1節	建築物の耐震推進.....	31
第2節	交通関係施設等の整備.....	34
第3節	ライフライン関係施設等の整備	36
第4節	文化財の保護	46
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	47
第3章	都市の防災性の向上.....	49
第1節	防災上重要な都市施設の整備.....	49
第2節	建築物の不燃化の促進.....	50
第3節	市街地の面的な整備・改善	51
第4章	液状化対策・土砂災害等の予防.....	52
第1節	土地利用の適正誘導	52
第2節	液状化対策の推進.....	52
第3節	宅地造成の規制誘導	53
第4節	地盤沈下の防止	53
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	53
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	54
第1節	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	54

第6章	避難行動の促進対策	60
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	60
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	60
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	61
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	62
第5節	避難に関する意識啓発	63
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	65
第1節	避難所の指定・整備	65
第2節	要配慮者支援対策	68
第3節	帰宅困難者支援体制の整備	71
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	73
第1節	火災予防対策に関する指導	73
第2節	消防力の強化	74
第3節	危険物防災計画	74
第4節	毒物劇物取扱施設防災計画	75
第5節	放射性物質保安対策	75
第9章	広域応援・受援体制の整備	77
第1節	広域応援・受援体制の整備	77
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	78
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	79
第4節	防災活動拠点の確保等	79
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	80
第1節	防災訓練の実施	80
第2節	防災のための意識啓発・広報	82
第3節	防災のための教育	83
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	85
第11章	震災に関する調査研究の推進	86
第1節	震災に関する調査研究の推進	86
第12章	産業廃棄物の処理対策	89
第1節	産業廃棄物の処理対策	89
第3編	災害応急対策	90
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	91
第1節	災害対策本部の設置・運営	91
第2節	職員の派遣要請	102
第3節	災害救助法の適用	102
第2章	避難行動	104
第1節	地震情報等の伝達	104
第2節	避難情報	107
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	112
第1節	被害状況等の収集・伝達	112
第2節	通信手段の確保	130
第3節	放送の依頼	133
第4節	広報	133
第4章	応援協力・派遣要請	135
第1節	応援協力	135
第2節	自衛隊の災害派遣	138

第3節	ボランティアの受入	142
第4節	防災活動拠点の確保	143
第5節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	143
第5章	救出・救助対策	145
第1節	救出・救助活動	145
第2節	防災ヘリコプターの活用	147
第6章	消防活動・危険性物質対策	149
第1節	消防活動	149
第2節	危険物施設対策計画	151
第3節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	152
第4節	毒物劇物取扱施設対策計画	152
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	154
第1節	医療救護	154
第2節	防疫・保健衛生	156
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	159
第1節	交通対策	159
第2節	道路施設対策	161
第3節	鉄道施設対策	163
第4節	緊急輸送道路及び重要物流道路の確保	164
第5節	緊急輸送手段の確保	165
第9章	浸水対策	168
第1節	浸水対策	168
第10章	避難所・要配慮者支援対策	170
第1節	避難所の開設・運営	170
第2節	要配慮者支援対策	172
第11章	帰宅困難者対策	176
第1節	帰宅困難者対策	176
第12章	水・食品・生活必需品等の供給	177
第1節	給水	177
第2節	食品の供給	178
第3節	生活必需品の供給	180
第13章	環境汚染防止及び地域安全対策	183
第1節	環境汚染防止対策	183
第2節	地域安全対策	183
第14章	遺体の取扱い	185
第1節	遺体の捜索	185
第2節	遺体の処理	186
第3節	遺体の埋火葬	186
第15章	ライフライン施設の応急対策	188
第1節	電力施設対策	189
第2節	ガス施設対策	191
第3節	上水道施設対策	193
第4節	下水道施設対策	194
第5節	通信施設の応急措置	194
第6節	郵便業務の応急措置	196
第7節	ライフライン施設の応急措置	197

第16章	放射性物質及び原子力災害対策	198
第1節	放射性物質災害発生時の応急対策	198
第2節	放射性物質事後対策	201
第17章	住宅対策	203
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	203
第2節	被災住宅等の調査	204
第3節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	205
第4節	住宅の応急修理	206
第5節	障害物の除去	207
第18章	学校における対策	208
第1節	警報等の伝達・臨時休校及び避難等の措置	208
第2節	教育施設及び教職員の確保	208
第3節	応急な教育活動についての広報	209
第4節	教科書・学用品等の給与	209
第19章	災害救助法の適用	211
第1節	適用基準	211
第2節	被害世帯の算定	211
第3節	救助の種類及び期間	212
第4節	市町村長への事務処理の通知	212
第4編	災害復旧・復興	213
第1章	復興体制	214
第1節	復興本部の設置等	214
第2章	公共施設等災害復旧対策	215
第1節	激甚災害の指定	215
第2節	暴力団等への対策	216
第3章	災害廃棄物処理対策	217
第1節	災害廃棄物処理対策	217
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	219
第1節	第一次建築制限：建築基準法第84条（発災後2週間を目途に指定）	219
第2節	第二次建築制限：被災市街地復興特別措置法第7条（発災後2か月を目途に指定）	219
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	220
第5章	被災者等の生活再建等の支援	221
第1節	罹災証明書の交付	221
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	221
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	222
第4節	住宅等対策	223
第5節	労働者対策	224
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	225
第1節	商工業の再建支援	225
第2節	農林水産業の再建支援	225
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	226
第1章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	227
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	227
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	227
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	229
別紙	東海地震に関する事前対策	1

第1章	対策の意義及び東海地震に関連する情報.....	2
第1節	東海地震に関する事前対策の意義.....	2
第2節	大規模地震対策特別措置法による措置の体系.....	2
第3節	東海地震に関連する情報.....	3
第2章	地震災害警戒本部の設置等.....	4
第1節	地震災害警戒本部の設置等.....	4
第2節	警戒宣言発令時等の情報伝達.....	5
第3節	警戒宣言発令時等の広報.....	7
第4節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等.....	10
第3章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配.....	13
第1節	主要食糧、医薬品、住宅等の確保.....	13
第2節	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備.....	13
第4章	発災に備えた直前対策.....	16
第1節	東海地震注意情報が発表された時から警戒宣言発令時までの主な対応措置.....	16
第2節	避難対策.....	16
第3節	消防、浸水等対策.....	18
第4節	道路交通対策.....	18
第5節	鉄道.....	19
第6節	バス.....	20
第7節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係.....	21
第8節	生活必需品の確保.....	23
第9節	郵政事業対策.....	24
第10節	病院、診療所.....	24
第11節	百貨店等.....	24
第12節	緊急輸送.....	25
第13節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策.....	26
第5章	知立市が管理又は運営する施設に関する対策.....	27
第1節	道路.....	27
第2節	不特定かつ多数の者が出入りする施設.....	27
第3節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置.....	29
第4節	工事中の建築物等に対する措置.....	29
第6章	他機関に対する応援要請.....	30
第1節	防災関係機関に対する応援要請等.....	30
第2節	自衛隊の地震防災派遣.....	30
第7章	知立市民のとりべき措置.....	32
第1節	家庭においてとりべき措置.....	32
第2節	職場においてとりべき措置.....	32

第 1 編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある、大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を、地震災害から守ることを最大の目的とするものである。

また、この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定めるものとする。

- (1) 知立市、県の地域に係る指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の実施責任と、処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画

第2節 計画の性格

第1項 地域防災計画―地震災害対策計画―

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成される「知立市地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 各防災関係機関が実施計画を作成することなどにより、具体化を図るものとするが、本市を取り巻く諸条件の変化を見きわめ、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

第2項 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（以下「大震法」という。）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、この計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定め、(2)から(4)までの事項については第2編「災害予防」で定めるものとする。

〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕

本市は平成14年4月24日に大震法第3条第1項に基づき、強化地域として指定された。本市を含む指定地域は、次の39市町村（平成24年1月4日現在）である。

名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比

町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町

第3項 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において

- （1） 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- （2） 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- （3） 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- （4） 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- （5） 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

本市は平成26年3月28日に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域に指定された。本市を含む推進地域として指定された地域は、県内の全市町村（平成26年3月28日現在）である。

〔南海トラフ地震防災対策特別強化地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき、推進地域のうち特別強化地域として指定された地域は、次の3市町（平成26年3月28日現在）である。

豊橋市、田原市、南知多町

第4項 知立市国土強靱化地域計画との関係

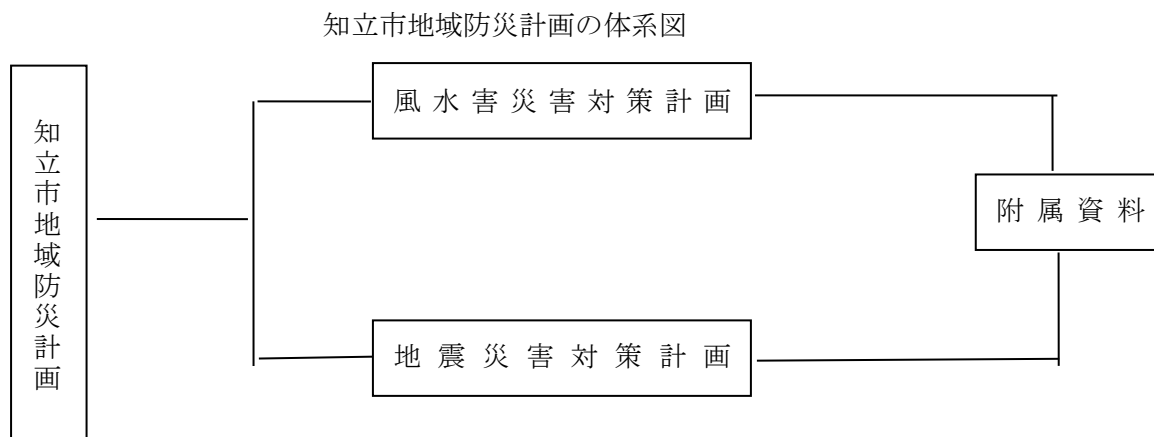
「知立市国土強靱化地域計画」（令和2年8月）は、現在進めている防災・減災対策の取り組みを念頭においた上で、本市の強靱化に関する施策を「国土強靱化計画」や「愛知県地域強靱化計画」と調和を図りながら策定した計画である。また、「知立市総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から「知立市地域防災計画」、「知立市耐震改修促進計画」等の計画の指針としている。

第5項 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の基本の柱でこの計画を構成する。



- 第1編 総則
- 第2編 災害予防
- 第3編 災害応急対策
- 第4編 災害復旧・復興
- 第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
- 別紙 東海地震に関する事前対策

第4節 知立市地域防災計画の作成又は修正

知立市防災会議は、知立市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特に愛知県地域防災計画において、計画事項に示すものについては、知立市の地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 知立市の特質と災害要因

第1節 知立市の地形・地質

第1項 地勢

本市は、岡崎平野の広大な平坦地に位置しており、2級河川である境川水系と猿渡川水系の2系統に区分された15の中小河川が東西方向に流れている。本市内には山地がなく、標高は0m～20mとなっている。

次に、地形分類をみると、河川沿いは三角州性低地で占められており、排水条件が悪く、地盤が軟らかい。また三角州性低地を取り囲むように砂礫台地・段丘が占めている。

本市では山地がないため、土砂崩れ等の災害の心配は少ないが、河川では、集中豪雨による浸水被害を防止するため、順次改修整備が進められてきているが、未改修箇所も依然として多く残っており、一部の地域においては農地及び住宅地への浸水被害が発生している。

(別冊資料編：第1編 1. 地形・地質)

第2項 地質

本市の地質は、河川沿いを未固結堆積物の礫層を主とする地域が占め、その周辺部を未固結堆積物の礫・砂・泥の互層を主とする地域が占めている。本市の北部では、固結堆積物の礫岩・砂岩・珪岩質岩石が互層する地域がみられる。

本市の土壌は、河川沿いに細粒グライ土壌が占め、その周辺部を黄色土壌が占めている。また東西の市境には、灰色台地土壌の分布がみられる。

(別冊資料編：第1編 1. 地形・地質)

第3項 活断層

断層とは地層のある面を境に両側の地面のずれの見られる地質現象をいい、そのうち地質年代の第四紀(約200万年前から現在の間)に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

断層は、本市内には存在せず、直下型の地震の心配は少ないが、駿河湾及びその南方沖を震源域とする東海地震の発生が予想されていることや、近接する地域で活断層が走る(大高-高浜断層、加木屋-成岩断層)ことから、地震発生時の十分な対策を練っておく必要がある。以下に本市周辺の活断層の分布状況を示す。

(別冊資料編：第1編 1. 地形・地質)

第2節 知立市における既往の地震とその被害

第1項 海溝型地震

比較的最近に、知立市に影響を及ぼした地震としては、昭和19年東南海地震(住家の全壊20戸、半壊10戸)がある。

第2項 内陸型地震

比較的最近に、知立市に影響を及ぼした地震としては、昭和20年三河地震(死者5人、負傷者

13人、住家の全壊72戸、半壊300戸等)となっている。

第3節 社会的条件

第1項 人口等

本市の人口、世帯数は、令和5年1月1日現在ではそれぞれ72,030人、32,937世帯となっており、1世帯あたりの人員は、令和5年は2.2人／世帯となっている。

0～14歳の人口及び総人口に占める割合は、ともに減少傾向、また65歳以上の人口及び総人口に占める割合は、ともに増加傾向にあり、全国的な傾向と同様に本市においても少子化、高齢化が進行している。

第2項 土地利用

本市の土地利用は、令和5年1月1日現在では、宅地、農用地（田、畑）の面積が6.68k㎡、3.80k㎡であり、市域のそれぞれ41%、23%を占める。本市には丘陵地がないため、山林の面積は0.01k㎡にすぎない。

過去5年間の地目別面積の推移をみると、宅地の面積が増加しており、田畑の面積が減少している。山林、原野、雑種地の面積は、ほぼ横ばい傾向にある。

本市では、郊外部においてまとまった農用地が整備されているが、名鉄知立駅を中心に形成している宅地では、住宅地、商業地、工業地の混在が多くみられ、また農用地もその中に点在している状況である。

(別冊資料編：第1編 1.地形・地質)

第3項 交通

本市には、国道1号、23号（名豊道路）、155号及び419号の4路線のほか、主要地方道や一般県道の4路線が整備されている。また、衣浦豊田道路も整備され、広域的な幹線道路として利用されている。

公共交通機関としては、名古屋市、豊橋市方面に名鉄名古屋本線が、豊田市、碧南市方面に名鉄三河線が整備されており、市内には駅が4箇所整備されている。その中でも名鉄知立駅は名鉄本線と名鉄三河線の乗り継ぎ駅となっており、令和4年度には年間乗客約516万人、降客約518万人が利用している。

なお、JR東海道新幹線が通過するが、本市内には新幹線駅はない。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

知立市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）があるが、それらの発生危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震被害の予測及び減災効果

第1項 南海トラフで発生する恐れのある地震の被害予測及び減災効果

南海トラフで発生する恐れのある地震の被害予測及び減災効果の調査は、県が平成23年度から平成25年度までの3年間で愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査として実施している。

(1) 被害予測

ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 想定した地震

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

- (a) 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- (b) 県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- (a) 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）
- (b) 県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足

的に参照するものである。

(イ) 結果

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。
- 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強：4市町

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波(30cm)が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水想定域 (浸水深1cm以上)
10.2m	9分 ※津波高30cm	約26,500ha

＜被害量の想定結果＞

建物被害 *1	揺れによる全壊	約 47,000 棟	生活 への 影響	避難者数 *4	避難所	約 799,000 人
	液状化による全壊	約 16,000 棟			避難所外	約 748,000 人
	津波・浸水による全壊	約 8,400 棟			合 計	約 1,547,000 人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟		帰宅困難者数*5		約 858,000～ 約 930,000 人
	地震火災による焼失	約 23,000 棟		飲料水不足*6		約 13,000 トン
	合 計	約 94,000 棟		食料不足*6		約 214 万食
人的被害 *2	建物倒壊等による死者	約 2,400 人	廃 棄 物	毛布不足		約 45 万枚
	浸水・津波による死者	約 3,900 人		入院対応不足数		約 6,300 人
	急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人		外来対応不足数		約 5,100 人
	地震火災による死者	約 90 人		災害廃棄物（がれき）		約 20,625,000 トン
	死者数合計	約 6,400 人		津波堆積物		約 6,465,000 トン
ライフライン被害	上水道（断水人口）	約 7,021,000 人	経 済 被 害	合 計		約 27,090,000 トン
	下水道（機能支障人口） *3	約 3,207,000 人		直接的経済被害 （復旧に要する費用）		約 13.86 兆円
	電力（停電軒数）	約 3,757,000 軒		間接的経済被害 （生産額の低下）		約 3.00 兆円
	固定電話（不通回線数）	約 1,205,000 回線				
	携帯電話（停波基地局率）	約 81%				
	都市ガス（復旧対象戸数）	約 169,000 戸				
	L P ガス（機能支障世帯）	約 162,000 世帯				

- *1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合
 *2 県全体の死者数の合計が最大となる冬 5 時の場合
 *3 発災 1 日後の想定

- *4 発災 1 週間後の想定
 *5 平日 12 時
 *6 1 ～ 3 日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度 6 弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度 7 の非常に強い揺れが想定される。
 - 震度 7 が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
 - 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 陸側ケース 震度 7 : 32 市町村、6 強 : 14 市町、6 弱 : 8 市町村
 東側ケース 震度 7 : 17 市町、6 強 : 27 市町村、6 弱 : 5 市町、5 強 : 4 市町、5 弱 : 1 村

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約 5 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
- 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース⑦の場合に県全体の死者数が最大となる。

津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深 1 cm 以上）
①	21m	7 分 ※津波高 30cm	約 35,000ha
⑦	9.3m	6 分 ※津波高 30cm	約 32,800ha

<被害量の想定結果>

建物被害 * 1	揺れによる全壊	約 242,000 棟	人的被害 * 2	建物倒壊等による死者	約 14,000 人
	液状化による全壊	約 16,000 棟		浸水・津波による死者	約 13,000 人
	津波・浸水による全壊	約 22,000 棟		急傾斜地崩壊等による死者	約 70 人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 700 棟		地震火災による死者	約 2,400 人
	地震火災による焼失	約 101,000 棟		死者数合計	約 29,000 人
	合 計	約 382,000 棟			

* 1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合

（地震：陸側ケース、津波ケース⑦）

* 2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜 5 時の場合

（地震：陸側ケース、津波ケース①）

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の 4 点である。

- (ア) 建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）
- (イ) 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）
- (ウ) 全員が発災後すぐに避難開始
- (エ) 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659 棟）

イ 減災効果

- (ア) 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等によ

り、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。

(イ) 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される。

(ウ) 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

ウ 建物被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6 割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6 割減)

* 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

エ 人的被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死 者 数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8 割減)	約 29,000 人	約 11,000 人 (約 6 割減)
うち建物倒壊等 による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7 割減)	約 14,000 人	約 4,900 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波 による死者	約 3,900 人	約 300 人 (約 9 割減)	約 13,000 人	約 3,500 人 (約 7 割減)
自力脱出困難	約 800 人	約 200 人 (約 8 割減)	約 5,500 人	約 1,500 人 (約 7 割減)
津波からの 逃げ遅れ	約 3,100 人	約 200 人 (約 9 割減)	約 7,100 人	約 2,000 人 (約 7 割減)

* 1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

* 2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

オ 経済被害額（過去地震最大モデル）

項 目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円（約 2 割減）

第2項 東海地震・東南海地震等の被害予測

東海地震を想定した被害予測調査については、県が平成4年度から平成6年度までの3年間で実施しており、その調査結果は各方面で地震防災対策の基礎資料として活用されてきた。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災以降、地震による被害の特徴等についての研究がなされ、新たな被害予測についての知見が得られている。

さらに、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、平成13年度においては国の中央防災会議による東海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布、あるいは地震調査研究推進本部による東南海地震についての発生確率や震度分布が公表されるなど、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような状況を踏まえ、県では、海溝型地震は、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動及び内陸型地震は、④養老―桑名―四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成14年度及び平成15年度の2年間で実施した。

〔調査結果の概要〕

(1) 前提条件

	想定東海地震 予知あり・なし	想定 東南海地震	想定東海・東南海 地震の連動	養老―桑名―四日市 断層帯
規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震源の深さ	約10～30Km			
想定ケース	①冬早朝5時 ②春秋昼12時 ③冬夕刻18時			
調査単位	市町村又は500mメッシュ			
調査項目	地震動、液状化、津波、建物倒壊、火災、交通施設、人的被害ほか			

※Mw：モーメントマグニチュード（岩盤のずれの規模をもとに計算）

M：気象庁マグニチュード（地震計で観測される波の振幅から計算）

(2) 結果

		東海地震 ※ 1	東南海地震	東海・東南海地震連動	養老―桑名 ―四日市 断 層 帯
地震動・液状化		渥美半島、県東部では、大半が震度5強から6弱、一部6強。 豊橋平野、岡崎平野南部において液状化の危険性が極めて高い。	渥美、知多半島の一部で震度6強、山間部を除く大半で6弱。 濃尾平野南西部及び岡崎平野南部において液状化の危険性が極めて高い。	渥美半島・知多半島の多くで震度6強以上、東三河、濃尾平野で6弱以上。 液状化については、東海地震、東南海地震を重ね合わせた結果と類似している。	海部地区で震度6弱以上。濃尾平野で5強以上。 濃尾平野西部において液状化の危険性が極めて高い。
津 波		地震発生後、約 30 分で伊良湖岬、約 90 分で名古屋港に第1波が到達する。伊勢湾・三河湾の水位上昇は朔望平均満潮位を含め、T. P. （東京湾平均海面）+2～3 mとなる。 浸水は、蒲郡市形原漁港、赤羽根町赤羽根漁港、南知多町山海川河口付近等で想定されている。			※ 2
建	揺れ・液状化による全壊棟数（棟）	約 12,000	約 60,000	約 98,000	約 9,500
	津波による全壊棟数（棟）	約 10	約 10	約 60	—

物	山崖崩れによる全壊戸数 (戸)	約 990	約 2,000	約 3,000	約 180
火災	出火件数 (冬 18 時) (件)	約 170	約 780	約 1,200	約 50
	焼失棟数 (棟)	約 2,400	約 15,000	約 49,000	約 70
ライフライン	上水道 (断水需要家数) (戸)	約 340,000	約 1,100,000	約 1,500,000	約 260,000
	都市ガス (供給停止需要家数) (戸)	約 52,000	約 490,000	約 930,000	約 170
	L P ガス (要点検需要家 数) (戸)	約 29,000	約 92,000	約 130,000	約 15,000
	電力 (停電数) (契約口数)	約 140,000	約 530,000	約 640,000	約 180,000
	一般電話 (通話機能支障数) (件)	約 23,000	約 150,000	約 220,000	約 33,000
	下水道 (機能支障人口) (人)	約 23,000	約 60,000	約 80,000	約 37,000
	死者数 (人) (冬 5 時)	約 270	約 1,300	約 2,400	約 70
人的・生活機能	負傷者数 (人) (冬 5 時)	約 13,000	約 47,000	約 66,000	約 4,000
	要救助者数 (人)	約 2,800	約 14,000	約 23,000	約 790
	帰宅困難者数 (人) ※ 3	約 980,000 (東海地震の警戒宣言発令時約 360,000)			
	避難所生活者数 (人) ※ 4	約 160,000	約 520,000	約 780,000	約 130,000
	要転院患者数 (人)	約 1,300	約 3,900	約 6,100	約 1,100
	医療対応不足数 (人)	約 50	約 280	約 530	0
	日常受療困難者数 (人)	約 12,000	約 42,000	約 69,000	約 11,000
	食糧不足数 (人分) ※ 5	—	約 400,000	約 720,000	—
	給水不足量 (トン) ※ 6	—	約 2,100	約 6,100	—
	経済被害 (億円)	約 17,000	約 63,000	約 120,000	約 14,000

※ 1 予知なしの場合

※ 2 養老一桑名一四日市断層帯は、津波が発生しない。

※ 3 全ての交通機関が停止すると想定

※ 4 発災 1 日後の想定

※ 5・6 食糧は不足数が最大となる発災 3 日目、給水は不足量が最大となる日の想定。

第3項 濃尾地震の再来に係る被害予測結果

(1) 再震の内容

明治 24 年 10 月 28 日、岐阜県本巣郡根尾村を震源として発生した濃尾地震が、今日再び発生したと仮定したもの

想定地震	規模	震源地	震源の深さ	食い違い量	推定地震断層
濃尾地震の再来	マグニチュード 8.0	岐阜県 本巣郡根尾村	30 km	約 6 m	岐阜一名古屋線 大垣一蟹江線

*内陸型大地震の発生の危険性や予知等は困難であるとされているので、内陸型大地震の一つの目安として、今日再び濃尾地震が再来した場合の被害予測が行われている。

(2) 自然現象の予測結果

ア 地震動の予測結果

地震基盤（第四紀洪積層上面）上での最大加速度は、断層線上で約 450 ガルを示すが、断層から遠ざかるに従って急速に減衰している。

本県内における地表面最大加速度は、断層から約 10km 以内では、400 ガルを超える他震動と予測される。

イ 液状化危険度の予測結果

(ア) 濃尾平野北西部から南部に達する地区及びその周辺部では、かなり激しい液状化が発生すると予測される。

(イ) 豊田市内、知多半島北部の一部地域で液状化発生の可能性が高いと予測される。

(ウ) 三河地区においても一部の地域で液状化の発生が予測される。

(3) 物的被害の予測結果

ア 振動による木造家屋の被害予測結果

全県の全壊・半壊棟数は、約 43 万 8 千棟で、県全体の木造家屋約 231 万棟の 19%が被害を受けると予測されている。

全壊被害は、尾張地方の、特に最大加速度 400 ガル以上になる地域に集中すると予測され、半壊被害の大半は、尾張地方の天白川以西に集中すると予測される。

イ 地震災害による木造家屋の被害予測結果

全県の被害は約 1,400 棟が焼失すると予測されているが、被害の多くは、名古屋市西部に集中している。

<木造家屋の被害予測結果>

要因	振動			火災
区分	全壊	半壊	計	焼失
被害棟数	132,817 (5.8)	305,207 (13.2)	439,522 (19.1)	1,498 (0.065)

注1) 木造建物棟総数：2,305,593 棟（平成2年1月1日を基準として各市町村から入手したもの）

注2) () 内は、被害率（%）を示す。

(4) 人的被害の予測結果

地震動や建築物の被害予測結果を基に算定すると、愛知県全体で、死者数は約 9 千 6 百人、負傷者数は約 4 万 9 千人と予測されている。

<人的被害者数>

区分	死者数	負傷者数	計
被害者数	9,604 (0.15)	48,810 (0.76)	58,414 (0.90)

注1) 人口：6,455,172 人（昭和60年国勢調査報告書による。）

注2) () 内は、被害率（%）を示す。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

『輝くまち みんなの知立』～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～を将来像に掲げ、生活の場としての安らぎと、誰もがいきいきと活躍する社会をめざしている知立市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1項 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

第2項 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3項 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1項 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

第2項 大規模広域災害への即応力の強化に係る事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

第3項 被災地への物資の円滑な供給に係る事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第4項 住民等の円滑かつ安全な避難に係る事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

第5項 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に係る事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

第6項 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第7項 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 市及び防災関係各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任と対策の体系化

第1項 市

知立市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに市内の公共的団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 知立市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づいて設置され、知立市防災会議条例（昭和45年知立市条例第23号）により組織運営されるもので、市域に係る防災に関する方針並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体その他の関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成、及びその実施の推進を図るとともに、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成、及びその実施の推進を図る。

（別冊資料編：第2編 1. 知立市防災会議条例）

第3項 県

愛知県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第4項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行なわれるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第5項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行なわれるようにその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

第6項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 市

事務又は業務の大綱
(1) 災害予防 ア 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 イ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 ウ 浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。 エ 公共土木施設、農地及び農林水産業用施設等の防災対策行う。 オ 浸水対策活動を行う。 カ 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 エ 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 オ 避難の指示を行う。 カ 被災者の救助を行う。 キ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置を行う。 ク 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ケ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 コ 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。 サ 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。 (3) 災害復旧・復興 ア 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧を行う。 (4) 南海トラフ地震に関する事前対策 ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

第2項 主な県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1)愛知県安城警察署	ア 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 イ 災害警備に関する防災意識の高揚を行う。 ウ 実態把握と基礎資料の整備を行う。 エ 災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備を行う。 オ 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 カ 災害を拡大させる恐れのある設備又は物件の除去を行う。 キ 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 ク 人命救助を行う。 ケ 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 コ 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 サ 警察広報を行う。 シ 災害に係る各種犯罪の取締を行う。 ス 危険物の取締を行う。 セ 他の機関の行う救助活動等に対する協力を行う。 ソ 緊急通行車両等確認及び確認証明書の交付を行う。
(2)愛知県西三河県民事務所	ア 災害に関する情報の収集伝達を行う。 イ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 ウ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
(3)愛知県知立建設事務所	ア 公共土木施設に対する応急措置を行う。 イ 公共土木施設の新設改良及び災害復旧を行う。
(4)愛知県衣浦東部保健所	災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
(5)愛知県西三河農林水産事務所	ア 農地及び農林水産用施設に対する応急措置を行う。 イ 農地及び農業用施設の新設、改良及び災害復旧を行う。

第3項 主な指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1)国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所 岡崎国道 維持出張所	国道1号、国道155号、国道23号（名豊道路）管理区間の改築工事、維持修繕その他管理

第4項 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊豊川駐屯部隊	自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。 ア 被害状況の把握を行う。 イ 避難の援助を行う。 ウ 遭難者等の捜索救助を行う。 エ 水防活動を行う。 オ 消防活動を行う。 カ 道路又は水路の啓開を行う。 キ 応急医療、救護及び防疫を行う。 ク 人員及び物資の緊急輸送を行う。 ケ 炊飯及び給水を行う。 コ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。

	サ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 シ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。
--	--

第5項 主な指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 西日本電信電話株式会社 東海支店	ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 カ 気象等警報を市町村へ連絡する。 キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
(3) 中部電力パワーグリッド株式会社刈谷営業所	ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 イ 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 ウ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。
(4) 東邦瓦斯株式会社（※）	ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 （※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
(5) 日本郵便株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第1編 第5章 市及び防災関係各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(6) KDD I 株式会社	ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
(7) 株式会社NTTドコモ	ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ウ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
(8) ソフトバンク株式会社	ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
(9) 楽天モバイル株式会社	ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
(10) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
(11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。
(12) 日本赤十字社	ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 イ 避難所の設置に係る支援を行う。 ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 エ 血液製剤の確保と供給を行う。 オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 カ 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

第6項 主な指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 名古屋鉄道株式会社	ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 イ 旅客の避難、救護を実施する。 ウ 列車の運転規制を行う。 エ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 オ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 カ 死傷者の救護及び処置を行う。

第1編 第5章 市及び防災関係各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

	キ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
(2)一般社団法人愛知県L P ガス協会 西三河支部三河中央分会 知立地区	ア L P ガス設備の災害予防措置を講ずる。 イ L P ガス設備の災害復旧する。
(3)愛知県道路公社	道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。※公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知県道路コンセッション株式会社が行う。

第7項 主な公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

団体又は管理者の名称	事務又は業務の大綱
(1)刈谷医師会知立支部	ア 医療及び助産活動の協力 イ 防疫その他保健衛生活動の協力
(2)知立市歯科医師会	ア 医療、保健衛生活動の協力 イ 身元確認活動の協力
(3)知立市薬剤師会	ア 医薬品等の供給及び保管管理活動の協力 イ 医薬品等の適正使用に関する活動の協力
(4)あいち中央農業協同組合	ア 農林水産関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災農林水産業者に対する融資あっせんの協力
(5)知立市商工会	ア 商工業関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災商工業に対する融資あっせんの協力
(6)知立市危険物安全協会	ア 防火思想の普及 イ 危険物取扱い知識の普及並びに自主防災体制の強化及び確立
(7)各自衛消防隊	事業所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応援措置
(8)文化、厚生、社会団体	ア 義援金品の募集及び配分 イ 被災者の救助等災害応急対策の協力
(9)知立建設業協会	災害発生時における緊急輸送道路の確保、障害物の除去、仮設住宅の建設その他災害応急措置の協力
(10)一般社団法人愛知県トラック協会安城部会	災害発生時における緊急輸送
(11)危険物施設等防災上重要な施設の管理者	防災管理上必要な措置の実施及び防災活動の協力
(12)知立市消防団	ア 防災訓練等の実施 イ 災害の予防、警戒及び防御等消防活動
(13)各土地改良区	かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更及び災害復旧の実施
(14)㈱キャッチネットワーク	ア 防災啓発に関する放送の実施 イ 災害情報等の放送の実施
(15)㈱エフエムキャッチ	ア 防災啓発に関する放送の実施 イ 災害情報等の放送の実施

第8項 衣浦東部広域連合

機関の名称	事務又は業務の大綱
消防局	ア 南海トラフ地震に関連する情報等の正確・迅速な情報伝達 イ 火災発生防止に関する広報 ウ 火災、浸水等の防除のための警戒協力 エ 迅速な救急救助のための体制 オ 防災活動協力

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

□ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 大地震が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても、大きな役割を果たすものと考えられる。
- 大地震により、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる、ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入れ体制の整備と、ボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。
- 企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。
 しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。
- 大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画(Business Continuity Plan)の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

第1項 知立市における措置

- (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り
 県及び市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動指針」に基づいた活動を実施するものとする。
- (2) 災害被害の軽減に向けた枠組み
 市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連

携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第2項 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

第3項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

第1項 知立市における措置

(1) 自主防災組織の推進

市は、「自主防災組織設置推進要綱」(昭和49年愛知県防災会議決定)に基づき、自主防災組織の設置・育成を行う。災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動の推進にかなりの成果を上げていることから、引続き自主防災組織連絡協議会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成などを行い、自主防災組織の設置・育成により一層努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を事前に把握し、これらの事業に参画して各種活動を通じて啓発、指導を図る。把握した訓練情報に関しては、自主防災連絡協議会等を通じて他の自主防災組織に共有し、市全体の防災力向上に努めるものとする。

(2) 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(3) 連携体制の確保

いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含め

た連携体制の構築を図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(5) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

第2項 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理（防災用倉庫の設置及び可搬ポンプ、消火器、スコップ、バール、ジャッキ等の配置）
- オ 公民館等への防災無線の設置
- カ 避難の指揮、指導と自主防災組織との連携
- キ 電話、FAX、同報無線、車による啓発・伝達等連絡方法や連絡強化マニュアルの作成
- ク 警報が発令されればただちに避難する心構えの指導、防災訓練の充実
- ケ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
 - イ 地域内被害状況等の情報の収集
 - ウ 救出、救護の実施及び協力
 - エ 住民に対する避難情報の伝達
 - オ 集団避難の実施
 - カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力
 - キ 被災ゴミを捨てる場所の指導等、自主防災班の応援班結成・応援のマニュアル化
- なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

第3項 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として、情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが、地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、市、社会福祉協議会など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、市が実施する防災勉強会等への共同参加、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

第4項 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入れ体制の整備

ア 福祉の里八ツ田内に、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

イ 災害時に、コーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）に、コーディネーターの派遣を要請する。

ウ 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

エ あらかじめ、平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

オ 防災訓練等において、NPO・ボランティア関係団体等の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) コーディネーターの確保

NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と、支援を求める者との調整役となる、コーディネーターの確保に努めるものとする。このためコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などによりNPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるための普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催など、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

(5) 各種の福祉ボランティアの人材確保

災害時における福祉救援ボランティア活動（地域における被災者の安否確認、要配慮者に対する継続的な日常生活支援、被災者のメンタルヘルス、要配慮者の固有のニーズに対応した活動）のため、あらかじめ、各種の福祉ボランティア（介護、保健、医療、障がい、心理、保育等）の人材確保に努める。

第3節 企業防災の促進

第1項 企業における措置

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に確認し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

第2項 知立市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）等の策定、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

県、市及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

□ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係り合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。そのために、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 道路、河川、上下水道、電力、ガス、鉄道、電信電話等各種公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。したがって、これらの公共施設について、震災後、1日も早い機能回復を図ることをはじめ、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物の耐震推進

第1項 知立市における措置

市は、地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日）以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることとする。

第2項 耐震改修促進計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、「学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者は耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない。」としている。

これらの特定建築物のうち、不特定多数の人が利用する一定規模以上のものについては、必要な耐震診断・改修が行われていないと認めるときは、所管行政庁は必要な指示をすることができ

ることとしており、既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対してパンフレットなどにより普及・啓発をしていくこととする。

また、既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

さらに、この法律に定める「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

第3項 公共建築物の耐震性の確保・向上

（1） 防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、適切な対応行動の誘導・啓発、休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。

これらの対策活動を円滑に進めるため、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

ア 防災上重要な建築物

- （ア） 市役所（災害対策本部）
- （イ） 病院（医療救護活動拠点）
- （ウ） 消防署、浄水施設（応急活動拠点）
- （エ） 市立小・中学校（避難所等）
- （オ） 社会福祉施設（要介護施設）
- （カ） その他不特定かつ多数のものが利用する公共施設

イ 防災上重要な建築物に対する対応

重要な建築物については、激甚な災害に当たっても大きな機能障害を発生させないため、国土交通省その他の研究機関による新技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災被害報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、次の諸点を推進する。

- （ア） 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- （イ） 既存建築物の耐震診断及び公共施設地震対策総合計画の推進
- （ウ） 既設建築物のうち耐震性に疑問のある建築物の耐震改修の促進

（2） 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。

第4項 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の促進

一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く市民に普及・啓発するとともに、住宅耐震相談コーナーの充実や耐震診断員の活用にも努めるものとする。

基本的には昭和56年6月の耐震基準施行以前の既存住宅の耐震改修を促進することにより、多数の者の安全確保と市街地の安全の確保を図る。

(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等の促進

ア 市が行う耐震診断への助成

県は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業を実施するものとする。

イ 市の耐震改修費・除却費補助事業への助成。

県は、旧基準住宅を対象に市の実施する耐震改修・除却に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。

(2) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

ア 簡易診断マニュアルの作成

既存の耐震診断基準等を基本とする予備的な診断方法（簡易診断マニュアル）を活用し、市内の建築士による耐震診断の促進を図る。

イ 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

ウ 耐震診断を行う建築技術者の養成に努める。

エ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的としたシンポジウム等を開催し、併せて、建築団体等の協力をもとに一般市民等の耐震診断、耐震工法、耐震補強等に関する相談窓口を開設して広報・周知活動を展開する。

オ 所有者等への指導等

特に、病院、百貨店、ホテル等の建築物の所有者等に対し、耐震診断・耐震改修の指導を積極的に行う。

カ 耐震診断への補助

市内にある昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で居住用に使用している建物の所有者を対象に木造住宅に関しては無料耐震診断を行い、非木造住宅に関しては耐震診断の補助を行う。

なお、県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。

キ 耐震改修費・除却費補助事業への助成

耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市の耐震改修費・除却費補助事業に助成することにより、耐震改修の促進を図るものとする。

(3) 建築物の落下物対策の推進

落下物対策の効果的な推進を図る。

ア 一般建築物の落下物防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

(ア) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策や家具等の倒壊防止対策等の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(ア) 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

また、一定の条件を満たす危険なブロック塀を除去した場合に助成を行う。

第5項 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

- (1) 応急危険度判定士の養成等
県と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。
- (2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進
市、県及び建築関係団体は、震災後における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

第6項 都市建築物の防災対策

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く県民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第2節 交通関係施設等の整備

第1項 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

第2項 道路施設

地震により道路、橋梁等が被災することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。

このため、各道路管理者は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「災害に強い道路ネットワークの整備」、「道路橋等の耐震性の向上」、「ライフライン共同収容施設の整備」、「情報ネットワークの整備」を推進する。

また、災害応急活動の実施に必要な、物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路及びびくしの歯ルート（津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路）を事前に指定するとともに、その整備に努める。

- (1) 道路・橋梁等の整備

ア 道路の整備

各道路管理者は、道路が災害時における防火帯及び消火、救護活動の動脈として重要な施設であることにかんがみ、幅員、構造等については防災の目的を考慮して計画する。

また、道路整備事業において、落石、法面崩壊等による災害防止のため道路沿いの家屋危険箇所、降雨による注意箇所、バス路線危険箇所等を重点に各種工事を実施する。

特に地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊、埋立地等軟弱地帯にある亀裂沈下、法面からの土砂・岩石の崩壊等が想定される。これらについては、

緊急度の高いところから速やかな対策を実施することにより、道路施設等の改善・強化を図ることとする。

イ 橋梁の整備

橋梁の損傷としては、橋脚、橋台の移動、転倒等による被害、これに伴う上部工の二次的被害、支持地盤力の低下による被害、あるいは橋座、支持部の被害等が想定される。

各道路管理者は、定期的な点検を実施し、この結果を基に、順次強化対策を実施する。

ウ 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国の定めた「立体横断施設技術基準」に基づき建設されていることから、地震に対して構造物の安全上の問題は少ないと考えられるが建設後の維持管理、気象条件等により構造細目に変化を生じていることも考えられる。

各道路管理者は、安全点検を実施し、補強等の対策が必要とされるものについて、順次工事を実施する。

エ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

オ 道路情報システムの整備

迅速な応急対策を実施するため、国道、県道等の各道路管理者が収集した道路通行規制情報を関係機関で共有化に努める。

カ 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(2) 緊急輸送道路の指定

隣接市町村と市内の要所(庁舎、幹部交番、消防署、防災拠点等)を有機的に結ぶ主要道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

(別冊資料編：第1編 12. 指定避難施設・緊急輸送道路)

(3) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者と連携を図りながら、耐震性の強化など緊急輸送道路の整備を行う。

また、緊急輸送道路の沿線地域についても不燃化、耐震化などの整備を行う。

(4) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路(代替・補完路を含む。)として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

第3項 交通安全施設等

災害発生時における緊急交通路の確保を図るため、交通安全施設等の増強、整備に努める。

(1) 信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機用非常電源装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の効率を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

第4項 鉄道

(1) 名古屋鉄道株式会社

新しい構造物は十分耐震性のあるものとしているが、従来の構造物も補修、改良を図って耐震性の強化及び整備に努める。また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策を講ずるものとする。

ア 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物の中には転倒破壊等をしなかったものもかなりあるが、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

ウ 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

エ 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

オ 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

カ 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

(ア) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(ウ) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

(エ) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

(2) その他

その他、乗客の安全確保、交通渋滞の防止を図るため、災害時におけるコミュニティーバス等の運行方法などマニュアル化を図る。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

第1項 施設管理者等における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、市、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第2項 電力施設

電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。

(1) 設備面の対策

ア 変電設備

主要設備及び主要機器は、ほとんど被害が生じないものと思われるが、過去に発生した災害やこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

(ウ) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第3項 ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を及ぼす。このため、地震による被害発生を軽減するよう努めるとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止し、早期復旧を図るため、次の対策を講じていくものとする。

各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導入管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI 値（*）、加速度値等を収集できるよう整備する。

*SI 値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm/秒）で表される。

この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が 0.1 秒～ 2.5 秒の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

（3）マイコンメーターの設置の推進

各需要家に、地震やガス漏れなどの異常時にガスを自動的に遮断するマイコンメーターの設置を推進する。

（4）応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。
（非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他）

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面は整備されているが、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

第4項 上水道

震災による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の防災性の強化に努める。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立に努める。

（1）施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震

施工を考慮する必要がある。特に、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。

その他、操作盤の転倒防止対策、ポンペ、劇薬、毒物等には十分な配慮をしておくものとする。

県（企業庁）においては、災害時における緊急生活必要水量を確保し、浄水場間で応急水量の相互融通が行えるよう、広域調整池及び連絡管の整備に努める。

なお、水道施設設計施工については、「水道施設耐震工法指針解説（日本水道協会制定）」及び「水道施設耐震工法の手引き（昭和55年5月26日付55環第84号）」に準拠する。

（2） 応急給水用資機材の点検補修

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する。給水方法は、指定避難所、医療施設等の拠点給水を原則とし、供給される飲料水は、水道水を原則とする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

（3） 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの拠点給水を、供給される飲料水は水道水を原則とし、補完的にプール、池の水を災害用ろ水機でろ過した水等を用いる。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

また応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努めていく。

（4） 協力体制の確立

水道事業者（市）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力するものとする。

激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。

第5項 下水道

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所の補強、整備に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努める。また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図るものとする。

下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、国による「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

（1） 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強す

る。

また、新たに下水管渠を布設する場合には、基礎、地盤条件など、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に布設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化の恐れのある地盤に布設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場施設の対策

下水道管理者は、最低限の排水機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化の恐れのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 応援体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、応援体制を確立する。

(6) 民間団体の協力

下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第6項 通信施設

東海地震のような予知・海溝型地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力を挙げて取り組む必要がある。また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルの寸断等の障害が予想されるため、このような場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本的対策を策定し、各種通信対策を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

(ア) 設備の耐震対策

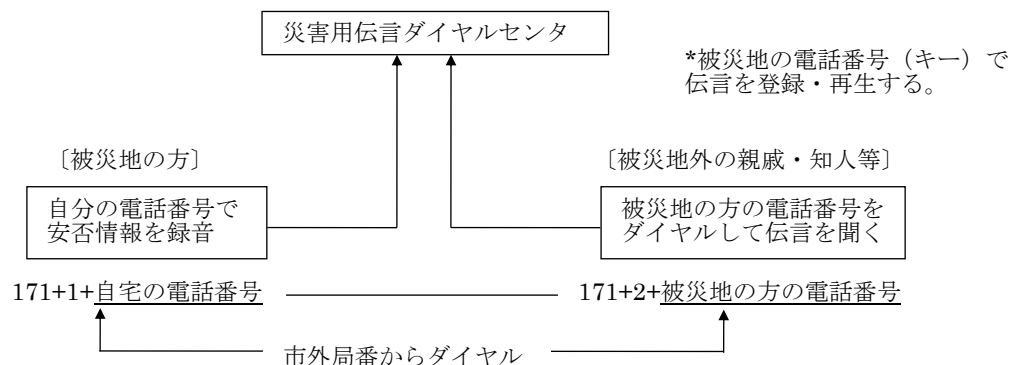
- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備

- b 防水扉・防潮板の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 大都市における洞道網の建設促進及び整備
- (エ) 各種災害対策機器の整備
 - a 孤立防止用衛星電話機の配備
 - b 可搬型無線機の増配備
 - c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の増配備
 - d 舟艇の増配備
 - e 防災用資機材の増配備
- (オ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 設備の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常呼集の訓練
- (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化
- (キ) 災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルのシステム



災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、N T T東日本及びN T T西日本のネットワーク上に配置した伝言蓄積装置に安否等の情報を蓄積して被災者の安否確認を行うものである。震度6弱以上の地震が発生した場合には直ちに、また、警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏のN T T一般電話番号（市外局番を含む）。また、災害発生時にN T Tが県単位に指定する。）
利用可能電話	N T Tの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INS ネット 64、I N S ネット 1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時）

	携帯電話、PHS（一部事業者を除く）
伝言蓄積数	1 電話当たり 1～10 伝言
伝言録音時間	1 伝言 30 秒以内
伝言の保存期間	登録後 2 日間（48 時間）
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録再生とも必要）
暗証番号付き伝言	4 桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

(ク) 被災時に情報が氾濫した場合に正確な情報を把握するための情報の共有化ツール避難所、自治体、ボランティア等を結ぶ「被災地ネットワーク」システムの開発あらかじめ又は臨機にあらかじめ又は臨機に避難所（学校、公民館）、自治体、市役所、警察、消防、病院等を結んだコンピュータネットワークの開発

(ケ) 災害用ブロードバンド伝言板の活用

インターネットを利用して安否確認を行う災害用ブロードバンド伝言板を災害用ダイヤルの提供に準じて運用する。

イ KDDI 株式会社

KDDI 株式会社は、国内・国際電気通信及び移動通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

(ア) 可能な限り代替伝送路を設定し、回線の確保を図る。

(イ) 商用電源、自家発電等通信用電源の確保に必要な措置を行う。

(ウ) 車載型無線基地局、移動電源車等を被災地域へ派遣し、通信の応急復旧を図る。

ウ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設損壊等の障害が予想されるため、このような場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 重要通信センターの分散化

(エ) 各種災害対策機器の配備

- a 移動無線基地局車の配備
- b 移動電源車の配備
- c 非常用マイクロ設備の配備
- d 衛星携帯電話及び携帯電話の配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練

- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練
- d 社員の非常呼集の訓練
- (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
蓄電池、発電装置の長時間化
- (キ) 被災地域への通信の疎通確保対策
 - a 災害対策機器による通信の疎通確保
 - b 非常用基地局による通信の疎通確保
- (ク) 株式会社N T T ドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、i モード災害用伝言板サービスを運用する。

i モード災害用伝言サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、i モードセンタを通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。(利用料金は無料)

項 目	内 容
運用条件	震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺
メッセージ登録可能件数	1 携帯番号あたり 10 件
メッセージ登録内容	状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択） 日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所にいます」 英語版：「I' m okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント（全角100(半角200)文字以内）
メッセージ確認可能エリア	全国のi モードサービス利用可能エリア
メッセージ登録方法	①iMenu のトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ②「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ③現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。 ④「登録を押す。」
メッセージ確認方法	①iMenu のトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ②「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ③安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。 ④メッセージを選択し、登録されている状況を確認する。
その他	docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示する。

エ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火・防潮対策

- a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- b 防水扉・防潮板の設置
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び情報伝達
 - b 非常召集
 - c 災害時における通信の疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧
 - f 消防
 - g 避難と救護
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
衛星回線により基地局伝送路の検討
- (カ) 緊急輸送対策
委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
 - (イ) 防火対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
 - (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達
 - b 非常招集
 - c 災害時における通信疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧
 - f 消防
 - g 避難と救護
 - (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討
 - (カ) 緊急連絡手段確保対策
コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備
 - (キ) 緊急輸送対策
関係機関との連携による輸送手段の確保の検討
- (2) 専用通信
- 災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。

現在、県、市町村、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、道路公団、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

- ア 耐震性の強化
 - 局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。
- イ 伝送路の強化
 - 通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の維持、管理を行い、市内全域をカバーできるようにする。
- ウ 装置、器材の充実
 - 予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。
- エ 定期的な点検の実施
 - 常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。
- オ 防災訓練等の実施
 - 通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。
- カ 移動系無線局の配備
 - 防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用を努めるものとする。
- (3) 各種通信対策
 - ア 防災相互通信用無線局
 - 災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。
(一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。)
 - イ 放送
 - 放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。
 - (ア) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。
 - (イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
 - (ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
 - (エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
 - (オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。
 - ウ 非常通信
 - 地震が発生し、又は発生する恐れがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。
 - (ア) 非常通信協議会の拡充強化
 - (イ) 非常通信訓練の実施
 - (ウ) 非常通信訓練の総点検
 - エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

第7項 農地及び農業用施設

農地、樋門及び水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努めるものとする。

(1) 樋門、水路等の整備

樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震設計に合った構造で新設又は改修を行う。

(2) ため池等の整備

管理者は、ため池についてその実態を常に把握し、老朽化、余水吐の能力不足等がみられる場合には、耐震設計に合った構造で改修工事を推進し、漏水による下流地域の災害を未然に防止するよう努める。

第4節 文化財の保護

建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想される。

被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図るため所有者と連携のうえ適切な措置を講ずるものとする。

第1項 平常時からの対策

(1) 国指定・登録、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名

イ 所有文化財名（指定・登録区分、種別、員数、指定年度、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図

(2) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(3) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

第2項 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

(2) 対処方針の作成・提出

- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

第3項 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

第4項 災害時の対応

災害時の対応は以下の項目を実施するものとする。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第5項 応急協力体制

教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者の協力等により、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1項 県及び知立市における措置

県は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。なお、東南海・南海地震防災対策推進地域については、「地震防災緊急事業五箇年計画」により整備する。

また、県及び市は地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

第2項 地震対策緊急整備事業計画

- (1) 概要
 - ア 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画。
 - イ 作成主体は、都道府県知事。
 - ウ 計画の内容は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備に関する事項。
 - エ 一部の事業については、国の補助率嵩上げがある。
 - オ 現在この計画に基づく事業は実施しておりません。

- (2) 経緯

昭和55年に初めて5か年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、7年度、12年度、17年度、22年度、27年度、令和2年度の8回、それぞれ5年間期間を延長

しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。

第3項 地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 概要

- ア 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画。
- イ 計画の対象地域は、愛知県全域。
- ウ 作成主体は、都道府県知事。
- エ 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等。
- オ 一部の事業については、国の補助率の嵩上げがある。
- カ 現在この計画に基づく事業は実施しておりません。

(2) 経緯

平成8年度から平成12年度を計画期間とする第1次五箇年計画を作成し、その後、第2次五箇年計画（平成13年～17年度）、第3次五箇年計画（平成18～22年度）、第4次五箇年計画（平成23～27年度）、第5次五箇年計画（平成28年度～令和2年度）を経て、現在、第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）に基づき事業を実施してきている。

第4項 単独事業等

(1) 防災対策事業

市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

(2) 補助事業

地震防災対策事業の推進を図るため、県費補助金を活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

□ 基本方針

- 地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。

知立市も人口の増加に伴い都市の拡大と高密度化、危険物施設の増大、自動車の激増等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、大地震がひとたび発生すると、かつてない大被害をこうむる恐れがある。

これに対して、道路等の公共施設の耐震化を図っているところであるが、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては、都市全体の防災構造化を図る必要がある。

- 前述した公共施設等の耐震不燃化に加えて、都市のオープンスペースの確保が重要である。特に、平成7年の阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難場所として利用されたり、救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことから、避難路、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進していくものとする。

- また、阪神・淡路大震災において、著しい被害を受けた地域は、おおむね街路等が未整備であり、木造老朽家屋が密集した地区など、土地区画整理事業が行われていない地域が多かったことから、消防活動困難地域の解消に資する道路の整備や、土地区画整理事業、市街地再開発などの市街地整備を今後とも促進する。

さらに、都市計画においては、防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を促進する。

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 防災上重要な都市施設の整備

第1項 知立市における措置

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

特に、近年における都市化の進展に伴い、市街地の急激な拡大によって都市におけるオープンスペースが急激に減少し、地域住民の生活環境を悪化させるとともに、大震火災に対する危険性をさらに増大させているのが現状である。

こうした大震火災による被害をできる限り少なくするため、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

（1） 防災対策に資する公園緑地の配置計画

公園緑地の配置計画については、市が策定する「緑の基本計画」において、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能及び景観形成機能の4機能別に検討を行い、防災機能については、より効果的となる配置計画としていく。

（2） 都市公園の整備

公園は、レクリエーションや環境保全の機能のほかに、震災時における避難場所、或いは火災の延焼阻止のためのオープンスペースとして防災上重要な役割を持っている。

このため、都市公園の新設、既存公園の利用によりオープンスペースを確保し、防災性

の高い公園の整備を推進する。

また、都市公園法施行令の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的利用が可能な広場の確保、耐火効果に優れた樹木による緑化などに努める。

(3) 農地の整備

農地は、環境保全機能のほかに、震災時における火災の延焼防止、或いは被災者への食料供給等防災上重要な役割を持っている。

このため、各種優遇制度の活用や乱開発規制を行うことにより、農地の保全を推進する。

(4) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2節 建築物の不燃化の促進

第1項 知立市における措置

(1) 建築物の防火規制

ア 防火地域、準防火地域の指定

都市には建築物が密集しており、地震による火災の被害発生のおそれ大きい。

これに対処するため、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い都市防火の効果を高めることを目的として防火地域制度が採用されている。

防火地域・準防火地域は建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域に指定することとなっている。

ここで、防火地域内の新規の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることと規定されており、準防火地域内の新規の大規模建築物又は高層ビルは耐火建築物、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

このような制度の活用により、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。

イ 建築物の不燃対策

市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域が指定されている。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

建築物自体の耐火・防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火

建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第3節 市街地の面的な整備・改善

第1項 知立市における措置

木造密集市街地や都市施設が不足している低層過密地について、市街地再開発事業や土地区画整理事業を推進し、耐震耐火建築物の建設や道路、公園等公共施設の総合的な整備など防災性の向上を図る。

特に人口密集地等で人家が連担し、道路が十分整備されていないため十分な消防活動ができない区域においては幅員6m以上の道路の新設又は拡幅改良を行う。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

□ 基本方針

- 土地は、人の生活、生産活動の基盤であり、土地利用計画に当たっては自然条件や土地の形質を十分に把握し、地盤災害の防止に留意して進めなければならない。
市内における農地、森林地からの宅地等の都市的利用への転換などの土地利用の変化は、地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項である。
地震の発生によりこうした地域を中心に、地割れ・液状化等種々の地盤災害が予想されるので、その予防に万全を期すことが必要である。
- 特に、地震災害の予防的見地から、造成地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。さらに、地盤沈下地域については、地震及びその後の豪雨による二次災害の恐れがあることから、これらの地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。
- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

第1節 土地利用の適正誘導

第1項 知立市における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る予防を検討する必要がある。

このほか地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、防災ガイドや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

第2節 液状化対策の推進

第1項 知立市における措置

近年、液状化に関する研究や対策工法の開発については、かなりの進展をみているものの、小規模な住宅や事務所等の建築物など対策が義務付けられていない場合には、十分な液状化対策がなされていないのが実情である。

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。そこで、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の普及を行うことが大切である。また、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

今後、市では、以下のような内容に基づき液状化対策を推進していくものとする。

- (1) 液状化予防対策

- ア 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。
(根拠規定:建築基準法施行令第42条)
- イ 小規模建築物(階数が3以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。
- (2) 液状化対策工法
地盤に液状化可能性がある場合、対策としては以下の場合がある。
 - ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
 - イ 締固め、置換、団結等有効な地盤改良を行う。
 - ウ 基礎杭を用いる。

第3節 宅地造成の規制誘導

第1項 知立市における措置

宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進めるとともに、現行基準においてもより安全な宅地とするための指導を強めることとする。

- (1) 宅地造成工事規制区域
宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域がある場合、宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。
- (2) 宅地危険箇所の防災パトロール
災害防災パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第4節 地盤沈下の防止

第1項 知立市における措置

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を停止させることを目標とする。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

第1項 知立市における措置

- (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録
被災宅地危険度判定連絡協議会や県と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。
- (2) 被災宅地危険度判定推進部会の設置
地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、必要に応じて被災宅地危険度判定推進部会の設置を行い、体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

□ 基本方針

- 地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。
- また、消防学校において、地震等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。

第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備

第1項 知立市及び防災関係機関における措置

(1) 情報連絡施設の整備

迅速で確実な災害対策をとるために、県及び市町村等防災関係機関を結ぶ「高度情報通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備、さらに報道関係機関との間の放送局ホットライン及び防災行政無線（同報無線）の円滑な運用を図るものとする。

(2) 防災情報システムの整備

ア 防災情報システムの概要

被害状況等の把握のために、監視カメラシステム等の整備に努めるとともに、市内に設置されている地震計システムの活用を図るものとする。また、被害状況等を市民等に伝達するために、ケーブルテレビ等の活用にも努めるとともに、情報ネットワークセンターやパソコン通信システムの活用にも努める。

さらに、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを旨とするため導入した市町村防災支援システムの活用にも努める。

イ 防災情報システムの耐震化

地震動への備えとして、防災情報システムのコンピュータが設置される場所には、振動を緩和する免震床を設置するよう努め、停電時に障害を受けないよう無停電電源装置の整備にも努める。また、主要な機器に対してはシステム二重化を施すよう努める。

(3) 防災ヘリポートの指定及び整備

道路や橋梁等の被害により車両による輸送が困難になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所を指定し、整備を行う。

(4) 防災用拠点施設の整備促進

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な市施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(5) 防災中枢機能の充実

市は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常通信手段の確保を図るものとする。

また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(6) 防災用拠点施設の屋上番号標示

防災用拠点施設の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

(7) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食料等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(8) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(9) 人材の育成等

ア 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、名古屋大学減災連携研究センターへの職員派遣やあいち・なごや強靱化共創センターが行う研修等への参加により、人材の育成を図る。

イ 市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(10) 防災関係機関相互の連携

ア 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

（11） 緊急地震速報の伝達体制整備

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

第2項 消防機関（知立市）における措置

（1） 消火活動実施体制の整備

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、衣浦東部広域連合と連携して消防力を強化する。

（2） 消火用資機材の充実

衣浦東部広域連合と連携を取り、衣浦東部広域連合の消防計画に基づく消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防力の整備を進めるとともに、市の自主防災事業補助金交付要綱に基づく自主防災会による防災倉庫の防災用品の充実や、市内全域の街角などに消火器を配置するなどの整備を行う。

また、防火水槽を中心とする震災時の消火活動に資する消防水利の確保対策が重要であることから、防火水槽、耐震性貯水槽等の設置および耐震化のほか、ビル保有水の活用、河川・ため池等の自然水利の確保対策が重要である。消防水利は、消火栓のみに偏することなく、消防水利の基準に基づき、防火水槽の整備を図っていく必要がある。

なお、震災時には、道路等が寸断され、消防職員等による消防ポンプ自動車の活躍が難しいことも想定される。その場合には、住民による可搬式動力ポンプの操作がより効果的であるため、自主防災組織等における可搬式動力ポンプの整備を促進する。

（3） 消防団の育成・強化

将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団に対して、震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練および知識の指導教育等を総合的に推進する。さらに消防団員を地域のリーダーとして養成し、災害時に配置する。

（4） 広域応援体制の整備

広域消防応援協定を結び、大規模震災時には相互に積極的な応援受入れ及び応援を行うものとする。また、同時多発火災、要救助者、要搬送者が同時に多数生じた場合の応援隊・自衛隊との協力体制について、平常時より取り決めておき、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

第3項 情報の収集・連絡体制の整備等

（1） 情報の収集・連絡体制

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

（2） 通信施設・設備等

ア 通信施設の防災構造化等

通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第4項 非常用水源の確保

(1) 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

ア 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定に当たっては、給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者を対象とする。

なお、水に使用する水源は、水源地、配水池、防災用貯水槽等の水道施設を原則として使用する。

応急給水量は下表に示すとおり、被災後の経過日数ごとに目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各仮設給水栓

イ 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

(ア) 給水拠点での応急給水

最寄水道施設又は県営水道を利用した応急給水支援設備等により応急給水する。

(イ) 水道用貯留施設の利用

浄水池、配水池、配水塔、耐震性貯水槽

(ウ) 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

(エ) プール、ため池、沈澱池、河川の利用

比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておく。飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。

(オ) 井戸の利用

井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用に当たっては水質に十分注意してから使用すること。

生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

第5項 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第6項 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

第7項 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 市は知立市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）を策定している。円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含め具体的に示した。

- (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

- (3) 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第8項 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該事務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第6章 避難行動の促進対策

□ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道関係機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用し気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

第1項 知立市における措置

さまざまな環境化にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2項 知立市及びライフライン事業者における措置

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

第1項 知立市における措置

(1) 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(2) 広域避難場所

広域避難場所は、発災後の周辺市街地大火による輻射熱から、避難者の生命を保護、確保するための防災上必要な施設を設け、救護復旧の拠点としての機能を果たす。このため、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全

な避難先を選定し、確保する。

なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- ア 広域避難場所は、大震火災からの避難を中心に考え、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。なお、避難場所が不足した場合のことを想定して、民間企業の敷地を利用することについて検討を行う。
 - イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
 - ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置するものとする。
 - エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
 - オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
 - カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
 - キ 広域避難場所には消防水利、及び消防資機材置場、仮設トイレ等の施設、食糧備蓄施設等の防災上必要な施設を設ける。
 - ク 災害時には多量の廃棄物が発生することが予想されるため、広域避難場所のうちの1～2箇所を廃棄物の集積所として選定する。
 - ケ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。
- (3) 一時避難場所
- 広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。
- なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

第2項 避難路の選定

市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。また、大地震の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。

また、市街地の状況に応じて避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

第1項 知立市における措置

(1) マニュアルの作成

避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 収集できる情報として気象予警報及び気象情報を踏まえること
- イ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- ウ 区域の設定にあたっては、愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）を踏まえるとともに市長自らが躊躇なく避難情報を発令で

きるよう具体的な区域を設定すること

エ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

第1項 知立市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

避難計画の作成にあたり、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ

め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- イ 義務教育の児童、生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所の選定、避難所等の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第2項 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 第1項（3）避難行動要支援者対策参照

第5節 避難に関する意識啓発

第1項 知立市における措置

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、災害危険地域を明示した防災マップや、広報紙・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。

（1）緊急避難場所等の広報

次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

（ア） 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

（イ） 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

（2）避難のための知識の普及

必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

（ア） 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

（イ） 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

（ウ） 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危

険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと

ウ 避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を原則とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。

ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

□ 基本方針

- 大地震の発生時には、津波や崖崩れの危険地域や、火災の延焼などの二次災害の恐れのある区域内の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。
また、激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大、さらには大規模な崖崩れ等が発生し、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われるなどにより、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされる事態が予測される。
- あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 近年の急速な高齢化や国際化、さらには市民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図るものとする。
- 施設等管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用するものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。
- 市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備の推進や教育・広報活動などの体制づくりに努めるものとする。

第1節 避難所の指定・整備

第1項 知立市における措置

（1）避難所等の整備

地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに、避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

（2）避難所の指定

- ア 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。
- イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- ウ 避難所として使用することによる行政上への支障、災害救援上の問題点の把握を行い、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- エ 指定に当たっては、原則として防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することとする。
- オ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。
- (3) 福祉避難所の整備
- ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所における防災機能の強化

- ア 自家発電機、仮設トイレ、テレビ、ラジオの確保
- イ 毛布、食料、飲料水を備蓄、給水用容器の確保

(5) 避難所における必要面積の確保

避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保に努める。

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける

(※人数に応じて区画の広さは調整する。)

(6) 避難所が備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくように努める。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、ワープロ等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

エ 避難者数、避難日数を想定した備蓄品目：食糧（乳児用粉ミルクを含む。）、飲料水、寝具等物資

オ 衛生管理施設・仮設トイレ等

(7) 避難所の運営体制の整備

ア 「知立市避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ マニュアルや訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「知立市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策における運営の手引き）」や県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(8) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

第2節 要配慮者支援対策

第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 関係機関との役割分担の明確化

災害時の安否確認、避難誘導が有効に機能するためには、地域住民の協力が必要不可欠であり、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携を図り、あらかじめ関係機関と役割分担を明確にする。

特に、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入をしている患者等は、医療行為が受けられなくなると命に関わることから、事前に医療機関の協力が得られるよう、調整をはかっておくものとする。さらに、市内の医療機関ばかりではなく、近隣市の医療機関の協力が得られるよう、援助協定を結ぶなど広域的体制を確立する。

イ 要配慮者に対する情報提供

(ア) 情報伝達網の整備

a 自主防災組織、町内会、ボランティアが一体となった緊急連絡体制の整備に努める。

b 老人クラブ、障がい者団体等を通じた情報提供システムの構築に努める。

(イ) 情報伝達手段の確保

a 広報車、有線放送、同報無線、自主防災組織など、できるだけ多くの情報伝達手段の確保に努める。

b 視覚障がい者、聴覚障がい者にあっては、コミュニケーション面でハンディーキャップがあることから、情報伝達手段の確保の方法について特に配慮する。

ウ 要配慮者のニーズに即した情報提供

(ア) 介護用品、日常生活用品の入手先等、要配慮者のニーズに即した情報提供に努める。

(イ) 保健、医療、福祉サービス情報の相談窓口の設置に努める。

(ウ) 情報の輻輳化を防止するため、各種福祉団体やボランティア団体との協力連携による相談窓口の一本化に努める。

エ 緊急警報システム等の整備

要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

オ 応援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

また、知立市社会福祉協議会が進めている災害協定及び協働事業担当者会議などの活動に必要な支援、協力を行い、要配慮者（避難行動要支援者）の応援協力体制の確立に努めるものとする。

カ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

キ 要配慮者等の状況把握

- (ア) 避難所毎に所在情報の把握ができる体制の整備
- (イ) 保健・医療・福祉サービス面等避難行動要支援者ニーズの把握
- (ウ) 定期的な所在情報の調査の実施

(3) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者対策の整理

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定め、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

a 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (a) ひとり暮らし高齢者として市に登録されている者
- (b) 要介護認定区分が3から5までの者（施設入居者を除く）
- (c) 要介護度2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者（施設入居者を除く）
- (d) 要介護度2以下で障がい高齢者の日常生活自立度B以上の者（施設入居者を除く）
- (e) 身体障がい者のうち、障がい程度1級から3級までの肢体不自由、障がい程度1級から6級までの視覚障がい者又は聴覚障がい者
- (f) 知的障がい者のうち、療育手帳による障がいの程度がA判定もしくはB判定の者又はこれと同程度の障がいである者
- (g) 精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳による障がいの程度が1級若しくは2級である者
- (h) 特定医療費（指定難病）受給者証をもっている者のうち、自ら避難することが困難な者
- (i) その他支援を希望するもので市長が支援を必要と認めたもの

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登録される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。なお、避難支援等関係者は、自主防災組織・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行うものとする。

(オ) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、個別避難計画情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情

報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用
に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、個別避難計画情報を
広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。なお、避難支援等関係者は、自主防災組織・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機
関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行うものとする。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、
地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計
画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画
の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運
用が図られるよう努めるものとする。

エ 災害時における開示方法

災害時には安否確認等に役立てるため、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、
ボランティアの協力の下に、地域（町内会）に情報を開示する必要があることから、プ
ライバシーに配慮しつつ、開示方法についてあらかじめ検討しておくものとする。

(ア) 避難行動要支援者及び家族へ情報収集、情報開示に関する了承の確立

(イ) 住所、氏名、緊急連絡先等開示内容の設定

(ウ) 開示団体の設定

(4) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を
必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動
特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、
次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用記号）を用いる
など簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体
で、災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進するとともに、多言語の防災
マップの配布を転入時等に配布する。

エ 外国人向けの防災講座開催と防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 発災期における外国人への情報提供に努める。

カ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報等を活用する。

(5) 災害ケースマネジメント

市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケー
スマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者
に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等
に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者支援体制の整備

第1項 県及び知立市における措置

(1) 県及び市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力

で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

- ア 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報
「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。
 - イ 事業者による物資の備蓄等の促進
企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。
 - ウ 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保
県及び市は旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。
- (2) 県、市及び関係事業者等は、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者対策のための対策協議会等を設置し、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組により安全確保対策を進めるものとする。

第2項 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政エリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

□ 基本方針

- 消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、告示及び運用指針等によるほか総務省消防庁、愛知県及び県下各消防本部等と連絡を十分に行い、市内における危険物施設関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者（以下「危険物施設関係者等」という。）及び危険物取扱作業従事者さらに知立市危険物安全協会と緊密な連携をとり、災害予防の体制の円滑な推進を図るものとする。
- 都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により地質に伴う大規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。
このため、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるものとする。

第1節 火災予防対策に関する指導

第1項 知立市における措置

（1） 一般家庭に対する指導

地区の町内会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

（2） 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。また、消火栓が使用不能になった場合、河川を有効利用するため、取水可能な場所の再点検を実施する。

（3） 立入検査の強化

消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

（4） 危険物等の保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（5） 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

(6) 消防設備士教育の徹底

消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上を図るため、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努めるものとする。

(7) 建築同意制度の活用

建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

第2節 消防力の強化

第1項 知立市における措置

次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、消防団員を地域のリーダーとして養成し、災害時に配置するなど広域消防体制の整備を図るものとする。また、消防団が自主防災組織及び区域内の防災に関する組織の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講じるよう努める。

(2) 消防施設等の整備強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備や自主防災組織等の消火器具及び救助器具の整備の充実等を進めるものとする。

第3節 危険物防災計画

第1項 知立市における措置

(1) 防災教育・指導

ア 危険物施設関係者等

関係法令及び規制業務執行上の心得と実技について、予防の具体的な方法を指導するとともに、各種災害を想定して視聴覚による効果的な教育を行い、人員、資機材等の有効活用による訓練指導を行う。また、危険物災害が発作したときは、その概要と予防措置に関し、さらに危険物関係法令の改善のあったときはその要点と具体策等に関し研修を行う。

イ 危険物保安監督者

消防法第13条に基づき選任し、届出をさせるとともに、貯蔵・取扱関係者に対する指導の徹底を図る。

ウ 危険物取扱作業従事者

危険物施設関係者等に準じて行う。

(2) 予防規程

危険物施設の規模と実態に応じ、火災及びその他の災害発生の予防のため、予防規程の作成を指導し、自営組織、保安教育、施設の点検及び取扱作業等の自主保安体制の徹底を図る。

第2項 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、研究室、実験室等薬品保有施設の所有者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 危険物施設等の規制

危険物施設（貯蔵・取扱所）として許可された施設は、消防法に基づき次の規制を行う。

ア 規制の方針

危険物施設の位置、構造、設備が常に技術上の基準に適合するよう、その維持、管理及び貯蔵、取扱基準の遵守について指導を行う。

イ 規制区分

(ア) 設置及び変更に対する審査及び許可

(イ) 完成検査前検査

(ウ) 完成検査

(エ) 仮貯蔵、仮取扱及び仮使用の承認

ウ 危険物施設の定期点検の実施

危険物施設関係者等は、定期点検を行いその点検記録簿を作成し、保存しておくこと。

第4節 毒物劇物取扱施設防災計画

第1項 知立市における措置

消防法第8条の既定の基づき消防計画を立てなければならない関係施設については、次の事項を指導する。

(1) 貯蔵・取扱をする液化石油ガス、毒劇物の届出

(2) 火災発生時の物質の所在

(3) 消防隊への情報の提供

第5節 放射性物質保安対策

特殊な災害対策の一つとして、放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）に係わる災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関等との連携の下に、予防対策の整備を図る。

第1項 知立市における措置

(1) 防護資機材の整備

予防対策を実施するため、必要に応じ放射線測定器（個人被ばく線測定用具を含む）放射線防護服等の整備を図る。

(2) 防災対策資料の整備

放射線物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努める。

第2項 事業者における措置

- (1) 施設等の防災対策
事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。
 - ア 施設の不燃化等の推進
 - イ 放射線による被ばくの予防対策の推進
 - ウ 施設等における放射線量の把握
 - エ 自衛消防体制の充実
 - オ 通報体制の整備
 - カ 放射性物質を取扱う業務関係者への教育の実施
 - キ 防災訓練等の実施
- (2) 放射線被ばく者診断医療機関(専門医)の確保
放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

第3項 防災関係機関における措置

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練等に努めるものとする。

第9章 広域応援・受援体制の整備

□ 基本方針

大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

第1項 知立市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(別冊資料編：第3編 応援協定等)

(3) 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第2項 県における措置

(1) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(2) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

第1項 知立市における措置

(1) 緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域消防相互応援協定

愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

別冊資料編 第3編（3・愛知県内広域消防相互応援協定、4・西三河地区消防相互応援協定）

(4) 自衛隊

市は、県知事に対し自衛隊への災害派遣の要求を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、県知事に対し自衛隊への災害派遣の要求を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

第2項 中部地方整備局における措置

中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

第1項 知立市における措置

（1） 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

（2） 訓練・検証等

市は、災害時に支援を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

第1項 市における措置

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

□ 基本方針

- 地震災害を最小限に食い止めるには、市、県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。特に、東海地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して地震防災応急対策を実施するため、また誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより市民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- なお、その際には要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。
- 防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

第1節 防災訓練の実施

第1項 知立市及び防災関係機関における措置

市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る、南海トラフ地震等の大規模な地震を想定した防災訓練を年1回実施する。

(1) 総合防災訓練

県や国等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力のもとに、大規模な地震災害に備えて、総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするるとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 過去の大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入れ体制の訓練などを実施する。

イ 災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。なお、市、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により関係機関相互に連携して行うものとする。

(2) 図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、知立市災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員及び西三河方面本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

(3) 浸水対策訓練

浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して、水災の警戒及び防御にあたり万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導、要請する。

[水防訓練実施要綱]

水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- ウ 動員（消防団、居住者、ボランティア）
- エ 輸送（資機材、人員）
- オ 工法（水防工法）
- カ 樋門、角落し等の操作
- キ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

(4) 動員訓練

地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 広域応援訓練

市は、被災し十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(6) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加をよびかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(7) 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2項 防災訓練に伴う交通規制

防災訓練を効果的に実施するために、警察等の協力を得て、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

第3項 防災関係機関における措置

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

第4項 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

第1項 知立市における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県、防災関係機関、民間事業者、大学等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、起震車や地震災害に関するビデオなど利用して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、防災に関する様々な動向や各種データ及び市が保有する様々な防災に関する情報や災害時のノウハウ等を分かりやすく発信するよう努める。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- ウ 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識
- エ 警報等や避難情報の意味と内容
- オ 正確な情報の入手
- カ 知立市及び防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ク 緊急地震速報や避難情報の発令時にとるべき行動
- ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- コ 避難生活に関する知識
- サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- シ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

(3) 自動車運転者に対する広報

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市は被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう務めるものとする。

第3節 防災のための教育

第1項 市及び私立各学校等管理者における措置

(1) 学校における防災教育

ア 学校においては、児童生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて、計画的に地震防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

- (ア) 地震発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなど科学的な理解を深める。
 - (イ) 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身に付ける。
 - (ウ) 地震発生時に、児童生徒が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度、能力を養う。
- イ 学校においては、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒の避難・誘導など、防災上必要な訓練を計画し、実施する。

なお、計画作成及び訓練実施にあたっては、次の点に留意する。

- (ア) 訓練は、学校行事などに位置付けて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動を重視し、十分な効果を収めるように努めること。
 - (イ) 訓練は毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、児童生徒の発達段階など、それぞれの実情に応じて、具体的かつ適切なものとする。
 - (ウ) 訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具・用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努めること。
 - (エ) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておくこと。
 - (オ) 訓練実施後は、十分な反省を行い、計画の修正及び整備を図ること。
 - (カ) その他保護者への連絡網の確立や、児童生徒の保護者への引き渡し方、避難をしてきた人に対する施設の使用マニュアルの実施や、教職員の対応の方法等についても周知を図る。
- ウ 学校においては、学校施設の被災や避難所利用等により長期にわたり教育機能の停滞が生じることを防ぐため、教職員に対して防災研修を実施する。

(2) 市職員に対する地震防災教育

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて教育する。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- カ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- キ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ク 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震発生した場合にとるべき行動に関する知識
- ケ 同報無線、広報車、インターネット、ケーブルテレビによる広報等による市民に伝える周知方法の確立
- コ 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- サ 今後地震対策としてとりくむべき必要のある課題
- シ 非常配備編成班等小規模での勉強会
- ス 避難施設、防災倉庫等位置図の作成と現場確認
- セ 資機材の使用法の研修
- ソ 初動対応マニュアルの実施

第2項 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

第1項 知立市における措置

住民の、地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

(1) 防災意識調査の実施

市民の、地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。また、市民防災意識啓発のため、各町内会等での自主防災組織の取り組み方など、発表の場を設ける。

(2) 住民の耐震相談及び現地診断

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

(3) 地震に関する相談

地震についての不安を持っている市民の方々のために、市並びに防災関係機関は、既存組織の活用等により相談に応ずるものとする。

第11章 震災に関する調査研究の推進

□ 基本方針

- 地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。
- こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に反映させていくものとする。
- また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施していくものとする。

第1節 震災に関する調査研究の推進

第1項 知立市における措置

市は、大学等研究機関と連携して、以下の措置を実施するよう努める。

(1) 基礎的調査（知立市の自然・社会的条件に関する調査）

ア データベースの整備

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものである。このため、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを収集し、防災調査研究に関するデータベースとして整備する。

(ア) 自然条件

- a 地盤及び地質
- b 活断層の状況(活断層の分布、活断層の動態等)
- c 地震観測

(イ) 社会条件

- a ハード面
 - (a) 建築物の用途、規模、構造等の状況
 - (b) 公共施設の整備状況、耐震性等の状況
 - (c) 危険物施設等の状況
- b ソフト面
 - (a) 人口動態等の状況
 - (b) 産業動向等の状況
 - (c) 市民等の防災意識の状況

(ウ) 震災事例

- a 地震の概要と被害の特徴
- b 主な被害と復旧・対応状況
- c 応急対応活動の状況
- d 復旧活動
- e 復興計画への取組

イ 地震観測設備の整備

市内で発生する地震の調査研究の基礎的なデータ収集のため、地震計の設置、活用に努

める。

ウ 地震の発生、規模及び予知に関する調査

国、県、その他関係研究機関等の調査研究成果を積極的に活用し、科学的な震災対策の立案を行う。

(2) 震災対策に関する調査研究

ア 都市施設等の震災対策に関する調査

都市施設等の破壊は、平常時の市民生活や発災後の応急対策等にも深刻な影響を及ぼすため、次の事項について調査研究に努める。

- (ア) 学校、病院等の公共建築物の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究
- (イ) ライフライン施設の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究
- (ウ) 交通施設の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究
- (エ) 河川施設の耐震性、復旧に関する調査研究

イ 既存建築物の震災対策に関する調査

住宅等の民間建築物の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減に繋がる。また、耐火建築物を一体的、かつ計画的に建築することにより、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能となる。このため、既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための技術的な方策及び経済的な助成等の政策的な方策等について調査研究に努める。

ウ 大震火災対策に関する調査研究

大地震時に最も甚大な被害をもたらすのは、同時多発的に発生する火災である。このため、次の事項について調査研究に努める。

- (ア) 初期消火に関する調査研究
- (イ) 火災の拡大防止に関する調査研究
- (ウ) 地域特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

エ 避難の安全確保に関する調査研究

避難場所や避難路等の避難施設は、発災後は常に安全性が確保されていなければならない。このため、次の事項について調査研究に努める。

- (ア) 指定避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- (イ) 指定避難場所とそこに至る避難路の安全性を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- (ウ) 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査研究
- (エ) 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から避難場所の安全性の調査検討

オ 緊急輸送道路網に関する調査研究

地震発生後の関係機関による応急対策の実施に当たり、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことが必要である。このため、次の事項について調査研究に努める。

- (ア) 広域応援に活用する路線と他市町村との連携を図るための道路情報施設などの調査研究
- (イ) 防災拠点を連携する道路の調査研究(各道路管理者の連携)
- (ウ) 鉄道被害の代替機能の確保の調査研究
- (エ) 緊急輸送道路の冗長性の確保に関する調査研究

カ 震災時の情報伝達に関する調査研究

震災時においては、地震情報、被害情報及び対策に関する情報等各種の情報が、行政から市民へ正確かつ迅速に伝達されなければならない。このため、本市の地域的、社会的特性を考慮し、災害時の特殊状況下における最も効果的な情報伝達手段、伝達内容等、さらには災害情報システムについても調査研究に努める。

キ 震災時の社会的混乱防止に関する調査研究

震災時においては、生命の維持、生命の確保及び経済的・社会的秩序の維持等に対する不安からパニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。このため、発災後の物価の高騰等経済的・社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について、本市の社会的特性を考慮した調査研究に努める。

ク 震災時の生活確保に関する調査研究

震災時においては、食糧、飲料水、生活必需品及び住宅等の供給など被災者に対してできる限り良好な生活環境が確保されなければならない。このため、大地震発生後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置及び効果的な品目の選定等についての調査研究に努める。

ケ 震災復興に関する調査研究

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。このため、震災復興のあり方、行政上の手続き等についての調査研究に努める。

コ 地籍調査

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進をはかる。

第12章 産業廃棄物の処理対策

□ 基本方針

事業活動に伴って生ずる汚泥等の産業廃棄物の適正処理が円滑に促進されるように排出事業者及び処理業者に対し、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理等について指導を行い、廃棄物の流出防止等の安全確保を図るものとする。

第1節 産業廃棄物の処理対策

第1項 知立市における措置

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づく事業所等に対する、県が行う立入検査及び各種報告を基に次の指導を行う。

- (1) 産業廃棄物が適正処理されるまでの間、保管されている廃棄物について保管方法、保管施設の構造が適正であるよう指導を行う。
- (2) 廃棄物が大量に保管されている場合にあつては、処理の促進を図るよう指導する。
- (3) 廃棄物の処理施設（最終処分場等）について、廃棄物の流出防止措置を講ずる等安全対策について指導する。

第3編

災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

□ 基本方針

- 市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための態勢をただちに整える必要がある。地震発生直後、予め定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の職務に当たることとする。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

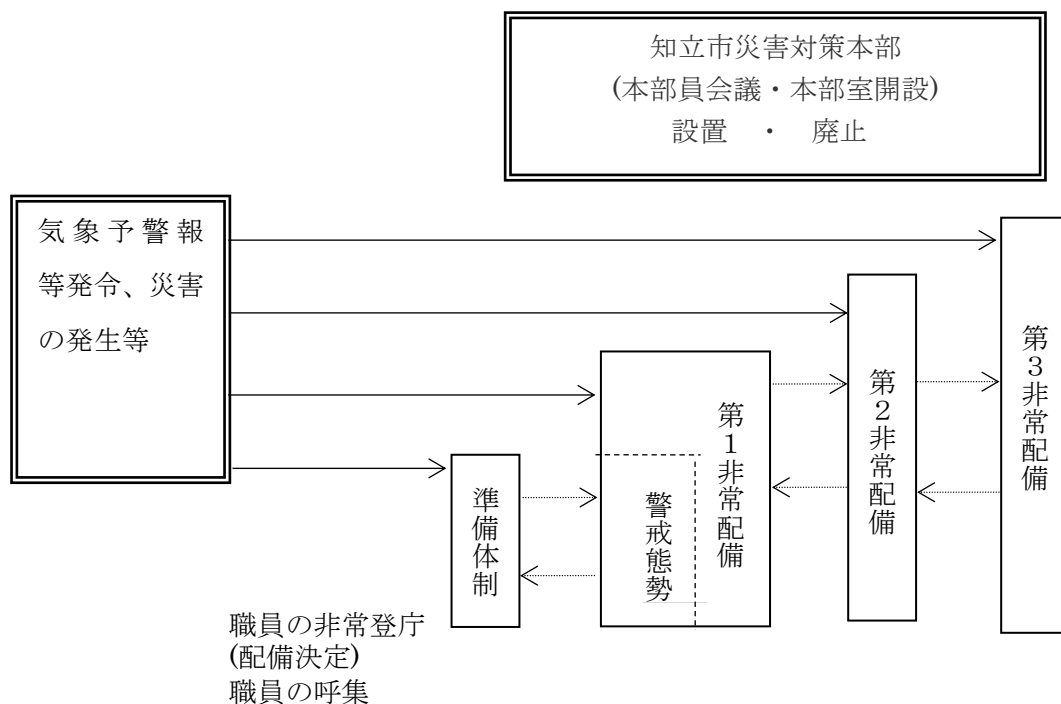
第1節 災害対策本部の設置・運営

第1項 職員参集・動員

（1） 職員の非常配備体制

ア 非常配備体制

職員の非常配備体制は、次に示すとおりとする。



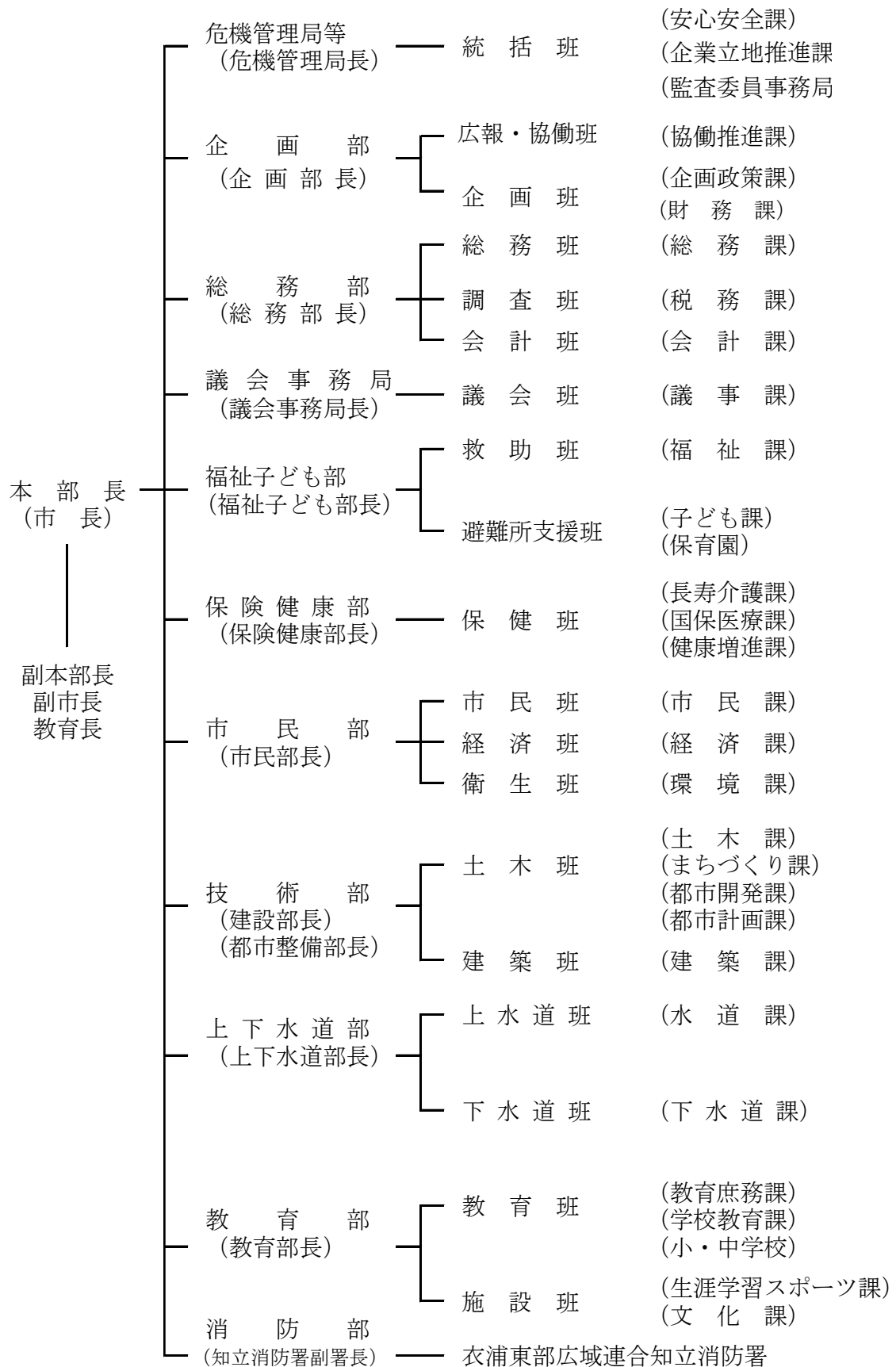
イ 非常配備区分の決定基準

職員の非常配備区分の決定基準は、地震の揺れの規模、災害の状況により、次のとおりとする。

区分	非常配備の時期	非常配備の編成
準備体制	・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	・災害が発生する恐れがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するときで、当該災害に係る組織の所要の人員が情報収集、連絡体制の整備をする体制
第1非常配備	・知立市において、震度4の地震が突発的に発生し、災害が発生する恐れがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された時	・災害が発生する恐れがあり、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときで、当該災害に係る組織の少数の人員をもって災害応急対策を推進する体制 ・情報収集、連絡体制の整備を行い、状況の変化に応じて速やかに災害対策本部が設置できる体制 ・市職員一第1非常配備
第2非常配備	・知立市において、震度5（弱）の地震が突発的に発生し、相当規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 ・東海地震注意情報が発表された時	・相当規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したときで、当該災害に係る組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制 ・市職員一第2非常配備 ・災害対策本部設置 ・避難所開設
第3非常配備	・知立市において、震度5（強）以上の地震が突発的に発生し、大規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき。 ・東海地震予知情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発せられた時	・大規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は大規模の災害が発生したときで、全組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制 ・市職員一全員の非常招集 ・災害対策本部設置 ・避難所開設

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

災害対策本部の組織



災害対策本部の所掌事務

部名	班 名	所 掌 事 務
企 画 部	広 報 協 働 班	1 災害時情報の住民等への広報に関すること。 2 マスコミへの対応に関すること。 3 被災者相談窓口の開設準備に関すること。 4 防災ボランティア支援本部に関すること。
	企 画 班	1 庁内各システム及びデータのバックアップに関すること。 2 庁内各システムの応急復旧に関すること。（各業者等へ応援連絡） 3 要配慮者（外国人）への対応準備に関すること。 4 災害対応の記録に関すること。 5 業務継続契約に関すること。 6 緊急通行車両、緊急輸送車両及び公用車の配車に関すること。 7 災害対策の予算措置に関すること。
危 機 管 理 局 等	統 括 班	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 災害対策事務の総括に関すること。 3 国、県、他市町村、ライフライン機関等防災関係機関等との連絡応援体制に関すること。 4 防災倉庫、防災備蓄物資の整備、管理に関すること。 5 帰宅困難者対策に関すること。 6 避難場所、避難所等の指定に関すること。 7 同報無線、防災行政無線等の管理運営に関すること。 8 災害復旧用地に関すること。 9 気象情報、被害状況、復旧状況、交通状況等情報収集に関すること。
総 務 部	総 務 班	1 庁舎の管理、復旧に関すること 2 国、県等への被害状況等の報告に関すること。 3 職員の参集状況の把握、健康・衛生管理に関すること。 4 各班の班員数の調整に関すること。 5 職員（嘱託員、臨時職員含む。）の公務災害に関すること。
	調 査 班	1 住民等の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明関係のための調査に関すること。 3 減免申請に関する調査に関すること。
	会 計 班	1 市内の金融機関との連絡調整に関すること。 2 義援金等の出納事務に関すること。 3 災害対策経費の出納事務に関すること。
事 務 局 議 会	議 会 班	1 議会の災害活動に関すること。
福 祉 子 ど も 部	救 助 班	1 要配慮者（高齢者、障がい者等）への対応に関すること。 2 社会福祉施設の管理、復旧に関すること。 3 避難施設に指定されている社会福祉施設の避難施設としての管理運営に関すること。 4 義援金、義援物資等の受け入れ、配分に関すること。 5 災害救助法、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援法、居住安定支援制度に関すること。 6 流通備蓄物資、救援物資の調達に関すること。 7 福祉避難所の開設・運営に関すること。
	避難所支援班	1 園児、来館者の災害時の対応に関すること。 2 市内の私立保育園との連絡調整に関すること。 3 所管施設の管理復旧に関すること。 4 避難施設の避難所としての開設運営に関すること。 5 炊き出しに関すること。

保険健康部	保 健 班	1 救護所の開設等応急医療の対応に関する事。 2 医療関係機関との連絡調整に関する事。 3 医薬品、医療資機材の確保調達に関する事。 4 被災者の健康管理に関する事。 5 保健センターの管理、復旧に関する事。
	市 民 班	1 安否情報に関する事。 2 遺体の搬送、安置、埋火葬に関する事。 3 火葬場の管理、復旧に関する事。
	経 済 班	1 事業所への防災対策の普及啓発に関する事。 2 農業、商工業の被害状況の調査に関する事。 3 観光施設の被害状況、応急復旧に関する事。 4 被災事業者への支援に関する事。 5 救援物資、応急資機材等の輸送に関する事。
市民部	衛 生 班	1 衛生施設、清掃施設の応急復旧に関する事。 2 応急仮設トイレ、し尿の処理に関する事。 3 災害廃棄物の処理に関する事。 4 防疫活動に関する事。 5 消毒資機材、清掃資機材の確保、調達に関する事。
	土 木 班	1 道路、橋梁、堤防等危険箇所の調査に関する事。 2 道路、橋梁、堤防等の耐震に関する事。 3 道路、橋梁、堤防等の応急対策に関する事。 4 建設業協会との連絡調整に関する事。 5 工事中の現場における応急対策に関する事。 6 公園等の管理、復旧に関する事。 7 避難施設に指定されている公園等の避難施設としての管理運営に関する事。
	建 築 班	1 市営住宅の管理、復旧に関する事。 2 応急危険度判定士及び被災宅地等の応急危険度判定に関する事。 3 工事中の建築物における応急対策に関する事。 4 応急仮設住宅に関する事。
技術部	上水道班	1 水要請、応急給水の実施に関する事。 2 被害施設の応急復旧計画作成など応急復旧に関する事。 3 応急復旧に要する資機材の確保に関する事。 4 水道経理事務に関する事。 5 水道施設等の被災・復旧状況、支援要請等に関する事。 6 被災状況、復旧状況の情報収集及び報告と記録に関する事。
	下水道班	1 現地被害調査に関する事。 2 被害施設の応急復旧計画作成など応急復旧に関する事。 3 応急復旧に要する資機材の確保に関する事。 4 下水道施設等の被災・復旧状況、支援要請等に関する事。 5 被災状況、復旧状況の情報収集及び報告と記録に関する事。
	文 教 部	1 児童生徒の防災教育、災害時の対応に関する事。 2 児童、生徒、教員の安全確保に関する事。 3 教員等の連絡調整に関する事。 4 市内の高等学校、各種私立学校、私立幼稚園との連絡調整に関する事。 5 避難施設に指定されている学校施設における避難所支援に関する事。 6 小中学校等教育施設の管理復旧に関する事。 7 応急教育に関する事。 8 被災児童、生徒の保健管理に関する事。 9 学校給食及び炊き出しに関する事。
文 教 部	施 設 班	1 所管施設の管理復旧に関する事。 2 所管施設における施設利用者の災害時の対応に関する事。 3 行事等の中止時における対応に関する事。 4 避難施設に指定されている所管施設等の避難施設としての管理運営に関する事。

ウ 非常配備計画の策定

課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備員及び非常配備伝達系統を定め、所属職員への周知徹底を図っておくものとする。

(2) 職員の動員・参集

ア 非常配備体制の決定

非常配備体制の決定は次のとおり行うものとする。ただし、決定者の不在等により、直ちに決裁を得られない場合には、事後に承認を得るものとする。

(ア) 準備体制

安心安全課長が、状況を判断して決定する。

(イ) 第1非常配備体制

安心安全課長が、状況を判断して決定する。

(ウ) 第2非常配備体制

安心安全課長が、危機管理局長の指示を受け、副市長の承認を得て行う。

(エ) 第3非常配備体制

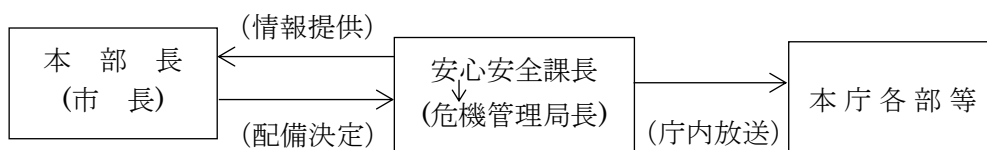
危機管理局長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

イ 職員の動員・参集

(ア) 平常時における職員の動員・参集

安心安全課長は、アの決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予報等の種類及び配備の種別を伝達する。

a 伝達系統



b 伝達手段

(a) 庁内放送

○ 庁内放送文(例)

「市長の緊急命令を伝達します。(2回繰返す。)只今の強い地震で市内に被害が発生した模様です。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、第〇非常配備体制により応急対策を実施することとなりました。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期して下さい。以上繰返します。」

(b) 防災行政無線

(c) 一般加入電話

(イ) 休日又は勤務時間外における職員の動員・参集

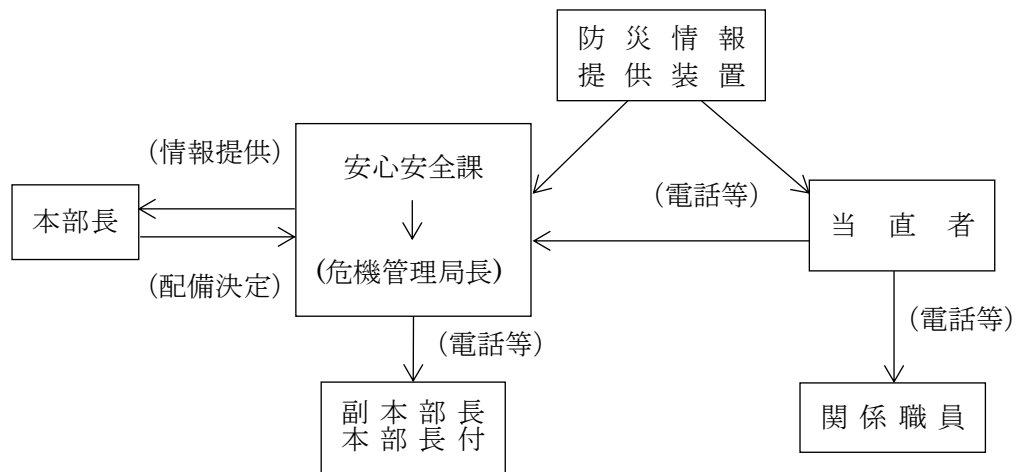
a 本庁における対応

安心安全課長は、アの非常配備の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予報等の種類及び配備の種別を伝達する。

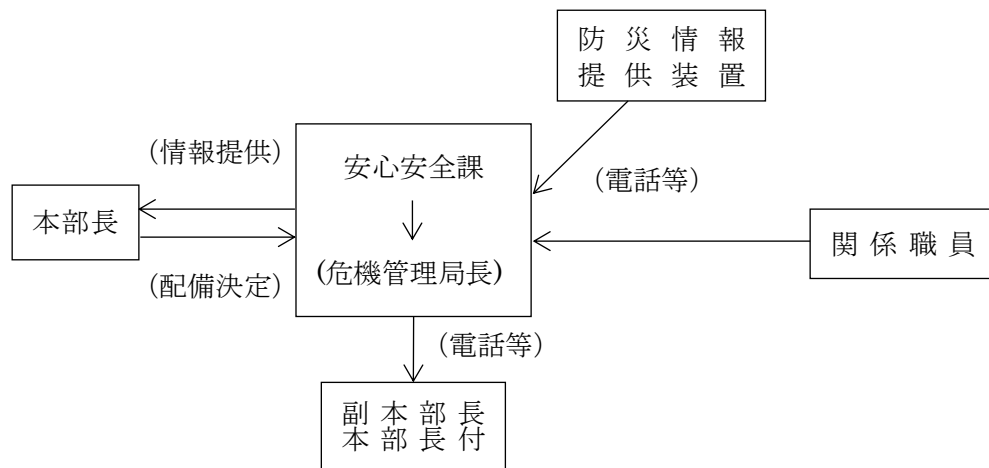
安心安全課長が退庁している場合は、在庁している当直者より被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。

(a) 伝達系統

i 安心安全課職員が退庁している場合



ii 安心安全課職員が在庁している場合



(b) 伝達手段

i 一般加入電話

ii 携帯電話

b 各職員の対応

職員は、勤務時間外に強い地震(震度4以上)を感じた場合は、次により行動するものとする。

(a) 直ちにテレビ・ラジオ等を視聴し、状況把握に努める。

(b) 震度4の場合

非常配備を指示されている職員は、第1非常配備体制をとる。

(c) 震度5弱の場合

動員伝達の有無にかかわらず、第2非常配備を指示されている職員は、自主的に登庁し第2非常配備体制をとる。

(d) 震度5強以上の場合は、動員伝達の有無にかかわらず、全職員は自主的に登庁し、第3非常配備体制をとる。

第2項 災害対策本部

（1） 基本的な考え方

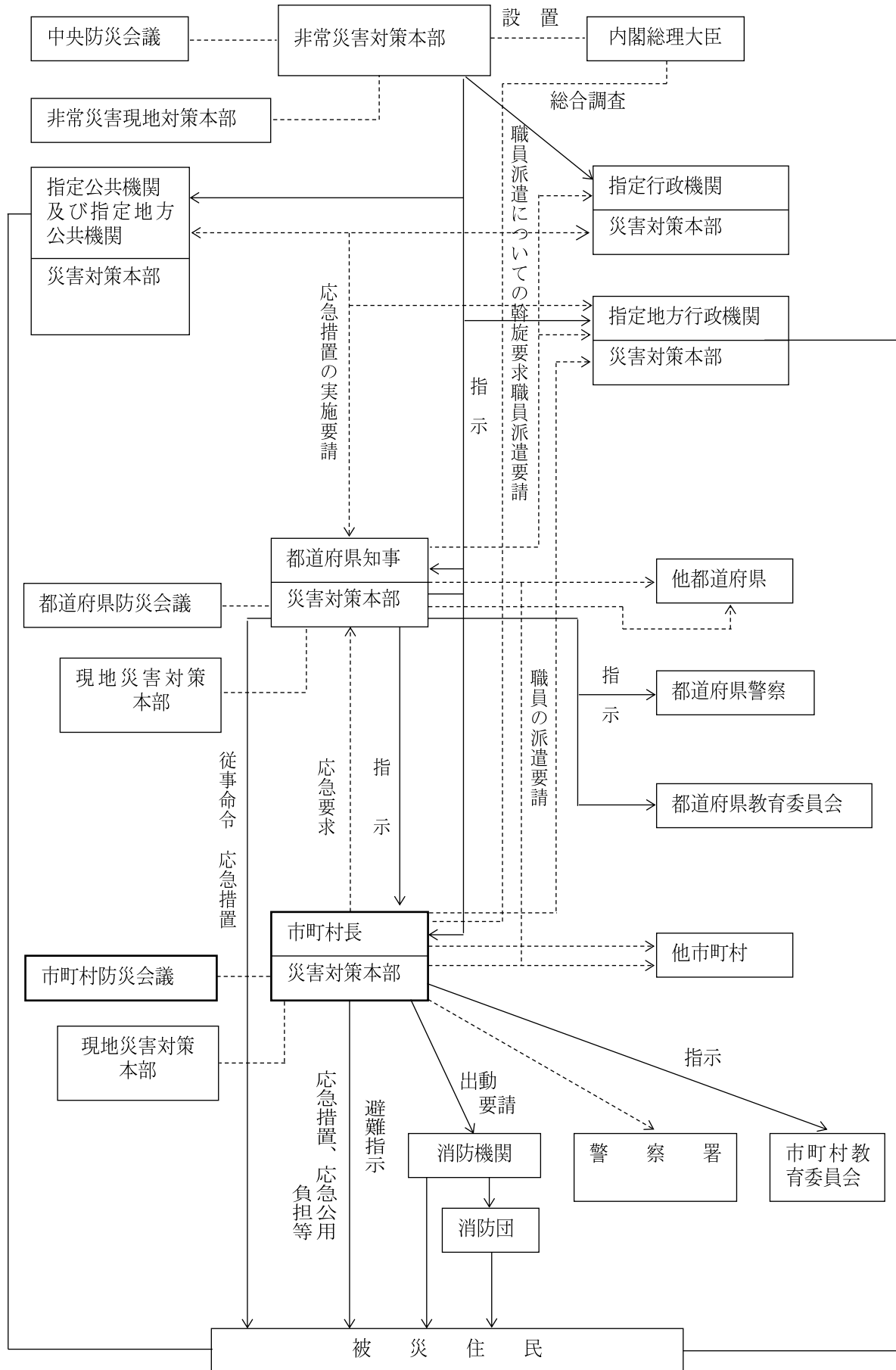
災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を出来る限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

なお、地震災害発生時において、災害対策本部が設置をされるまでの間、当該災害に係る応急対策を常備消防の組織がこれに対応するものとする。

（2） 総合防災体制の整備

市の地域に地震による災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、次頁の表に示す通り県及びその他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するものとする。



（3） 災害対策本部の設置基準

ア 設置基準

災害対策本部は、次の場合に設置する。

- （ア） 震度5弱以上の地震が発生した場合
- （イ） 大規模の災害が発生する恐れがある時、又は発生した時
- （ウ） その他市長が必要と認めたとき

イ 職員の非常配置基準との対応

基 準	災害対策本部	職員非常配備体制
・ 震度4の地震が発生したとき ・ その他災害が発生する恐れがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	状況の変化に対応し速やかに災害対策本部が設置できるような体制を整える（設置準備体制）	第1非常配備体制
・ 震度5弱の地震が発生したとき ・ 相当規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	設置	第2非常配備体制
・ 震度5強以上の地震が発生したとき ・ 大規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき		第3非常配備体制

ウ 組織

（ア） 組織構成

a 機構

知立市災害対策本部条例(昭和45年知立市条例第76号)第3条の規定により、本編第1章第1節第1項の組織によって構成するものとする。

(別冊資料編：第2編 2. 知立市災害対策本部条例)

（イ） 職

a 本部長(市長)

本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

b 副本部長(副市長・教育長)

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

c 部長(前頁の組織図の中の括弧書した職にある者)

本部長の命を受けて部の事務を処理する。

d 部員(前頁の組織図の右欄の機関の長)

部長の命を受けて部の事務を処理する。

(注)本部員会議は次の者で構成する。

(a) 本部長

(b) 副本部長

(c) 部長

エ 設置の決定及び通知

（ア） 災害対策本部設置の決定

地震情報、被害情報等に基づく安心安全課長の報告をもとに、危機管理局長が状況を判断し、市長の承認を得て、災害対策基本法(以下「災対法」という。)第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部の設置を決定する。ただし、緊急を要し、危機

管理局長が不在かつ連絡不能の場合は安心安全課長が代行する。

（イ） 現地災害対策本部設置の決定

災害の発生が局地的である場合、危機管理局長が状況を判断し、市長の承認を得て、災対法第23条の2第5項の規定に基づき、現地災害対策本部の設置を決定する。

現地災害対策本部は、支所に代えて設置するものとし、災害対策本部と連携を図りながら、災害対策業務の効果的実施にあたるものとする。

（ウ） 職員の動員

安心安全課長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。なお、動員の手順については、「第1節 職員参集・動員」において示した通りである。

また、市長は、被害状況において、知事に県職員の派遣を要請する。

（エ） 災害対策本部又は現地災害対策本部設置の通知

安心安全課長は、災害対策本部又は現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに、市長を通じ愛知県災害対策本部等の関係機関へその旨を通知する。

（4） 災害対策本部の運営

災害対策本部が設置された場合、安心安全課長は、直ちに本部室を開設する。本部室では、主に非常配備、予警報等の伝達、気象等観測結果、被害情報の収集、集計等を行う。

ア 設置場所

本部室は、市庁舎3階に設置する。ただし、災害の状況に応じてその都度、危機管理局長が指定する会議室等に設置することがある。

なお、市庁舎が被災した場合には、衣浦東部広域連合知立消防署に設置する。

また、災害対策本部の入口には標識を表示する。

イ 本部室の電話番号等

（ア） 本部室には、次の災害時優先電話を設置する。

83-1111～1115（受信可能本数5本）

（イ） 本部室には、次の無線局を設置する。

防災行政無線、地域防災無線

（5） 災害対策本部の廃止

ア 廃止基準

災害対策本部は、本部長が次の事項を認めたとき廃止する。

（ア） 市の地域に災害発生のおそれが消滅した場合

（イ） 災害応急対策が概ね完了した場合

イ 廃止の通知

安心安全課長は、災害対策本部を廃止した場合は、直ちに、非常配備職員にその旨を通知するとともに、状況に応じて、本部長を通じ愛知県災害対策本部等の関係機関へその旨を通知する。

第3項 市議会との連携

市議会は、災害対策本部が設置された場合、必要と認めるときは、知立市議会における災害発生時対応要領（平成28年知立市議会要領第1号）に基づき、市議会内に知立市議会災害対策会議を設置することができ、知立市議会BCP（業務継続計画）に基づき情報収集等を行い災害対策本部との連携を図るものとする。

第4項 防災関係機関における措置

（1） 組織及び活動体制

防災関係機関は災害発生時において、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

（2） 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

（3） 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請

第1項 知立市における措置

（1） 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（2） 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（3） 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせンを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせンを求めることができる。

（4） 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

第1項 知立市における措置（災害救助法第13条）

（1） 救助の実施

市長は、当該市域の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

（2） 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

□ 基本方針

- 東海地震のような予知・海洋型大地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の大規模災害時には、通信回線の輻輳や混信が予測されるので、市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。
- 災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 地震情報等の伝達

第1項 知立市における措置

- (1) 情報等の種類・内容等（気象庁又は名古屋地方気象台発表）

地震に関する情報の種類

ア 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震に

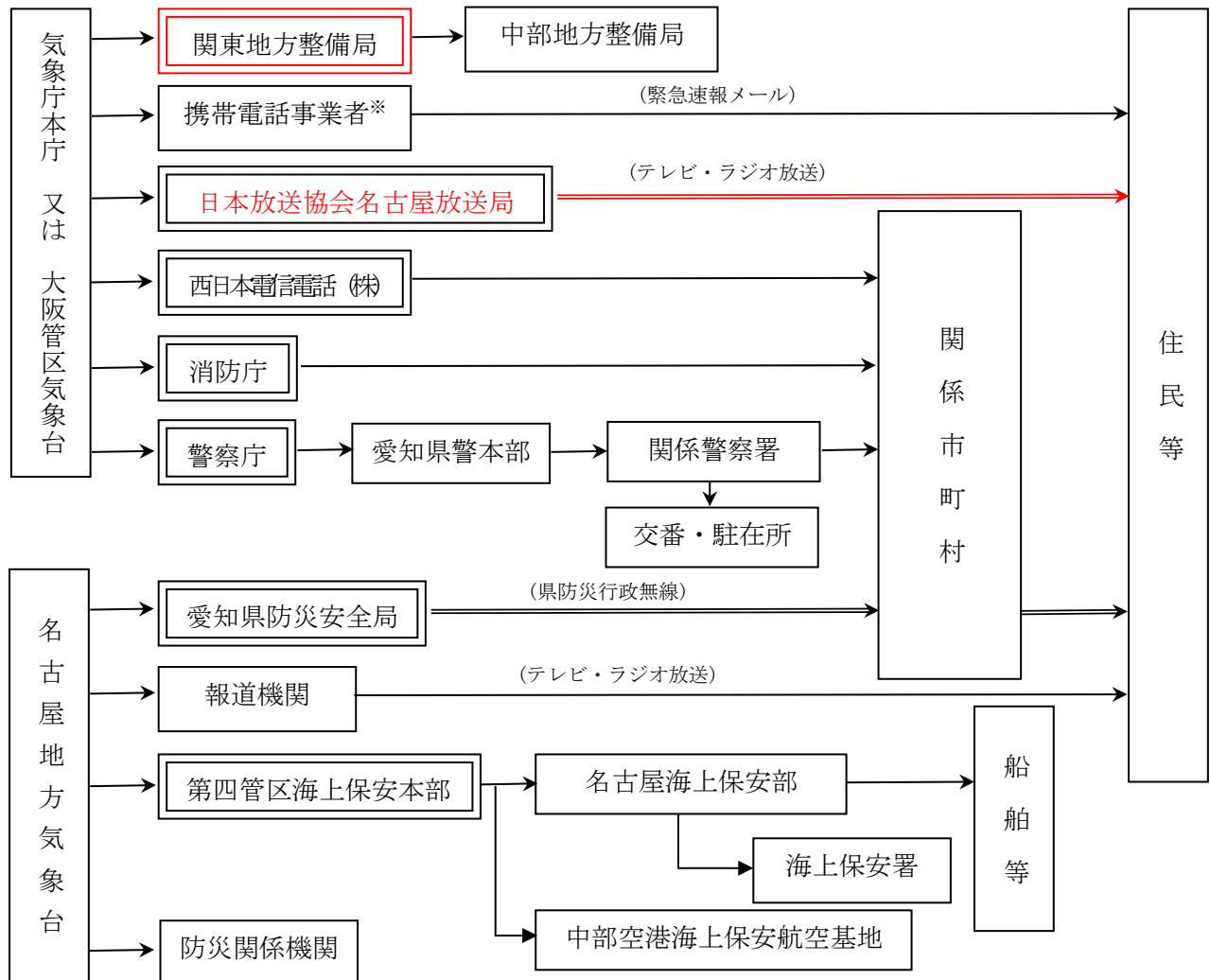
		ついでのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな自信を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をお概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 地震情報等の伝達

ア 伝達系統

地震情報等は、極めて迅速に周知されなければならないため、関係機関は次の地震情報伝達系統により迅速かつ的確に情報を伝達するものとする。

地震情報等の伝達系統図



※緊急メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

イ 地震計システムからの情報収集

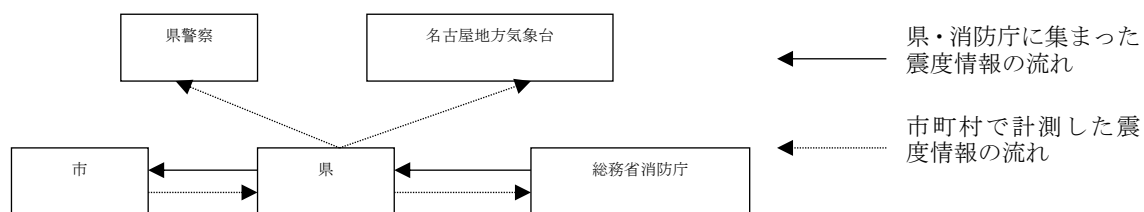
衣浦東部広域連合知立消防署に設置された地震計システムにより、市の震度に関する情報を収集する。

ウ 県からの情報収集(愛知県震度情報ネットワークシステムによる情報収集)

県及び県下全市町村に設置されている震度計により計測、観測した震度情報は、即時に県において収集され、名古屋地方気象台に伝達される。

市及び防災関係機関は、防災行政無線(県)により、県からの地震の震源・規模等に関する情報及び各地の震度に関する情報を収集する。

震度情報の伝達系統図



エ テレビ・ラジオからの情報収集

市及び防災関係機関は、テレビ・ラジオにより、地震の震源・規模等に関する情報及び各地の震度に関する情報を収集する。

オ 受伝達の留意事項

- (ア) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。
- (イ) 前項の受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

第2項 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難情報

第1項 知立市における措置

地震の発生に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、避難情報を発令するものとする。

(1) 避難情報

ア 避難指示

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

イ 高齢者等避難

一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行

動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する。

ウ 対象地域の設定

避難の指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 応援協力関係（県及び他市町村）

ア 自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

イ 県は、市からの応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部（名古屋海上保安部）、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

ウ 自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

エ 県は、市の実施する避難の誘導及び移送又は避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

オ 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(4) 支援の要請（指定管理者）

ア 自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき支援を要請する。

イ 指定避難所に指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得るため、その対応につき支援を要請する。

(5) その他

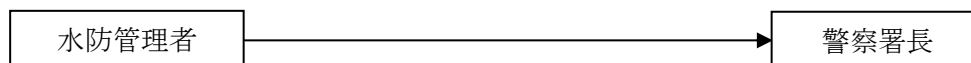
災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第2項 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

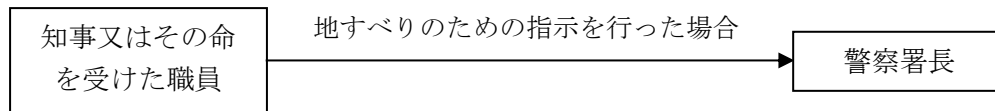
洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



第3項 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

- (1) 津波のための立退きの指示
水防管理者の指示と同様
- (2) 地すべりのための立退きの指示
知事等は地震に伴う地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。
- (3) 通知（地すべり等防止法第25条）



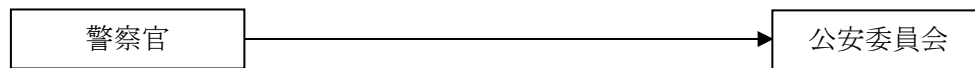
- (4) 市町村長への助言
知事は、市町村長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。
また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。
- (5) 市町村長の事務の代行
知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の指示を行う。
- (6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請
県は、市町村からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。
- (7) 他市町村に対する応援指示
県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第4項 県警察（警察官）における措置

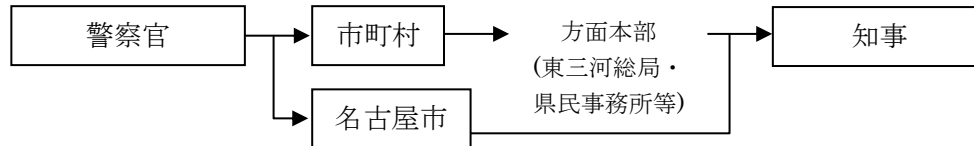
- (1) 警察官職務執行法第4条による措置
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。
- (2) 災害対策基本法第61条による指示
市町村長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合 (報告・警察官職務執行法第4条第2項)



イ (2) の場合 (通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)

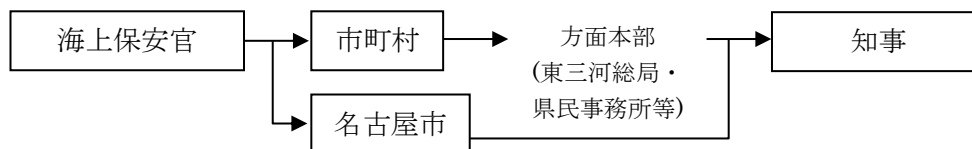


第5項 第四管区海上保安本部 (海上保安官) における措置

(1) 災害対策基本法第61条による指示

第4項(2)の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等 (通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)

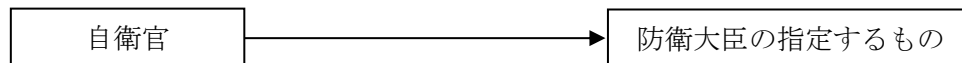


第6項 自衛隊 (自衛官) における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいな
い場合に限り、第4項(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置
を執る。

(2) 報告 (自衛隊法第94条)



第7項 避難の指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

第8項 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の
住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手

段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティ FM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会、町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報入手できるよう努める。

なお、避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

（2） 関係機関の相互連絡

市及び県、県警察、自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第9項 住民等の避難誘導等

（1） 住民等の避難誘導等

ア 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

イ 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織ごと等の集団避難を行うものとし、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等の避難を優先して行う。

ウ 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

エ 広域避難場所等に避難した者のうち、住居等が喪失するなど、引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し、避難行動要支援者に配慮して受入れ保護するものとする。

オ 指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

（2） 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。また、平常時から名簿情報を提供すること不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

□ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市は、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市及び関係機関は、地震災害等において救援活動に重点を置き、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。
- 震災時の混乱した事態においては災害地や隣接地域の住民が適切な判断による行動がとれるよう、的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- また、混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策を図るため、各防災関係機関は、広聴活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

第1項 知立市における措置

(1) 被害情報の収集

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

ア 市の職員等からの被害概況情報収集

市の職員、県の派遣職員（災害情報員等）、防災関係機関、自治会あるいは一般市民から

- (ア) 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
- (イ) 住民の行動、避難状況
- (ウ) 崖崩れの状況(位置、被災戸数、要救助者の有無)
- (エ) 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無)
- (オ) 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱)
- (カ) 道路渋滞の状況
- (キ) 避難所の情報

等の被害概況を、通報により収集する。通報のための情報通信手段としては、防災行政用無線を活用するものとするが、携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の通信手段も活用する。

また、以下に示す内容に応じた現地取材の対応方針を検討する。

- a 取材場所の選定方法
- b 取材地図の準備
- c 取材内容の様式
- d カメラによる記録写真
- e 自転車、オートバイ、徒歩によるルート確保
- f 現場からの報告（通信）手段の確保
- g 昼夜・全天候に対応

h 少人数での対応

イ テレビ・ラジオからの被害概況情報収集

市及び防災関係機関は、被害概況を、テレビ・ラジオにより収集する。

ウ 被害情報の内容

市及び防災関係機関は、おおむね以下に示す被害情報を収集する。

(ア) 人、住家の被害

被害の中で人的な被害がもっとも重要な情報であり、その把握は避難所を中心に行う。また、警戒宣言発令と同時に住民基本台帳、戸籍リストを打出し死亡者、疾病者、行方不明者を迅速に確認する体制の確立を図る。

また、被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

被 害 区 分		収集事項
人の被害	死者及び行方不明者	住所、氏名及び人数
	重傷、軽傷	
住家の被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、住所、氏名及び人数

(イ) 人、住家以外の被害

被 害 区 分		収集事項
土木施設等の被害	砂防被害、崖くずれ被害、地すべり被害、河川被害、公共貯水池・ため池被害、道路・橋梁被害	損壊箇所及び被害程度
重要公共施設の被害	文教施設被害、病院被害、清掃施設被害	損壊箇所及び被害程度
ライフライン施設の被害	水道施設被害、下水道施設被害、電力施設被害、ガス施設被害、電話施設被害	損壊箇所及び被害程度
農林水産施設の被害	田・畑被害、農産被害、畜産被害、	損壊箇所及び被害程度

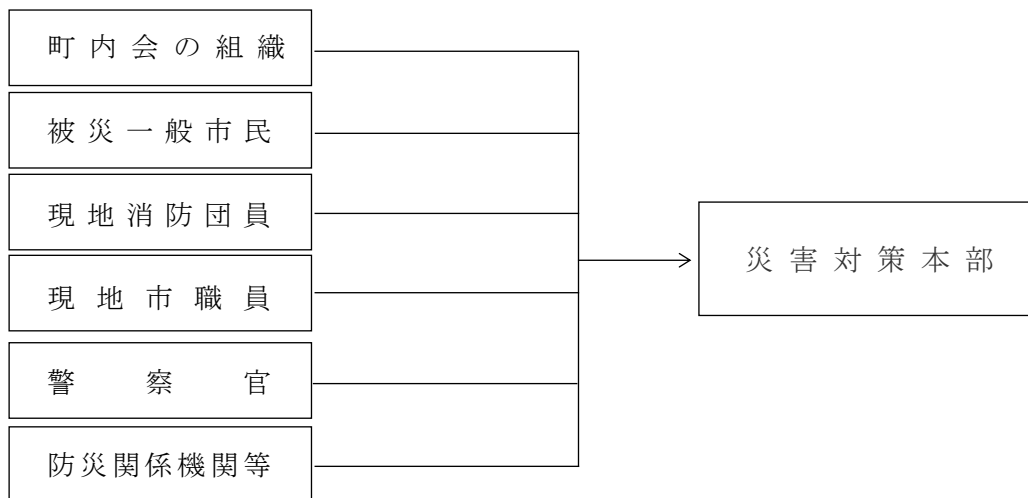
(ウ) 安否情報の収集

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

エ 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね以下の系統により収集する。収集のための情報通信手段としては、防災行政用無線を活用するものとするが、携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の通信手段も活用する。



オ 勤務時間外の被害情報の収集

災害対策本部が設置される状況下にあつては、市職員は自宅付近の災害状況について被害が発生する恐れがある事象（被害が発生した場合を含む。）を発見したときは、直ちに災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは、宿日直員を経由して担当課等）に通報するよう努めるものとする。

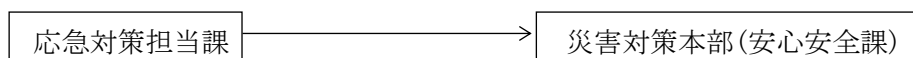
カ 措置情報の内容

以下に示す措置情報を収集する。

- （ア） 主な応急措置（実施、実施予定）
- （イ） 応急措置実施上の措置
- （ウ） 応援の必要性の有無
- （エ） 災害救助法適用の必要性

キ 措置情報の収集先

措置情報は、おおむね以下の系統により収集する。収集のための情報通信手段としては、防災行政用無線を活用する。



（2） 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

（3） 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は住民登録の有無に関わらず、知立市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行ってることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者な

ど住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 災害情報の処理

ア 被害情報責任者

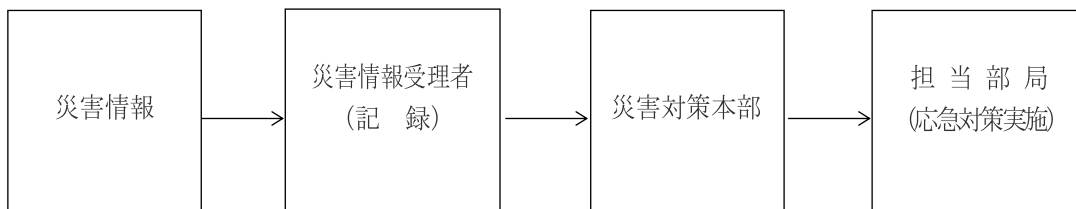
災害に際しては、被害の実体把握が最も重要である。被害情報受理者は次の事項に留意し職務を遂行する。

- (ア) 入手した被害情報は、記録された後、確実に災害対策本部に伝達されたか。
- (イ) 所定の報告先機関へ報告をしたか。
- (ウ) 担当の被害状況を完全に掌握しているか。

イ 被害情報の一般的処理方法

- (ア) 被害情報受領者は、直ちに所属課等の被害情報責任者に報告する。
- (イ) 報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、安心安全課）及び応急対策担当課の被害情報責任者へ伝達する。
- (ウ) 伝達を受けた応急対策担当課は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
- (エ) 応急対策担当課の被害情報責任者は、被害発生状況及び応急対策状況を、それぞれに所定の報告先機関及び災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、安心安全課）へ報告する。
- (オ) 重要な被害情報及び応急対策状況については、直ちに関係部長か本部長に報告する。
- (カ) 情報は様々な場所から大量に発生するためパソコンによる収集、検索、集計システムの構築を図る。

以上を図示すれば、おおむね次のとおりである。



(5) 災害情報の伝達

ア 被害・措置情報の内容

伝達する被害・措置情報の内容は、別に定める愛知県災害対策実施要綱の報告様式によるものとする。

イ 被害情報等の伝達先

市域内において他の市町村に住民登録を行っている行方不明者を発見した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

また、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内に可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を

覚知したときは、第1報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

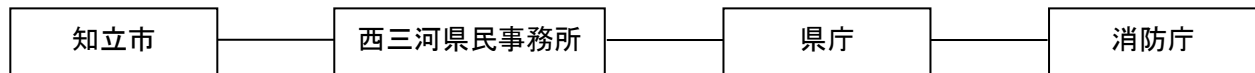
なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

おつて、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(6) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて連絡するものとする。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

県及び消防庁への連絡先



西三河県民事務所の連絡先

区分		第 1 非常配備		第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
勤 務 時 間 内	配備場所	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎 2 階)			西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎 4 階災害対策室)		
	NTT	庁舎代表		0564-23-1211	庁舎代表	0564-23-1211	
		防 災	内線	2269、2270（防災）、 2271（消防）	内線	4111、4112（統括部総括班） 4113（統括部総務班） 4114（支援部支援班） 4116、4117、4124（統括部情報 班）	
			直通	0564-27-2705、2706	直通	0564-27-2793（統括部総括班） 0564-27-2794（統括部総務班・支 援部支援班） 0564-27-2795（統括部情報班）	
	NTTFAX	0564-23-4316			直通	0564-27-2796	
	防災行政無線	防 災	無線発信番号-605-2269、 2270（防災）		統括部 総括班	無線発信番号-605-4111、4112	
			無線発信番号-605-2271 (消防)		統括部 総務班	無線発信番号-605-4113	
					支援部 支援班	無線発信番号-605-4114	
					統括部 情報班	無線発信番号-605-4116, 4117, 4124	
	防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-605-1150			無線発信番号-605-4123		
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp						
勤 務 時 間 外	配備場所	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎 4 階災害対策室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT	0564-27-2795					
	NTTFAX	0564-27-2796					
	防災行政無線	無線発信番号-605- 4120、4121、4122					
	防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-605-4123					
	e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp					

< 県への連絡先 >

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内 線 2512 (災害) 内 線 2512 (特殊災害) 内 線 2522 (火災) 内 線 2522 (危険物) 内 線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内 線 5302～5304 (総括部総括班) 内 線 5306～5307 (総括部渉外班) 内 線 5314～5316 (総括部復旧班) 内 線 5308～5310 (広報部広報班) 内 線 5311～5312 (情報部整理班) 内 線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内 線 5317～5319 (情報部方面班) 内 線 5339、5340 (情報部調査班) 内 線 5323～5324 (運用部限務班) 内 線 5325～5327 (運用部運用班) 内 線 5324 (運用部限務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1376 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同 上		
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同 上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)			同 上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp				aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	
防災webメール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

< 消防庁への連絡先 >

通常時 (平日(祝日・年末・年始除く)9:00~17:00) (消防庁防災課応急対策室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	9#-92-xxx (無線専用電話のみ)	9-048-500-90-43xxx
		(43xxxの下3桁は衛星電話番号簿を参照)
03-5253-7537(FAX)	9#-92-9049033(無線専用FAXのみ)	9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	9#-92-90-102 (無線専用電話のみ)	9-048-500-90-49102
03-5253-7553 (FAX)	9#-92-90-49036 (無線専用FAXのみ)	9-048-500-90-49036 (FAX)

伝達の対象となる被害と伝達内容

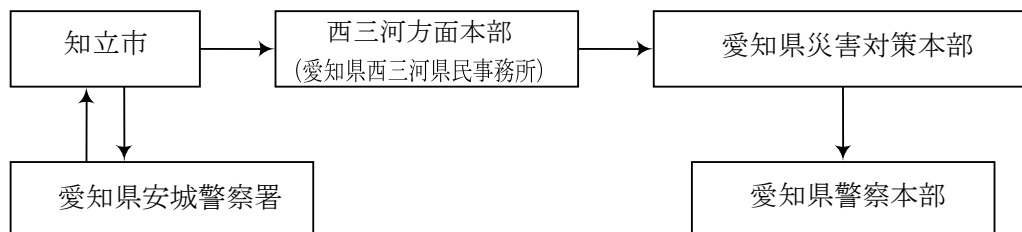
伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般)	様式1～2によること
人、住家被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	道路被害	様式5によること (確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。)
	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	
	水道施設被害	

(ア) 人的被害等

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。
- c 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- d 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められるとき。

人、住家被害等に関する報告系統

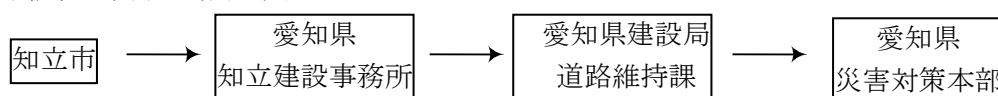


(イ) 道路被害

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。
- c 重大な被害(普通自動車以上の通行規制を生じたとき。)が発生したとき、又は応急復旧したとき。

道路被害に関する報告系統

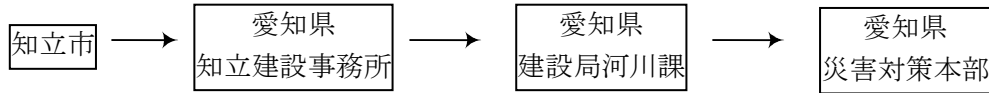


(ウ) 河川被害

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。
- c 重大な被害（河川の堤防が破堤又は越水が生じたとき。）が発生したとき、又は応急復旧したとき。

河川被害に関する報告系統

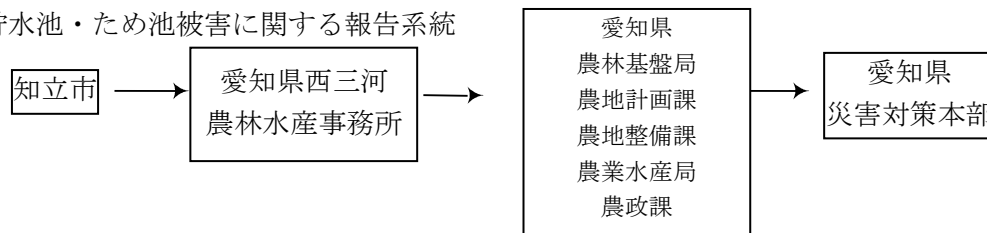


(エ) 貯水池・ため池被害

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。
- c 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

貯水池・ため池被害に関する報告系統

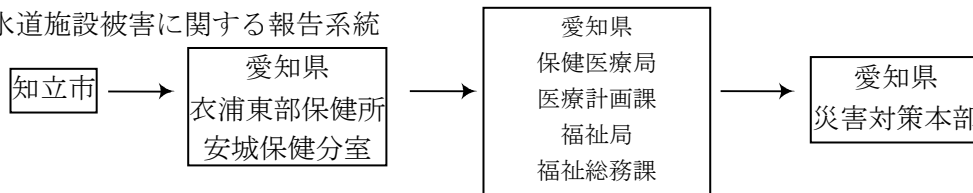


(オ) 水道施設被害

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。

水道施設被害に関する報告系統



(カ) 被害状況等の相互伝達

(ア) から (オ) に掲げる人的被害等、道路被害、河川被害、貯水池・ため池被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況については、各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係る情報を、愛知県地域防災計画に定める機関に報告のほか、市内防災関係機関に対し相互に伝達するものとする。

(キ) 被害状況等の避難所等への伝達

- a 避難所が開設されたとき。
- b 報告内容は (ア) から (オ) に掲げる人的被害等、道路被害、河川被害、貯水池・ため池被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況。

様式 1

第 1 報

(災害概況速報)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)

様式2

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時		年 月 日 時 分			
発 信 場 所									
発 信 機 関				発 信 者					
受 信 機 関				受 信 者					
区 分		被 害		区 分		被 害			
人 的 被 害	死 者	1	人	河 川	橋りょう	31	か所		
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		
	負 傷 者	重 傷	3		人	越 水	33	か所	
		軽 傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34	か所	
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	港湾・漁港	35	か所		
		6	世帯		砂 防	36	か所		
		7	人		清掃施設	37	か所		
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		
		9	世帯		地すべり	39	か所		
		10	人		土石流	40	か所		
	一部破損	11	棟		鉄道不通	41	か所		
		12	世帯		被害船舶	42	隻		
		13	人		水 道	43	戸		
	床上浸水	14	棟		電 話	44	回線		
		15	世帯		電 気	45	戸		
		16	人		ガ ス	46	戸		
	床下浸水	17	棟		ブロック塀等	47	か所		
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯		
		19	人		り災者数	49	人		
	非 住 家	公共建物	20		棟	火 災 発 生	建 物	50	件
		その他	21		棟		危 険 物	51	件
	そ の 他	田 冠 水	22		ha	そ の 他	そ の 他	52	件
			23		ha		公立文教施設	53	千円
畑 冠 水		24	ha	農 林 水 産 業 施 設	54	千円			
		25	ha		公共土木施設	55	千円		
文教施設		26	か所	その他の公共施設	56	千円			
病 院		27	か所	小 計	57	千円			
道 路		損 壊	28	か所	そ の 他	農産被害	58	千円	
		冠 水	29	か所		林産被害	59	千円	
		(うち通行不能)	30	か所		畜産被害	60	千円	
						要 請 事 項			

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

様式3

人 的 被 害 (第 報)

報告の時点	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)	
	住所		
	収容先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式4

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報 告 の 時 点		日 時 分現在		受 信 時 刻		時 分					
発 信 機 関				受 信 機 関							
発 信 者 名				受 信 者 名							
内 容											
避難状況	避難先	地 区 名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
救護所開設状況	救 護 所 名	設 置 場 所	患 者 数		実 施 機 関		収 容 人 数 の 最 大 値				
			受 入	搬 送			重 傷 軽 傷				

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

様式 5

公共施設被害

(第 報)

報告の時刻		日	時	分現在	発信時刻		時	分
発信機関					受信機関			
発信者名					受信者名			
内 容								
被害区分		ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 水道施設 ク. その他（ ）						
発生	発 生 日 時	日 時 分						
	場 所							
	原 因							
状況	被害区域区間							
	管理者	(電話)						
	被害程度(概要)							
	応急対策の状況							
	復旧見込							
	その他参考事項							

別表3

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
その他	田の流出・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
道路（損壊）	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
道路（冠水）	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
道路（通行不能）	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法が適用（昭和 39 年法律第 167 号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
河川（破堤）	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
河川（越水）	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。

被害区分		判定基準
その他	河川（その他）	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾	湾港法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の2の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による被害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。
	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	火災（建物）	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下、若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他にこれに類する施設を除く。
	火災（危険物）	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	火災（その他）	建物及び危険物以外のもの。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
その他	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第2項 被害状況等の一般的収集、伝達系統

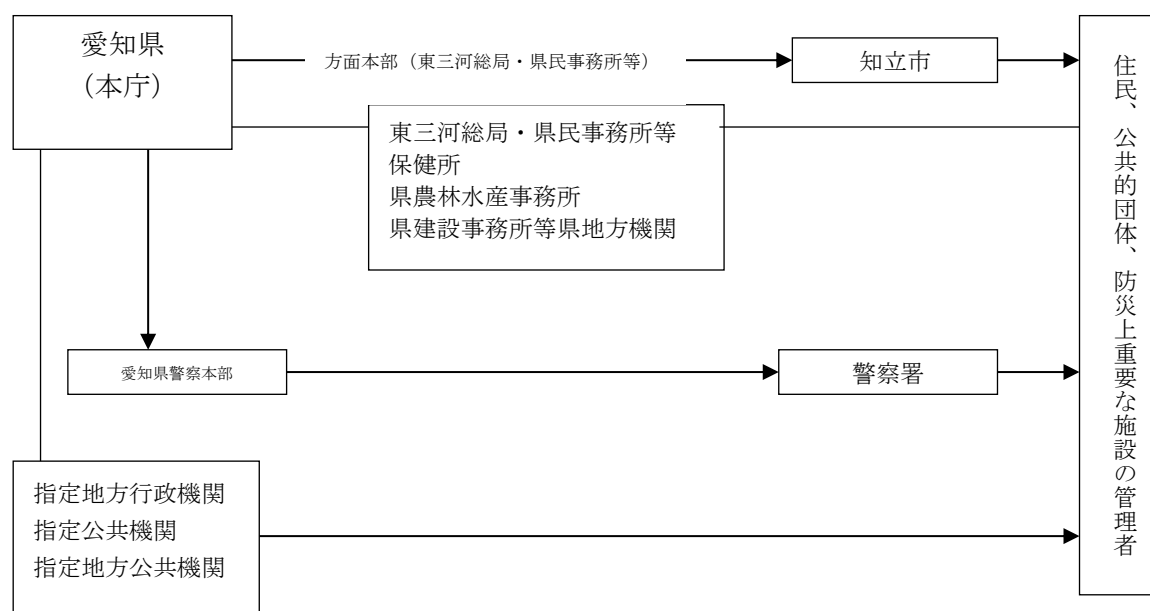
各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

情報の収集伝達については「本章第2節通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻湊するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

情報の一般的収集伝達系統図



第2節 通信手段の確保

第1項 知立市及び防災関係機関における措置

(1) 通信連絡系統の整備

県、市及び防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡施設の適切な管理を行うとともに、通信連絡系統の充実強化を推進する。

(2) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 通信手段の確保

(ア) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人にも利用させることとする。

(イ) 防災相互通信用無線局の使用

県、市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

イ 通信手段の確保が困難な場合

(ア) 衛星通信施設の使用

県、市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。

(イ) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

a 一般電話及び電報

(a) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(b) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(c) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

b 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安

電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(ウ) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(3) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ア 携帯電話の使用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

イ 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

ウ 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(ア) 非常通信の通信内容

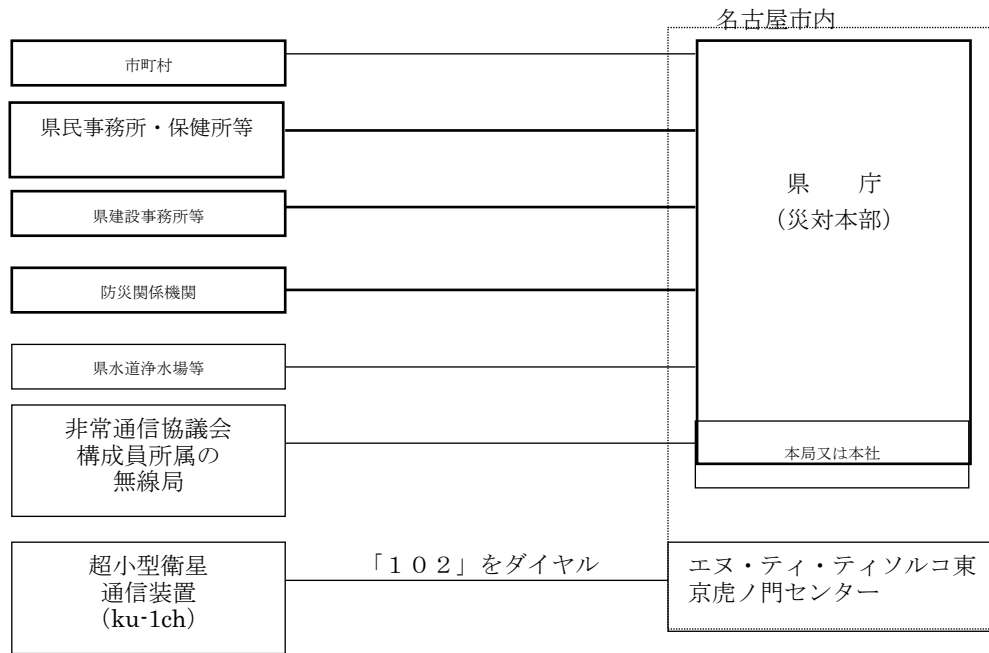
- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- d 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- e 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- f 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- g 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- h 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- i 電力設備の修理復旧に関するもの。
- j 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。なお、各市町村から県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。



県防災行政無線回
線で、情報送受の
第1次的系統

県防災行政無線
不通の場合にお
ける第2次的系統

第3節 放送の依頼

第1項 知立市における措置

緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

第4節 広報

第1項 防災関係機関の措置

各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

混乱が終息したときは、各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

第2項 報道機関の措置

- （１） 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- （２） 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

第3項 各機関の措置

各機関は、（１）の手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

- （１） 広報の手段・報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

- ア 防災行政無線
- イ コミュニティFMやケーブルテレビの放送
- ウ Web サイト掲載
- エ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- オ 広報紙等の配布
- カ 広報車の巡回
- キ 掲示板への貼紙
 - （ア） 各町内公民館・避難所・災害現場・各公共施設に情報コーナーを設置
 - （イ） 知立駅前などへ帰宅困難者への情報提供
 - （ウ） 被害状況に応じて情報収集・提供の担当員を配置

- ク その他広報手段

- （２） 広報活動の実施方法

- ア 報道機関への発表

各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、災害情報共有システム（Ｌアラート）等を活用し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する（災害時の放送協定による。）。

また、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り

多言語による情報提供等も合わせて行う。

イ 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

ウ その他

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や Web サイトの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

エ 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- (ア) 災害関係記事又は番組
- (イ) 災害関係の情報
- (ウ) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- (エ) 関係機関の告知事項

第4項 広報内容

次の事項について広報を実施する。

- (1) 災害発生状況
- (2) 津波に関する状況
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 交通状況
- (5) 給食・給水実施状況
- (6) 衣料・生活必需品等供給状況
- (7) 地域住民のとりべき措置
- (8) 避難の指示
- (9) その他必要事項

第4章 応援協力・派遣要請

□ 基本方針

- 大地震時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障を来すことが考えられるため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 地震が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
また、市は県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、災害発生に際し速やかに災害情報の収集に努めるとともに、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行うものとする。また、状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受けるとともに、航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずるものとする。
- 大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、民間の団体或いは個人が各種の防災ボランティア活動を行うことが効果的である。しかしながら、過去の災害においては、ボランティア活動への参加者が多いにもかかわらず、現地での受入体制が未整備であるため、うまく機能しなかった例が少なくない。このため、社会福祉協議会と連携を図りながら、災害時のボランティア活動の効率化への対策を積極的に推進していくものとする。

第1節 応援協力

第1項 知立市における措置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災状況より適切な応急措置及び職員の派遣が必要だと認める場合は、県、他市町村、指定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって、応援を要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

	要請の内容	事 項	経費負担
応援・応急措置	1 県への応援又は応急措置の要請(災対法第68条に基づく)	(1) 災害の状況 (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) (6) その他必要な事項	要請者

	2 他の市町村への応援又は応急措置の要請（災対法第67条に基づく） 災対法第8条及び第49条の2に基づきあらかじめ相互応援協定を締結しておく	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） (6) その他必要な事項	要請者
--	---	---	-----

また、市長は「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

第2項 応援要員の受入態勢

- (1) 連絡体制の確保
 連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関等との情報交換を緊密に行うものとする。
- (2) 受入施設の確保
 物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を確保する。また、消防応援部隊、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を確保する。

第3項 県における措置

- (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の4）
 知事は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。
 なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。
- (2) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）
 県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。
 - ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
 - イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
 - ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
 - エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第4項 中部地方整備局における措置

- (1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）
 中部地方整備局は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全

部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送道路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第5項 水道事業者間の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

水道担当部は、被害状況により適切な応急給水が必要だと認める場合は、「水道災害相応援に関する覚書」に基づき、次表の事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(別冊資料編：第3編 2 水道災害相互応援に関する覚書)

協 定	事 項	経費負担
水道災害相互応援に関する覚書	(1) 災害の状況 (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量 (3) 必要とする職員の職種別人員 (4) 応援の場所及び応援場所への経路 (5) 応援の期間 (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項	要請者

(2) 受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

水道担当部は、連絡窓口を設置し、要請先及び市との情報交換を緊密に行う。

イ 受入施設の確保

水道担当部は、応援職員の宿舎又は資材、機械、工具等の倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

第6項 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2節 自衛隊の災害派遣

第1項 自衛隊における措置

(1) 災害派遣基準

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、知事は人命又は財産の保護のため必要がある場合に、自衛隊の災害派遣を要請する。自衛隊においては要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を執る。

(2) 災害派遣の範囲

ア 災害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を行う。

コ 救助物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲における火薬物類爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

シ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

ス その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を執る。

第2項 災害派遣要請依頼者（知立市）における措置

(1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は知事等であり、市長は自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事にその旨を依頼する。

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	三河地区(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)
航空自衛隊 第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (第3幕僚室)		県内全域

第3項 知立市又は関係機関における措置

(1) 派遣要請依頼

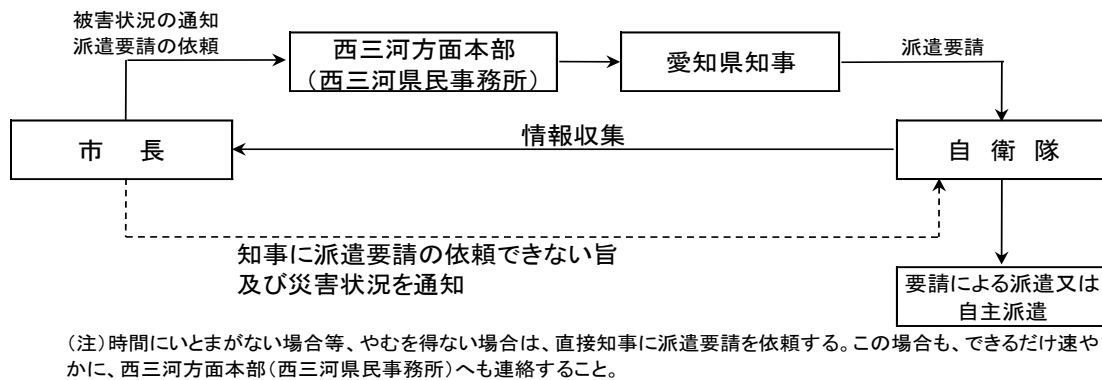
市長が自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書を知事あて(西三河方面本部(西三河県民事務局)経由)に提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合はとりあえず電話その他迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

市長が知事に自衛隊の派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び市内の災害状況を自衛隊に通知する。なお、通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 派遣要請依頼の代行

市長が不在の時は、副市長がその職務を代行する。また市長・副市長共に不在のときは、危機管理局長がその職務を代行する。



(3) 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるとき又は必要がなくなった場合は、速やかに知事に対して、次の事項を記載した文書により撤収要請を依頼する。

災害派遣撤収要請依頼書

災害派遣要請者殿 知立市長 災害派遣部隊撤収要請依頼書 災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、月 日 をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。	年 月 日
--	--------------

第4項 災害派遣要請等手続系統

災害派遣要請依頼書(参考)

災害派遣要請者殿 知立市長 部隊等の派遣要請依頼書 災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。 記 1 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣要請を依頼する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等） 4 その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など） その他細部については、において調整する。	年 月 日
---	--------------

2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救護活動終了するまでの間」等

の定性的な表現とする。

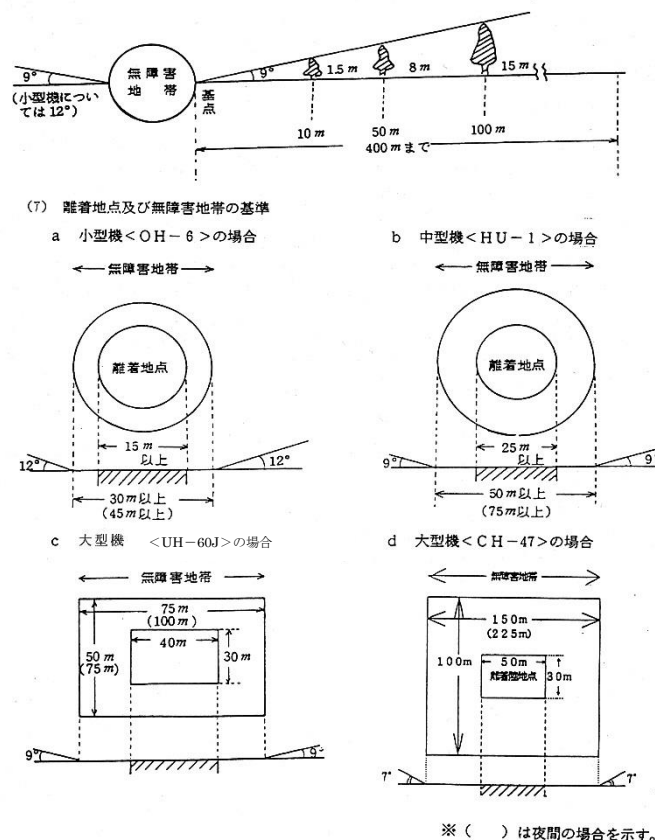
第5項 災害派遣部隊の受入れ

市長は、災害派遣部隊を受入れるときは次の点に留意して、派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

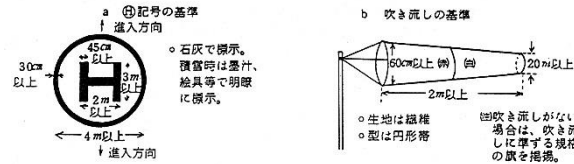


- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊が予め行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受け入れ時の準備

- (ア) 離着地点には、下記基準の㊸記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリ

ポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



注 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚する。

- (イ) ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

第6項 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、器材等の調達、借上げ、運搬、修理費
 - エ 県、市、町、村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第3節 ボランティアの受入

第1項 知立市における措置

- (1) 「知立市災害ボランティアセンター」の開設

市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社等は、「知立市災害ボランティアセンター」を開設し、コーディネーターの派遣をNPO・ボランティア関係団体等に要請する。
- (2) 「知立市災害ボランティアセンター」の運営

「知立市災害ボランティアセンター」は、コーディネーターと協力して、以下の業務を実施し、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図る。

 - ア 一般参加ボランティアの受入れ
 - イ 登録ボランティアに対する活動要請（一般作業、特殊作業、コーディネート業務等）
 - ウ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
 - エ ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材の確保
 - オ 市との連絡調整
 - カ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
 - キ その他被災者の生活支援に必要な活動
- (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置

するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第4節 防災活動拠点の確保

第1項 知立市における措置

地震が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

また市は、県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

第2項 防災活動拠点の確保等

- (1) 市は、次の防災活動拠点の確保を図るものとする。
 - ア 地区防災活動拠点（知立市役所）
受援及び応援のための集結・集積活動拠点
 - イ 地域内輸送拠点（知立市役所）
- (2) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、地域内輸送拠点を速やかに開設できるよう、拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第3項 防災活動拠点の区分と要件等

要 件 等		地 区 防 災 活 動 拠 点
災 害 想 定 の 規 模		市町村区域内 局地的な土砂災害等
応 援 の 規 模		隣接市町村等
役 割		被災市町村内の活動拠点
拠 点 数		市内で1か所程度
要 件	面 積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施 設 設 備	できれば倉庫等

第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

第1項 知立市における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国、県が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

- (1) 緊急輸送ルートの確保
被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動
- (2) 救助・救急、消火活動
あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動
- (3) 災害医療活動
全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動
- (4) 物資調達
国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動
- (5) 燃料・電気・ガスの供給
災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

□ 基本方針

- 倒壊家屋等の下敷き、ビルなどでの孤立、車両事故等による負傷者など早急に救出を要する事案が数多く現出するものと考えられる。
- 市長、警察は災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
また、救出にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等の要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用するものとする。

第1節 救出・救助活動

第1項 知立市における措置

- (1) 情報収集、伝達
 - ア 119番通報、駆け込み通報、防災ヘリ、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。
 - イ 知立消防署長は、災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。
- (2) 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対して予め定めた救助・救急計画に基づいて組織的な対策をとる。その際の基準は以下の原則による。

 - ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする重傷者を優先とし、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上、救急・救助活動を実施する。
 - イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
 - ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
 - エ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。
 - オ 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
 - カ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。
- (3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を行う。
- (4) 現場救護所の設置

災害現場では救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力し、傷病者の応急手当、振り分け(トリアージ)を行う。
- (5) 後方医療機関への搬送

救命処置を要する重傷者を最優先とし、医療機関に搬送する。搬送先の医療機関では、

施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関が受入可能な状況であるかを早期に情報収集して、救護班、救急隊に対し情報伝達する。

また、医療機関の被災により、病院から病院への転院搬送の需要も生じると考えられるため、被災地外への医療機関と連絡をとり、転院搬送を実施する。

(6) 応援派遣要請

自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の消防本部に対して応援を要請する。また、必要に応じ、県に対して応援隊、自衛隊の必要性を連絡する。

(7) 応援隊の派遣

市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊等として被災地に赴き、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣市町村での被害に対しては予め定めた救助・救急計画等により、直ちに出勤する。

(8) 警察、医療機関との連絡

被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施する場合は、特に警察及び医療機関との密接な連絡をとり、救出救急に当たる。

(9) 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第2項 消防団、自主防災組織等による救出活動

発災後に、火災が同時多発的に発生した場合、衣浦東部広域連合の活動の主力は、延焼阻止に向けられる。

また、交通の混乱や殺到する救助需要に対処するため火災がなくとも平常時の様な救助・救急活動は期待できないため、地域での自主防災活動が重要となる。

消防団及び自主防災組織は、地震発生後において、近隣の安否を確認し、負傷者又は閉じこめられた者等が発生したときは、近隣住民の協力のもと自主的な救助・救急活動を実施する。

第3項 応援協力関係

(1) 自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

また、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

(2) 県は、自ら救出の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(3) 県は、市の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

(4) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第4項 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第5項 中部地方整備局における措置

- (1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援
国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。
- (2) 高速道路のサービスエリア等の使用
高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

第2節 防災ヘリコプターの活用

第1項 活動内容

防災ヘリコプターは、特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

第2項 知立市等における措置

- (1) 応援要請
次の要件の一に該当し航空機の活動が必要と判断した場合は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」に基づき、電話等により要請し、速やかに緊急出動要請書を提出する。
ア 災害が隣接する市町に拡大し、又はその恐れがある場合
イ 衣浦東部広域連合の消防力によっては防衛が著しく困難な場合
ウ その他緊急活動等において防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効な場合
- (2) 受入体制の確保
ア 連絡体制の確保
市及び衣浦東部広域連合は、連絡窓口を設置し、要請先である名古屋市消防航空隊及びその他関係機関等との情報交換を緊密に行う。
イ 受入施設等の確保
(ア) 離着陸場所の確保及び安全対策
(イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
(ウ) 空中消火基地の確保
(エ) その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

区 分	通 報 先
8 時 45 分から 17 時 30 分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721
17 時 30 分から 8 時 45 分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119

(4) 応援要請の手続き

ア 応援要請

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出するものとする。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害発生現場の気象状況
- (エ) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (オ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数
- (キ) その他必要な事項

イ その他

この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」の定めるところによる。

第6章 消防活動・危険性物質対策

□ 基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。
また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図るものとする。
- 高圧ガス製造施設（貯蔵所を含む。以下同じ。）は、十分な耐震設計がされており、過去の震災例から見て、大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。
しかし、液状化現象などにより、配管、弁類等が損傷を受け、ガス漏えい等の異常事態が発生することも予測される。
- 屋外の毒物劇物貯蔵タンク設備は、事故時の流出を防止するための防液堤などの設備が設けられており、通常の震災では、大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。
しかし、激甚な大規模災害時において、貯蔵タンク、防液堤などの設備が破壊した場合には、毒物劇物の外部への流出が予測される。
- 地震により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努めるものとする。

第1節 消防活動

第1項 知立市（衣浦広域連合を含む）の措置

（1）計画目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

ア 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。

ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

また、大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、各消防本部では、発災時において市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するようあらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めてその全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行うものであるが、特に、市民に与える影響の重要度合い等を考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、震災時の火災から市民の生命、身体及び財産を保護する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないこと

も考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を検討する。

(2) 震災時の火災からの防御計画の推進

ア 防御方針

- (ア) 火災発生が少ないと判断したときは、積極的に防御を行い早期鎮圧を図る。
- (イ) 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- (ウ) 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- (エ) 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- (オ) 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- (カ) 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- (キ) 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- (ク) 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

イ 重要対象物の指定

衣浦東部広域連合は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

ウ 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

エ 避難場所・避難路

避難場所は市の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難場所についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

オ 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

カ 部隊運用要領

(ア) 消防の組織

a 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、災害の活動に専念するため平常の事務を一時停止して、衣浦東部広域連合の協力のもとに消防部又は消防班並びに消防隊を知立消防署に設置することができる。

b 消防団本部の設置

消防団長は、消防部等の設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

(イ) 消防隊の部隊運用要領

a 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

消防団は地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即座に対応することができる防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

(1) 出火防止

(2) 消火活動

(3) 消防隊の応援

(4) 救助救急

(5) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

第1項 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

(2) 応急措置及び通報

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の管理者等は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼす恐れが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やか

に提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

第1項 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(1) 地震防災体制の確立

ア 防災組織の確立

地震発生後地震防災本部を設置し緊急時の指揮命令系統を確保し地震の規模に応じて緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(2) 高圧ガス製造設備の運転停止

震度5弱以上の地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(3) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(4) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(5) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼす恐れがある場合又は不安を与える恐れがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

第1項 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

次に、中和処理等事故処理剤の確保が重要になる。したがって、県は市から事故処理剤の確保について要請を受けたときは、積極的に支援することにより、周辺住民に被害が及ばないように

努める。

第2項 知立市における措置

- (1) 地震発生後、毒物劇物タンク等の被害状況の情報収集に努める。
- (2) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、県は市から事故処理剤の確保について要請を受けたときは、積極的に支援する。
- (3) 地震により災害が発生し、当該施設の従業員、周辺住民等に被害を及ぼしたり、不安を与える恐れがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第3項 激甚な大規模災害が発生した場合の対応

第1項及び第2項の対策を行うほか、県内において事故処理剤が調達できない場合は、隣県及び国へ協力要請を行う。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

□ 基本方針

- 地震災害時には、家屋の倒壊、火災の発生等から、外傷、骨折、火傷及び窒息など多くの傷害が予測され、その程度も死亡から重傷、軽傷まで様々であると考えられる。特に災害初期においては、医療救護活動が生命の存否に直結する事例も多いので、迅速な対応が求められる。
 なお、激震時には、既存の通信手段、交通手段が一挙に途絶し、被災地域の状況の把握が困難になるとともに、医療機関そのものが災害により本来の機能を発揮することが不可能となることや、交通麻痺による医療救護班の派遣及び患者輸送の困難等から、医療救護対策は難渋することが考えられる。
- 地震による災害によって環境が破壊され、また、被災者の病原体に対する抵抗力が低下することによって感染症がまん延する恐れがある。
- 地震災害時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の疾病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を行うよう努めるものとする。
 また、より迅速かつ円滑に重傷者を後方医療施設に搬送する体制を確立するものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律以下、「感染症予防法」という）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。
- また、防疫活動の実施につき県又は他市町村に応援を要請するなど、相互に協力するものとする。

第1節 医療救護

第1項 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、被災地域内の市職員、医療関係者等は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

医師をはじめとする医療従事者等は、情報連絡等が途絶える等大災害が予想される時には、遠くの勤務先でなく、前もって定められた近くの救急医療機関や保健所等において救急医療や情報収集等に従事する。

また、被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に救護所を設置し、応急医療を行う。

(2) 医療救護班の編成

救護所等において応急救護を行うため、刈谷医師会知立支部会員全員で医療救護班を編成する。
 (別冊資料編：第1編 17. 知立市医療救護班編成表)

(3) 医療救護本部の設置

震度6弱以上の地震発生時及び警戒宣言発令時、また市の要請がある場合には、市庁舎内に医療救護本部を設けるとともに、太陽光発電設備及び蓄電池システムを設置した保健センターを保健班の活動拠点及び医薬品の保管場所として利用する。医師会等の関係団体

の本部要員は直ちに参集し、運営にあたる。

また、医療救護予定場所と後方支援病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。医療救護本部の指揮は刈谷医師会知立支部長が行うものとし、活動状況の把握、市や各種団体間の連携を図りつつ活動に対する対策、医療救護班や後方支援病院等への活動を指示するものとする。

(4) 救護所の設置

学校等に救護所を設置し、中等傷患者に対する処置及び重傷患者に対する受入れを伴わない初期応急医療に相当する応急処置を行うとともに管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。

(5) 後方支援病院

重傷患者の処置及び受入れを行い、併せて中等傷患者に対する処置を行う後方支援病院として2箇所（秋田病院、富士病院）を指定する。なお、後方支援病院を確保できない場合には、刈谷医師会に要請する。

(6) 情報の共有

地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

第2項 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

市及び医療関係者は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制の確保に努め、事前に受入れ可能人員を明確にしておく必要がある。

なお、限られた医療資材を十分に活用するため、患者を治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）し、効果的に治療にあたる。

(2) 医療救護班による医療活動

ア 医療救護班の輸送

医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

イ 医療救護班の配置

被災地域内の医療情報の拠点に応援職員を派遣して、各救護所等に配置する医療救護班の連絡・調整を行う。

ウ 医療救護班の業務

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

- (ア) 被災者のスクリーニング(症状判別)
- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供、心のケア
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認
- (オ) その他状況に応じた処置

エ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、巡回相談チーム及びボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

関係機関において緊急輸送道路を確保したうえで、3救護所（西小・南小・来迎寺小）、

各小学校区防災倉庫、避難所に備蓄している医薬品、知立市薬剤師会と流通備蓄されている災害用医薬品等を救護所等に速やかに供給し、災害初期における人命救助に万全を期する。

また、輸血用血液製剤については、県を通じて県内血液センターが供給する。また、必要に応じて県及び日本赤十字社愛知県支部に要請し、県外からの供給を受ける。

(4) 患者急増時の対応体制の整備

ア 搬送体制等

- (ア) 被災場所から救護所への搬送は原則として家庭、自主防災組織、消防団が行う。
- (イ) 救護所から後方支援病院への搬送は、原則として市が行う。
- (ウ) 対策本部は必要と認めたときは自主防災組織又は避難住民の協力を得て搬送班を編成し、搬送する。

イ 搬送方法

- (ア) 市内での搬送は、車両等を確保して行い、不可能な場合は担架等で行う。
- (イ) 被災地外への搬送は車両等で搬送困難な場合、県のヘリコプターを要請する。

ウ 日常的に医療を必要とする患者等への対応

被災した場合における医療機関への患者の搬送は、原則として患者家族とする。

エ 市民及び自主防災組織の活動

- (ア) 市民にあっては軽度の疾病については、自分で手当てを行える程度の薬品を準備する。
- (イ) 自主防災組織は応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。
- (ウ) 医師の処置が必要な疾病者を救護所まで搬送する。
- (エ) 救護所から後方支援病院までの重症患者の搬送に協力する。

第2節 防疫・保健衛生

第1項 知立市における措置

(1) 防疫措置の実施

災害対策本部の中に防疫組織を設ける。また、保健所の指示により防疫活動班を編成し、被災地において次の活動を実施する。

ア 状況把握

防疫活動班は、被災地、避難所等の衛生状態を把握する。また、気象、警察、消防との情報交換、及び住民の電話等による要請等による状況把握にも努める。

イ 清潔措置

被災地域及びその周辺の地域について道路、溝渠及び公園等公共の場所を中心に清掃する。

ウ 消毒その他の措置

県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、生活の用に供される水の供給を実施する。

エ 避難所の防疫措置

避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。また、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

オ 臨時予防接種

知事に臨時予防接種を行うように指示された場合には、その指示に従い実施する。

カ 健康管理

必要に応じ、避難所等に保健師を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、県と協力して、保健師による巡回健康相談を行う。また、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所等を実施する。

(2) 予防教育及び広報活動の実施

災害発生地域や避難所において、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

第2項 食品衛生指導

災害時の状況に応じて必要と認めたときは、保健所職員の協力を得ながら被災地において次の活動を実施する。

(1) 救護食品の監視指導及び試験検査

(2) 飲料水の簡易検査

(3) その他食品に起因する危害発生の防止

第3項 栄養指導等

(1) 県及び市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

第4項 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等による心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

第5項 応援協力関係

- (1) 市は県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市が行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成するほか、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請する。
- (4) 市は保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。
- (5) 市は次の事項について、県動物愛護センターに協力を要請する。
 - ア 負傷した動物の収容・治療
 - イ 放浪動物の収容
 - ウ 飼育困難な動物の収容
 - エ 動物に関する相談の実施等

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

□ 基本方針

- 大震災の発生により、死者、行方不明者、負傷者等の人的被害の発生、道路その他ライフライン関係の被害により社会生活が一時的に麻痺状態となり、時間的な経過とともに、被災者の不安、混乱等の高まり、それに乘じた各種犯罪の発生が予想される。
- 県警察は、大震災が発生した場合は、早期に警備体制を確立し、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、交通の確保、犯罪の予防等の災害警備活動を推進するものとする。
災害警備活動に当たっては、他の都道府県警察からの全国的な応援も含め、警察の総合力を発揮して対処するものとする。
- 地震による災害が発生した場合には、道路に障害物が散乱するなど被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送にも支障が生じる恐れがある。このため、道路啓開、通行規制、防災ヘリポートの運用など緊急輸送を迅速かつ円滑に行うための対策を積極的に推進していくものとする。また、救出にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等の要配慮者を優先するものとする。
- 大震災が発生した場合、市及び関係機関は、震災時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 交通対策

第1項 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分 類	態 様
初 動 対 応	交通情報の収集 ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 緊急交通路の指定及び調整 ・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 - なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第 一 局 面 (災害発生直後)	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 - なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収

集及び提供を行う。

第2項 自動車運転者の措置

大震災が発生した場合は、次の「運転者がとるべき措置」について指導を徹底する。

(1) 大震災が発生したとき

ア 車両を運転中に大震災が発生したとき

- (ア) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (オ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内のわかりやすい場所に置くこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (カ) 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

- (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
- (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第3項 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

第1項 知立市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

- イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
 - オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

第2項 県及び愛知県道路公社における措置

愛知県地域防災計画「地震・津波災害対策計画」第3編災害応急対策／第8章交通の確保・緊急輸送対策の第2節の道路施設対策中県（建設局）における措置及び愛知県道路公社における措置により行うものとする。

第3項 中部地方整備局における措置

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
 - イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
 - ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、被害状況の把握及び、連絡システムの確保に努めるものとする。
 - エ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開をする。
なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
 - エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
 - オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の

命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

第3節 鉄道施設対策

第1項 名古屋鉄道株式会社における措置

災害が発生したときはその被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施するものとする。

(1) 乗務員関係

ア 地震等による異状を感知したときは高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

イ 異状を認めたときは駅又は運転指令へ連絡をする。

ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

(2) 駅関係

ア 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに列車の出発を見合わせる。

イ 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め旅客等に周知させる。

エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。

ウ 応急復旧資機材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡態勢

鉄道電話を第一優先とし、他に西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

第4節 緊急輸送道路及び重要物流道路の確保

第1項 知立市における措置

(1) 緊急輸送道路及び重要物流道路の確保

ア 被害状況の把握

緊急輸送道路及び重要物流道路の被害状況、緊急輸送道路及び重要物流道路上の障害物の状況等を把握するため、速やかに調査を実施するとともに、安城警察署、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、愛知県知立建設事務所との情報交換を緊密に行う。

イ 啓開道路の決定

被害状況の把握後、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、愛知県知立建設事務所等の道路施設管理者と協議の上、優先度の高い順に啓開道路の決定を行う。原則として、緊急輸送道路を最優先に行うこととする。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 啓開資機材の確保

関係業界より使用できる建設機械等啓開資機材の調達を行う。

エ 啓開作業の実施

原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるよう緊急車両の妨げとなる車両の移動、落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行う。啓開作業は、緊急輸送道路として指定を受けている道路を最優先とし、特に障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関、占用工作物管理者等協力体制にある関係団体と連携して行う。

オ 広報の実施

道路の啓開状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、避難者、運転者等に対し適時適切に広報を実施する。

(2) 緊急輸送拠点の確保

被災状況により必要だと認められる場合は、災害時の緊急輸送拠点として昭和グラウンドに開設する。昭和グラウンドでは、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行うとともに、必要に応じてオープンスペースをヘリポートとして活用する。

(3) 防災ヘリポートの運用

ア 防災ヘリポート開設の決定

県、警察、自衛隊等より要請があった場合及び必要だと認められる場合は、防災ヘリポートの開設を決定する。

イ 防災ヘリポート開設の方法

(ア) 地表面の条件整備

- a 回転翼の影響で砂塵等があがらない舗装された場所が最も望ましい。
- b やむを得ず、グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また乾燥している時は、十分に散水する。
- c 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

(イ) 着陸点の表示

着陸点には、石灰等を用いてHを書き、○で囲む。

(ウ) 風向の表示

- a 着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し又は旗をたてる。
- b 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。
- c 吹き流し又は旗は、布製とし、風速 25mm/s 程度に耐えられる強度を有しているものであること。

- (エ) 危険防止
 - a 離着陸時は、風圧等により危険であるので子供等を接近させない。
 - b 安全上の監視員を設置する。
- (オ) その他の留意事項
 - a 救急車、輸送車両の出入に便利なこと。
 - b 電話その他の通信手段の利用が可能であること。
 - c 緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

第5節 緊急輸送手段の確保

第1項 知立市における措置

災害時の傷病者の受入れ、災害応急対策要員、災害救助物資等の緊急輸送及び輸送力の確保について定めるものとする。

(1) 緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法により実施する。

ア 自動車による輸送

貨物自動車、乗合自動車等用途、道路事情等に応じた車両により輸送する。

イ 鉄道、軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な時又は他市等遠隔地において物資を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。

ウ 小型の舟等による輸送

浸水地域の避難所その他物資等の輸送は、小型の舟による輸送を行う。

エ 飛行機、ヘリコプターによる空中輸送

災害の状況により、空中輸送を必要とするときは、市長は、知事に防災ヘリコプター又は自衛隊の出動要請依頼を行い、空中輸送を行う。

オ 人力等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等による輸送を行う。

(2) 輸送力の確保

緊急輸送のための車両等の輸送力の確保については市所有の車両等を掌握するとともに、公共的団体、民間事業所等の所有する車両、自家用車両等の提供を受け、又は借上げて確保に努める。なお、市内運送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

災害輸送のための自動車の確保、借上げは次の順位とする。

ア 市所有の車両等

イ 公共団体の車両等

ウ 営業者所有の車両等

エ 自家用の車両等

第2項 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、県又は県公安委員会に緊急通行車両等確認の届出を行い、緊急通行車両の証明書及び標章の交付を受ける。

また、緊急輸送を行う計画のある車両については、県公安委員会へ緊急通行車両等の確認申出

を行うこととする。

第3項 災害救助法による輸送の実施基準

(1) 範囲

応急救助のための輸送の範囲は次のとおりである。

種類	内容	限度
被災者の避難	1 被災者自身を避難させるための輸送 2 被災者を誘導するための人員資材の輸送	避難所設置のための輸送は避難所設置の請負工事費の中に含まれるものでここでは認められない。その他災害拡大防止のための資材物資の輸送、被災者の家財等の運搬、他の官公署において実施した避難勧告によらず勝手に避難した場合の輸送及び帰宅の輸送についても認められない。
医療及び助産	1 医療救護班では処置できない重症患者又は医療救護班が到着するまでの間に緊急に措置をこうしなければならない患者を医療施設へ運ぶための輸送 2 医療救護班の人員を運ぶための輸送	医薬品及び衛生材料の輸送は救済用物資の輸送に含まれる。
被災者の救出	1 救出された被災者の輸送 2 救出のため必要な人員、資材の輸送	他の災害救出作業に直接関係ある機関による輸送は含まれない。
飲料水の供給	1 飲料水それ自体の輸送 2 飲料に適する水を確保するための資材輸送	感染症予防法の規定による家庭用水供給のための輸送は含まない。
救援用物資 (義援物資含む)	被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送	防疫対策用資機材の輸送はここでは含まれない。 避難所の場合のほか、応急仮設住宅用資材、住宅応急修理用資材、埋葬用の棺、骨壺、遺体保存のための仮設安置所の資材及び障害物除去のための資材の輸送等についてはそれぞれの限度額の枠内で行われるべきもので、ここには含まない。
遺体の搜索	遺体の搜索のために必要な人員及び資材の輸送	行方不明者搜索の結果、生存の場合→救出のための輸送、遺体の場合→埋葬のための輸送、となり、この場合ここには含まれない。 そのほか災害地の清掃のための輸送及び救助作業に直接関係のある機関による輸送も含まない。

遺体の処理（埋葬を除く）	1 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置ならびに検案のための人員輸送及び遺体処置のための衛生材料等の輸送 2 遺体そのものの輸送及び遺体を移送するための人員の輸送	仮設安置所設置のための人員及び資機材の輸送は、その基準の枠内で操作すべきものであってここには含まれない。
--------------	--	--

（2） 期間

応急救助のための輸送及び人夫の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

（3） 経費

ア 包括的に運送業者に輸送を委任する場合

協議の運賃のほかに倉敷料、保管料、庫出料、人夫賃を含めた輸送料を払うこととなるが、このような契約は応急救助の建前からなるべく避けること。

イ 個々の物資をある地点に輸送する場合

重量料と積載料又はこれら両者の併用により計算される。

危険地域の割増料金については事情によって考慮される。

ウ 車両そのものを借りる場合

使用時間と走行距離により料金が決定される。

夜間走行、危険地域走行の割増料金も必要となるが、このような借上げの場合、特に運行計画をしっかりと立てなければならない。

エ 燃料、運転手の乗込、食事代、宿泊料等

これらのほかに修繕費も含めてすべて輸送費の中に織り込まれるべきである。

オ 輸送業者以外から車両を借りる場合

個人、会社の所有する自動車を借上げた場合は1日何円と定めて借上げる。ただし、この場合の料金は輸送業者のそれより安く定めるべきである。

カ 官公署その他公共的性質を持った団体から借りる場合

原則として使用賃貸であって特に定めないかぎり無償である。

（4） 記録

ア 輸送記録簿

イ 燃料及び消耗品等物資受払簿

ウ 輸送費支払関係証拠書類

第9章 浸水対策

□ 基本方針

- 地震が発生した場合、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊により、農地、農業用施設のみにとどまらず、個人の財産や公共施設等に大きな被害を与えることが予想される。
- 地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水の発生が予想されるので、大規模地震が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、特に避難及び被災者の救出に重点を置いた活動に努めるものとする。

第1節 浸水対策

第1項 知立市及び関係機関における措置

(1) 監視、警戒活動

地震の警報が発令されたとき、又はこれに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。

(2) 水門、樋門の操作

水門、樋門に被害が発生し、沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに操作を行う体制の構築を図っていく。

(3) 浸水対策用資機材

その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう、水防等浸水対策用倉庫等の設備及び浸水対策用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

また、県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

(4) 漏、溢水防止応急復旧活動

ア 農業用施設

各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

また、激甚な被害が生じた場合、被害の拡大及び二次災害を防止するため関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

イ 河川

激甚な被害が生じた場合、堤防の崩壊が広範囲にわたって起こる恐れがあり、大量の土砂が必要となる。よって、河川区域において活用可能な土地を利用した緊急用土砂の確保に努めるものとする。

また、水門・樋門が損壊した場合、直ちに仮締切等の応急処置がとれるよう専門業者へ

の緊急連絡体制を整え、早期復旧を図るものとする。

第10章 避難所・要配慮者支援対策

□ 基本方針

- 地震時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、津波、地すべり、噴水、噴泥等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼす恐れがあり、住民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想される。
- 地震災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや言葉の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険なあるいは不安な状態に置かれることとなる。このため、応急、復旧時のあらゆる段階において要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図っていくものとする。

第1節 避難所の開設・運営

第1項 知立市における措置

(1) 避難所の開設

災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、避難所の円滑な運営を図るものとする。

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 避難所開設の要請

避難所としての既存の建物がない場合又は既存の建築物が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(3) 避難所開設の報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難所開設の目的
- イ 箇所数及び受入れ人員
- ウ 開設期間の見込み

第2項 避難所の運営

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。また、避難所に避難したホームレスに

ついて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者ニーズの把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するよう努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「知立市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

なお、必要に応じて、福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「知立市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。

(12) 公衆衛生向上のための事業者団体への要請

災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第3項 避難所の管理

避難所を開設したときは、秩序保持等のため、次の措置を行う。

- (1) 避難者に対する災害情報の伝達
- (2) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (3) 避難所に対する各種相談業務

第4項 避難所の実態の把握

避難所開設後直ちに避難所における避難者の生活環境を把握するため、以下の事項についての実態把握に努める。

- (1) 水道・ガス・電気の復旧状態
- (2) 仮設トイレの個数や設置場所
- (3) 避難所の清掃・室温・湿度・換気状態
- (4) プライバシーの保護

第5項 職員等の派遣

避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織等の協力を得て、受入れされた被災者に対し、必要に応じ次の救援を行う。

- (1) 給水、給食
- (2) 毛布、衣料、日用必需品等の支給
- (3) 負傷者に対する応急医療

第6項 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合に、県内の市町村については、避難先市町村と直接協議し、県外の市町村については、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第2節 要配慮者支援対策

第1項 知立市における措置

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

- 第2章 第2節 避難の指示 第9項 住民等の避難誘導 参照
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
第2章 第2節 避難の指示 第9項 住民等の避難誘導 参照
- (3) 障がい者に対する情報提供
障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。
- (4) 被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。
- (5) 緊急一時入所
施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅看護者等について、被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る等適切な支援を実施するものとする。
- (6) 福祉サービスの継続支援
福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。
- (7) 県に対する広域的な応援要請
保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。
- (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。
- ア 国際交流協会や市民活動団体等との連携
 - イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
 - ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣
 - エ 電話通訳等のコミュニケーションツールの活用
 - オ 外国人コミュニティの活用

第2項 社会福祉施設における安全確保対策

- (1) 救出及び避難誘導
- ア 救出及び避難誘導については、警察や消防等の指示の下に行われることが望ましいが、迅速に行うためには、警察や消防の活動が軌道にのるまでの間は自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア等地域住民が主体となって行うものとする。
 - イ 要配慮者を発見した場合は本人の同意を得て必要に応じ次のような措置をとる。
 - (ア) 一般の避難所へ誘導する。
 - (イ) 医療サービスが必要とされる場合は、適切な医療機関や医療専門家チームのもとへ搬送する。
 - (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。
 - (エ) 孤児、遺児等保護を要する児童を発見した場合は、必要な措置（保護）を行うとともに、児童相談所に通報する。

避難生活が長期化するような場合には、安心して生活ができ、福祉サービスも受けられる施設（社会福祉施設）に速やかに移動させる。
- (2) 搬送及び受入先の確保
施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等について、必要があれば市に協力を要請する。
施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及

び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等生活救援物資についての必要数量を把握し、その提供について必要があれば市に協力を要請する。

施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等生活救援物資の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、他の社会福祉施設に対し応援を要請するとともに、必要があればその斡旋を市に要請する。

施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回保健・福祉サービス

職員、医師、民生委員・児童委員、保健師等によりチームを編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、巡回により介護、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(6) ライフライン優先復旧

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、電気、ガス、水道等の優先復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

第3項 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

被災したねたきり老人や歩行困難な障がい者等は自力では脱出できず、自宅でそのままの状態が続くと健康を著しく損なったり、生命に危険が及ぶことも予想される。このため以下の点に留意し要配慮者の安否確認を迅速に行うものとする。

ア あらかじめ把握された要配慮者の所在情報を地域に開示することにより、民生委員・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、社会福祉協議会、ボランティア組織等の協力を得て、自宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

イ あらかじめ定められた情報伝達網により迅速に行うことになるが、不明者については、障がいの様態等に応じた情報伝達手段を講じることにより、再度安否の確認を行う。

ウ 要配慮者でも、特に人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入している患者等、緊急の対応を要する病人などの安否確認は、医療機関、保健所等の関係機関と協力し、最優先で行う。

(2) 搬送体制の確保

災害により負傷した要配慮者等の受入先として、病院等の医療施設、社会福祉施設及び避難所等を確保する。

要配慮者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保する。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の実態調査

職員、民生委員・児童委員、ボランティア等によりチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者についての実態調査を実施する。

(4) 要配慮者に配慮した生活救援物資の提供

要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、高齢者、障がい者、乳幼児などに対しては、できる限りやわらかい食事、温かい食事など、要配慮者に配慮した体制を確保する。

車いすや介護用品などについてもあらかじめ備蓄してあるものに加え、不足する分については早急な確保に努める。

避難者のうち、高齢者、障がい者など要配慮者に対しては、ポータブルトイレを用意するか、トイレの近くのスペースを確保するほか、日当たりのよい場所を優先的に配分するなどの配慮をする。

(5) 要配慮者に配慮した情報提供手段の確保及び情報提供

在宅や避難所等において、ファクシミリや文字放送テレビ等の設置や手話通訳者の派遣など要配慮者に配慮した情報提供手段の確保に努める。また、保健、福祉関連情報等の提供を随時行うようにする。

(6) 巡回保健・福祉サービス

災害発生時には、要配慮者の福祉的・医療的ニーズに基づき、早急に福祉事務所、保健センター、保健所等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

また、職員、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所や仮設住宅で生活する要配慮者に対し、巡回により介護、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 要配慮者に対応したマンパワーの配置

避難所における要配慮者のニーズにこたえられるよう心理カウンセラー、手話通訳者、ホームヘルパー、医師、保健師、看護師などの派遣を福祉事務所や保健センターが迅速に行うことが望ましい。また、避難所に配置された手話通訳者やホームヘルパーなどは、在宅の被災者などに対しても相談活動が行えるよう配慮する。

第4項 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

外国語による広報を実施し、消防、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

消防、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供と生活支援

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供と生活支援

語学ボランティアの活用、チラシ・情報誌などの発行、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人相談窓口の開設

速やかに外国人の相談窓口を設置し、公益財団法人愛知県国際交流協会と連携を図りながら生活相談等に応じる。

第11章 帰宅困難者対策

□ 基本方針

- 通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多く人々が流入してきており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。
- 帰宅困難者対策は帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 帰宅困難者対策

第1項 知立市における措置

- (1) 一斉帰宅の抑制と一時滞在施設（滞在場所）の確保
帰宅困難者対策は帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。
- (2) 市民、事業所等の広報
市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。
- (3) 避難所対策、救援対策
帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。
- (4) 徒歩帰宅者への情報提供
市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して徒歩帰宅支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第2項 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第12章 水・食品・生活必需品等の供給

□ 基本方針

- 水道の普及率は高まり、また、生活様式の多様化により、水道は日常生活に欠くことができない重要な施設になっている。大規模地震が発生した場合、老朽化した管や液状化現象が発生する地域では大規模な断水が予想される。その結果、飲料水、水洗トイレ、洗濯等の日常生活を始め、消火用水にも支障をきたす。社会活動、防災活動、復旧作業など広範囲にわたり影響を及ぼすこととなる。
- 地震災害においては、多数の住民が瞬時にして住家を失い、あるいは火災等の切迫した状況にあつて、恐怖と興奮のため冷静な判断を誤り、一層重大な結果を招くことも予想される。
したがって、被災住民を一刻も早く安全な場所に保護し、応急的な救助を行うとともに、民心の安定のため迅速かつ適切な広報活動を行い、社会秩序の保全を図るものとする。救援の具体策としては、災害救助法を適用して被災住民に対し、最低限必要な衣、食、住を給与するものとする。
- 災害により生活を維持していくために必要な物資が被害を受けたり、流通の混乱等により物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、被災者に対する救援の中でも、特に食糧、生活必需品について、応急時迅速に供給を行うための対策を積極的に行っていく。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

第1項 知立市における措置

断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。

応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

県企業庁においては、県水受水市町村等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

第2項 応急給水

(1) 応急給水体制の確立

給水の実施主体である市に対し、県はこれを応援する。

給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

また、応援者が到着後、直ちに応急給水及び応急復旧を円滑にできるよう、各対応マニュアル、地図、施設等管理図面、連絡体系図等を取りまとめた物を作成し配布する。また、施設においては管理図面の巻頭に、記号・用語の定義、使用バルブの開閉方向、使用している管材・バルブ等の一覧表を貼付するなどの準備をしておく。

(2) 給水の方法

給水の方法は、目標水量に基づく仮設供給設備からの「拠点給水」あるいは給水車等で

輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

また、応急給水にかかる初動体制の円滑化を図るため、給水車両・給水機器の手配、点検及び必要資機材・燃料の確保、応急給水用ポリタンクの配備と水の確保等の準備を行う。

第3項 応援体制

市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

第2節 食品の供給

第1項 知立市における措置

炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

(1) 食糧の輸送

あらかじめ指定した食糧集積地を集配拠点として食糧を輸送する。

市の備蓄食糧や市が調達した食糧の食糧集積地までの輸送、及び市内におけるそれらの移動は、原則として市が行う。県によって調達された食糧の市内集積地までの輸送は原則として県が行うが、輸送区間及び輸送距離等の事情よりそれが困難な場合は、市が直接引取るものとする。

(2) 集積地の管理

食糧集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

(3) 食糧の給与

ア 給与対象者

次の事項を勘案し、給与対象者を決定するものとする。

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家が全焼流失、半焼、半壊又は床上浸水等のため、炊事ができない者

(ウ) 旅行者、一般家庭への来訪者、汽車の旅客等であって、食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者

(エ) 被災により縁故先に避難する者で、食糧品を喪失し、持ち合わせのない者

イ 給与品目

給与期間及び被災者の実態を勘案し、確保された食糧の中から随時決定していくものとする。

ウ 給与基準

救助法適用前は、救助法及び愛知県災害救助法施行細則を基準とし、市長の判断により、給与を行う。救助法適用後は、同法及び同施行細則により実施するが、その基準によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

エ 給与方法

(ア) 炊出し

a 炊出しによる食品の給与は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。

b 炊出しは、ボランティア等の協力を得て、避難場所又はその近くの給食施設を利用して実施するが、適当な場所がない時又は困難な時は、米販登録業者に依頼して実施する。

(イ) 食糧の配布

(ア) 以外の食糧については、避難場所等において被災者に配布する。

(4) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第2項 主食等の備蓄

乾パン、乾燥米飯、フリーズドライをはじめとして、食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。また、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分以上（可能な限り1週間分程度）の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

第3項 炊き出しその他による食品の供与

(1) 概ね次のとおり食品を供給する。

ア 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

(ア) 第1段階 乾パン、ビスケットなど

(イ) 第2段階 パン、おにぎり、弁当など

イ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

ウ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

(2) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第4項 米穀の原料調達

(1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

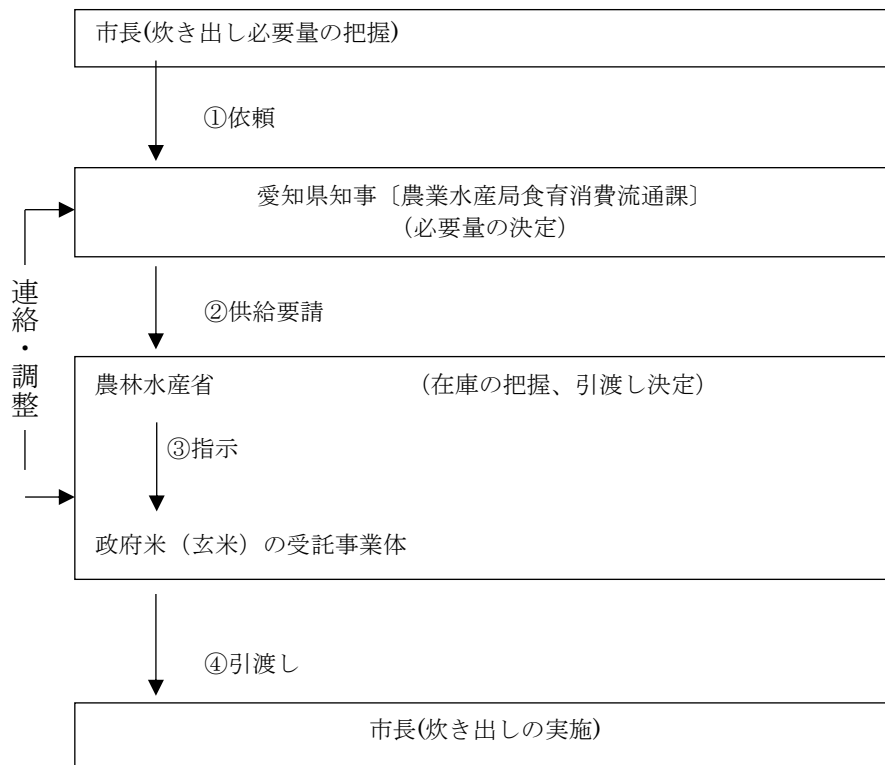
(3) 市長は、緊急に必要なとする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

(4) 市は活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により市内に稼働施設がない場合は、他市町村（県）施設の活用を申し入れる。

＜供給品目：米穀＞

ただし、消費の実情に応じて乾パン及び麦製品の供給を行う。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



第5項 県における措置

県は、被害状況の把握とともに、必要な食品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に食品（米穀等の主食、飲料水（ペットボトル）、副食品、調味料等）を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食品を確保し輸送する。

輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん、他の地方公共団体、国等への応援要請、要求により確保する。事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第3節 生活必需品の供給

第1項 知立市における措置

災害により、日常生活に欠くことのできない生活必需品の供給を被災者に対して、行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援協力等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

(1) 物資の備蓄と調達あつせん

災害時には調査班を派遣し、生活必需品の供給対象地域、必要量、必要品目等を把握し、その調査結果に基づき市の流通在庫の調達によって対応する。

なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 応援協力

自ら生活必需品の供給を行うことが困難な場合は、県又は他市町村に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 生活必需品の輸送

あらかじめ指定した食糧集積地を生活必需品の集配拠点としても活用し輸送を実施する。

市が調達した物資の集積地までの輸送、及び市内におけるそれらの移動は、原則として市が行う。県によって調達された物資の市内集積地までの輸送は原則として県が行うが、輸送区間及び輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、市が直接引取るものとする。

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とし、必要に応じてヘリコプター等を活用する。

(4) 集積地の管理

集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

(5) 生活必需品の給(貸)与

ア 給(貸)与対象者

次の事項を勘案し、給与対象者を決定するものとする。

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 給(貸)与品目

給(貸)与期間及び被災者の実態を勘案し、確保された食糧の中から随時決定していくものとする。

ウ 給(貸)与基準

救助法適用前は、救助法及び愛知県災害救助法施行細則を基準とし、市長の判断により、給与を行う。救助法適用後は、同法及び同施行細則により実施するが、その基準によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

エ 給(貸)与方法

避難場所等において、確保された生活必需品を被災者に配布する。その際、ボランティア等の協力を得るものとする。

第2項 県における措置

(1) 県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待たないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第3項 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費は災害救助法施行細則による。

第13章 環境汚染防止及び地域安全対策

□ 基本方針

- 工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想される。また、倒壊建築物等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。
- 被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施していくものとする。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

第1項 知立市における措置

- (1) 県は被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2等の規定に基づき事業者に、事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。
また、河川への油流出時については河川管理者及び衣浦東部広域連合と協力して、処理に努めるものとする。
- (2) 県や他の市町村等の関係機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。

第2節 地域安全対策

第1項 県警察における措置

県警察は地域安全確保のため以下の措置を行う。

- (1) 体制の確立
 - ア 警備体制の確立
 - イ 警備要員の確保
 - (ア) 警備要員の自動参集
 - (イ) 警備部隊の編成
 - ウ 通信の確保
- (2) 災害警備活動の重点
 - ア 大規模災害が発生した場合の対策
 - (ア) 情報の収集及び伝達
 - (イ) 被害実態の把握
 - (ウ) 被災者の救出及び負傷者の救護
 - (エ) 危険個所の警戒並びに住民に対する避難誘導等
 - (オ) 避難路及び緊急輸送道路の確保、交通混乱の防止及び交通秩序の確保
 - (カ) 避難者家巡回等保安及び地域安全対策等
 - (キ) 広報、相談活動
 - (ク) 検視並びに行方不明者の搜索
 - イ 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

- (ア) 被害実態の全体像の早期把握
- (イ) 応援部隊等の受け入れ体制の確立
- (ウ) 装備資器材の活用による被災者の救出及び負傷者の救護
- (エ) 各種相談の受付実施

ウ 応援協力

市は、住民の避難、被災者の救出、遺体の検索、交通規制等の災害規制等の災害応急対策について警察と緊密な連携をとるほか、警察の実施する災害警備活動に対し、積極的に協力するものとする。

第2項 知立市における措置

市は県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第14章 遺体の取扱い

□ 基本方針

- 周囲の状況から判断して災害により死亡したと思われる者は速やかに捜索・収容し所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)するものとする。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。
- 災害により、周囲の状況から判断して死亡したと推定される者の捜索、処理及び埋火葬について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

第1節 遺体の捜索

第1項 知立市における措置

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者であって、その者の居住地における災害救助法の適用の有無、その者の住家の被害の有無、死因の如何を問わない。

(2) 捜索の方法

ア 届出のあったものについては行方不明者の住所、氏名、年令、性別、身長、着衣その他必要な事項を聴取し、直ちに災害対策本部に通報するとともに、記録を提出するものとする。

イ 捜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ消防職員及び消防団員を主力とする捜索隊を編成し、警察と密接な連絡をとりながら実施し、遺体を発見したときは、警察官の検視(調査※)を得たのち、速やかに収容する。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえ収容する。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

ウ 遺体が流失により海又は他市町村に漂着していると予想される場合は、海上保安署又は遺体漂着が予想される市町村に対し、捜索・収容を要請する。

(3) 捜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(4) 経費

ア 借上料

捜索に必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費

イ 修繕費

捜索に使用した機械器具の修繕実費

ウ 燃料費

機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明具の灯油代

(5) 記録

ア 遺体の捜索状況記録簿

- イ 搜索用機械器具燃料物資受払簿
- ウ 遺体搜索用関係支払証拠書類

第2節 遺体の処理

第1項 知立市における措置

- (1) 対象者

災害により死亡した者のうち身元不明者又は遺族等による遺体の確認ができない者について行う。
- (2) 処理の内容
 - ア 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。
 - イ 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。
 - ウ 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - エ 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。
- (3) 経費

災害救助法施行細則で定める基準額以内
- (4) 記録
 - ア 遺体処理台帳
 - イ 遺体処理費支出関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬

第1項 知立市における措置

災害の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元不明）に、遺体の応急的な埋火葬を行う。

- (1) 対象者

災害の混乱の際に死亡した者又は災害発生前に死亡した者であっても未だ葬祭の終わっていない者について行う。なお、被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱をする。
- (2) 埋火葬の方法
 - ア 埋火葬を行う者は知事又は市長とする。
 - イ 遺体は埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
- (3) 埋火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

- (4) 経費
災害救助法施行細則で定める基準額以内
- (5) 記録
 - ア 埋火葬台帳
 - イ 埋葬費支出関係証拠書類

第15章 ライフライン施設の応急対策

□ 基本方針

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 電力施設対策

- 発電設備は地震動等により電力設備破損の被害が予想される。
- 送配電設備のうち、架空送電線は、地盤沈下などによる支持物の傾斜や電線の振動による断線などの被害が予想される。配電線は、網状に施設してあるので地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害が予想される。
- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

■ ガス施設対策

- ガス供給設備のうち、高圧・中圧A導管は溶接鋼管を使用しているので、相当の地震に耐えることができ、被害の発生する可能性は少ない。また、中圧B・低圧導管は液状化現象などが発生する地域では、低圧導管のうち小口径ねじ接合鋼管等の一部で被害の発生が想定される。直下型地震が発生した場合には、活断層付近や大規模な液状化現象等が発生する地域において、低圧導管を中心に相当の被害の発生が考えられる。
- ガス製造設備は耐震設計がなされており、特に大きな被害は発生しないと考えられる。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続していくものとする。

■ LPガス施設対策

- LPガス（プロパンガス）は、個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考えられない。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生、折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているので、大量のガス漏洩は考えられないし、供給設備についても、容器は、鎖による固定及び高圧ホースに接続されているので、転倒の心配は殆どない。また、配管ホースが離脱、折損した場合も、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏洩はない。

しかしながら、被害の状況によっては、建物の倒壊、火災の発生等に伴い、ガス漏洩、引火等の恐れもある。

- 緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じるものとする。
- その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じるものとする。

■ 上水道施設対策

- 東海地震のような大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された管路（導水管、送水管、配水管、給水管）は多数の折損、破裂、継手の離脱が生じ、一般地盤においても強度が低下している石綿セメント管等の老朽管について折損、破裂が生じるものと考えられる。
- また、直下型の激甚な大規模地震においては、水源・浄水場等の構造物については地震力あ

るいは地盤変状により一部において被害を受けるものの、給水への支障は比較的少ないと考えられるが、管路については耐震機能のない配管の抜け出し、管自体の折損、伸縮継手の損傷等の被害が生じ、その影響は、予想を大きく上回ることが予測される。

- 発災後は、損傷箇所や二次災害の恐れのある施設等について調査表や点検表等により重点的に調査点検を行い、被害状況を把握するものとする。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。
- また、断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるため、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努めるものとする。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧に努める。
- また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立するものとする。

■ 下水道施設対策

- 東海地震のような大規模地震では、軟弱地盤に古くから埋設されている小口径の下水管渠については、地盤の変動、不等沈下、き裂等により損傷を生ずることが想定される。しかし、ポンプ場においては、損傷は比較的少ないものと考えられる。なお、マンホールポンプ場の電源が停止したときには自家発電装置に切り替え、応急的に運転も可能であるが、送電が遅れるとその機能を十分に発揮し得ない状態となることが想定される。
- また、直下型等の地震動が大きな地震においては、特に地盤の液状化や側方流動により、下水排水機能に影響する可能性も考えられるが、特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させるものとする。
- 下水道減災マニュアルに基き、対策活動を行う。発災後は、損傷箇所や二次災害の恐れのある施設等、減災マニュアルにより点検・調査を行い、被害状況を把握するものとする。
- また、下水管渠、ポンプ場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずるものとする。

第1節 電力施設対策

第1項 知立市における措置

(1) 情報の収集・伝達

中部電力パワーグリッド株式会社の施設、設備に災害が発生し、又は発生する恐れがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。

(2) 応援体制

中部電力パワーグリッド株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

第2項 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には、非常体制を発令し、本社等に非常災害対策本部を設置する。

- (2) 情報の収集と伝達
非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・N T T加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。
- (3) 危険防止措置の実施
災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急復旧活動の実施
 - ア 優先的に復旧する設備、施設
 - (ア) 電力会社側
超高圧系統に関連する送変電設備
 - (イ) 利用者側
 - a 人命に関わる病院
 - b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設
 - イ 復旧方法
 - (ア) 変電設備
変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。
 - (イ) 送配電設備
被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。
 - ウ 関係機関との連携
路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。
- (5) 要員、資機材等の確保
 - ア 要員の確保
発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。
 - イ 資機材の確保
発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (6) 広報活動の実施
 - ア 利用者に対する広報
 - (ア) 災害時におけるP R
電気の復旧状況、公衆感電事故防止P Rを主体とした広報P Rを広報車及びテレビ、ラジオ、W e b サイト等の広報機関その他を通じてP Rする。
 - (イ) 臨時電気相談窓口の設置
被災地域における利用者の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。
 - イ 地域防災機関との協調
地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。
- (7) 広域運営による応援
電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

- (8) 電源車等の配備
大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

第1項 知立市における措置

- (1) 情報の収集・伝達
東邦瓦斯株式会社の施設、設備に災害が発生し、又は発生する恐れがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。
- (2) 応援体制
東邦瓦斯株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

第2項 東邦瓦斯株式会社における措置

- (1) 災害対策本部の設置
地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。
緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。
(震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼び出しを待たずに自動出社する。)
- (2) 情報の収集
供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。
- (3) 緊急対応措置の実施
 - ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。
 - (ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
 - (イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合
 - イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。
 - (ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
 - (イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合
- (4) 応援の要請
被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。
- (5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第3項 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

第1項 水道事業者（知立市）における措置

（1） 大規模災害が発生した場合の対策

ア 支援体制

水道事業者（市）は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた水道事業者（市）あるいは県は、これらに積極的に協力する。
この協力は「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて行うものとする。

イ 配管設備破損の場合

応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

ウ その他

- （ア） 災害発生後、直ちにあらかじめ定められた行動マニュアルに従い人員を動員し、災害対策を実施する。
- （イ） 水道の工事業者などと連絡を密にして、災害時の緊急体制を整備しておく。
- （ウ） 仮配管などの必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておく。
- （エ） 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して、早期部分給水を配慮する。
- （オ） 施設設備が機能停止した場合には損傷箇所の点検を実施するとともに応急対策を講じ、必要に応じて業者への手配を行う。
- （カ） 管路の損傷等による路面の傷害が確認された場合は交通機関の停止、通行人に事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携して応急対策を講じる。
- （キ） マンホール等からの溢水が確認された場合は土嚢で囲む等の措置を講じた上、他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

（2） 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ア 支援体制

施設復旧の支援が円滑に行えるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。

なお、東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。

イ 水源破壊の場合

復旧困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ 配管設備破損の場合

大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

エ 応急復旧計画

応急復旧計画は、4週間以内で平常給水が可能となることを目標とし、拠点施設等の優先復旧施設、備蓄資機材の状況、仮設送水管の設置可能路線、仮設給水栓の設置箇所等に配慮し、被害状況を踏まえ、効果的かつ効率的な応急復旧計画を作成する。

第2項 県における措置

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県は、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

第4節 下水道施設対策

第1項 下水道管理者（知立市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

（１） 大規模災害が発生した場合の対策

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

ウ その他

（ア） 管路の損傷等による路面の傷害が確認された場合は交通機関の停止、通行人に事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携して応急対策を講じる。

（イ） マンホール等からの溢水が確認された場合は土嚢で囲む等の措置を講じた上、他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

（２） 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

下水道施設が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

第5節 通信施設の応急措置

第1項 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

（１） 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部を設置する。

（２） 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

（３） 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

（ア） 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

（イ） 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

第2項 移動通信事業者（KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

第3項 知立市及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極

めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる市有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

- (1) 要員の確保
専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。
- (2) 応急用資機材の確保
非常用電源（自家発電用施設、電池等）移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など
- (3) 訓練の実施
各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

第4項 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が絶続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第6節 郵便業務の応急措置

第1項 日本郵便株式会社の措置

- (1) 郵便物の送達の確保
ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。
- (2) 郵便局の窓口業務の維持
災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。
なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。
ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急措置

第1項 知立市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第16章 放射性物質及び原子力災害対策

□ 基本方針

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業所のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

第1節 放射性物質災害発生時の応急対策

第1項 事業者における措置

- (1) 事業者は、事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部長、市及び衣浦東部広域連合へ連絡するものとする。
- (2) 事業者は、放射線障害の恐れがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

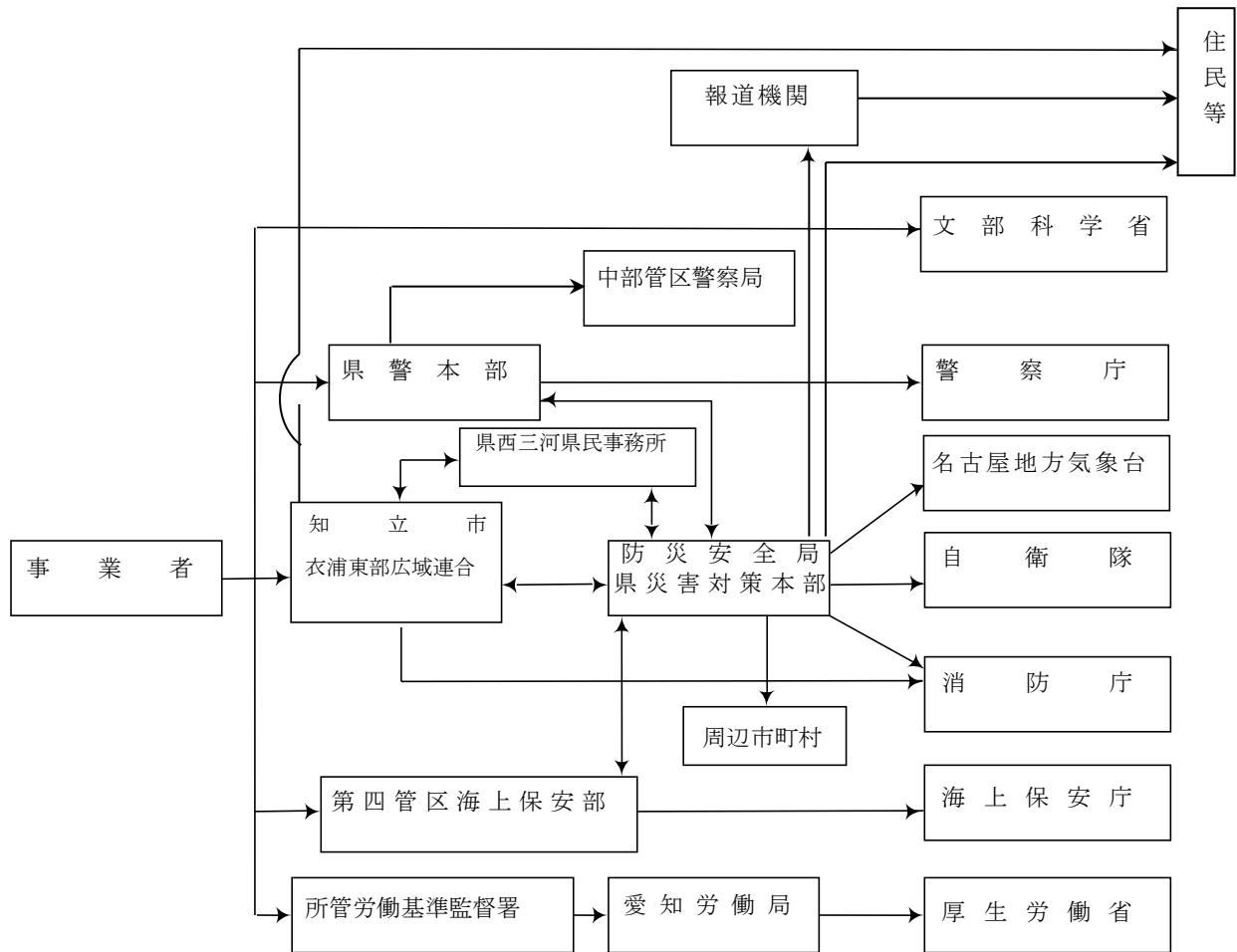
第2項 知立市における措置

- (1) 事業者から事故等の発生の通報を受けた場合は、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入りを制限退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- (3) 放射性物質に係わる消防活動及び救助は、「原子力施設等における消防活動マニュアル」を例に実施するものとする。

第3項 事故などの発生時の伝達系統図

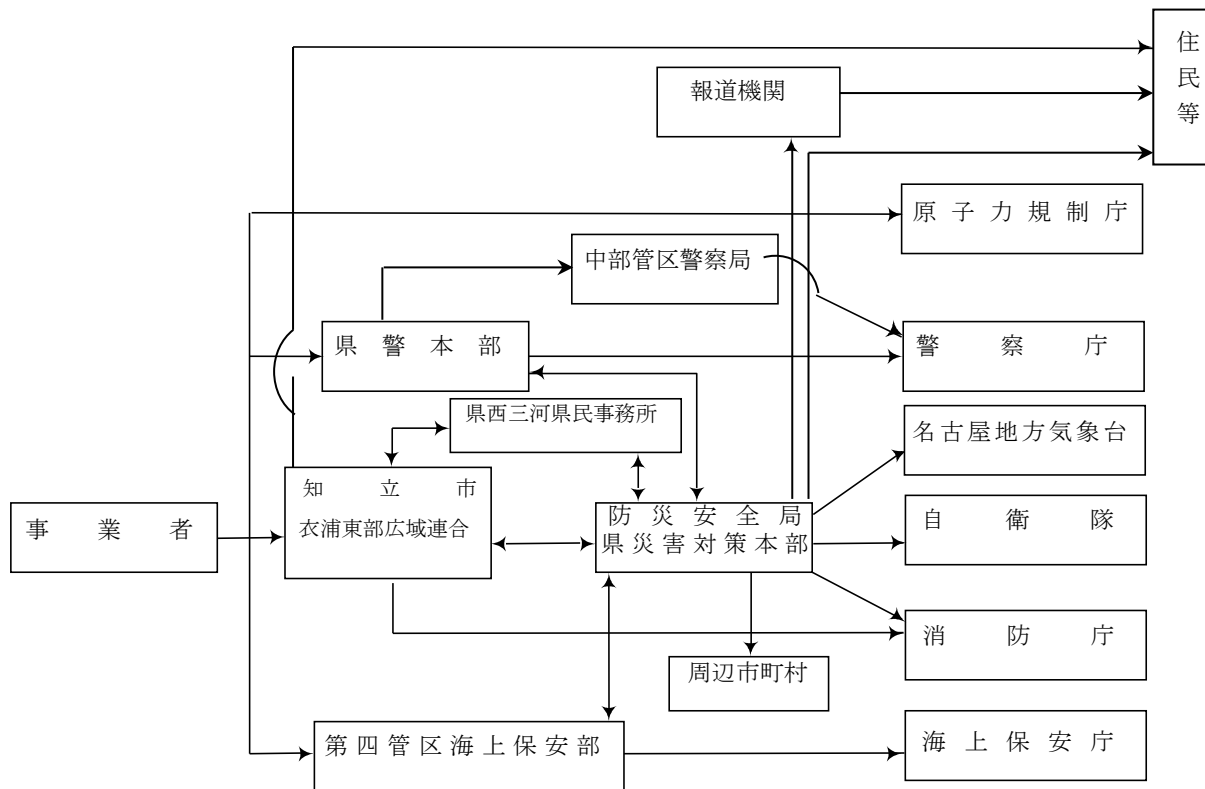
(1) 放射性物質災害

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



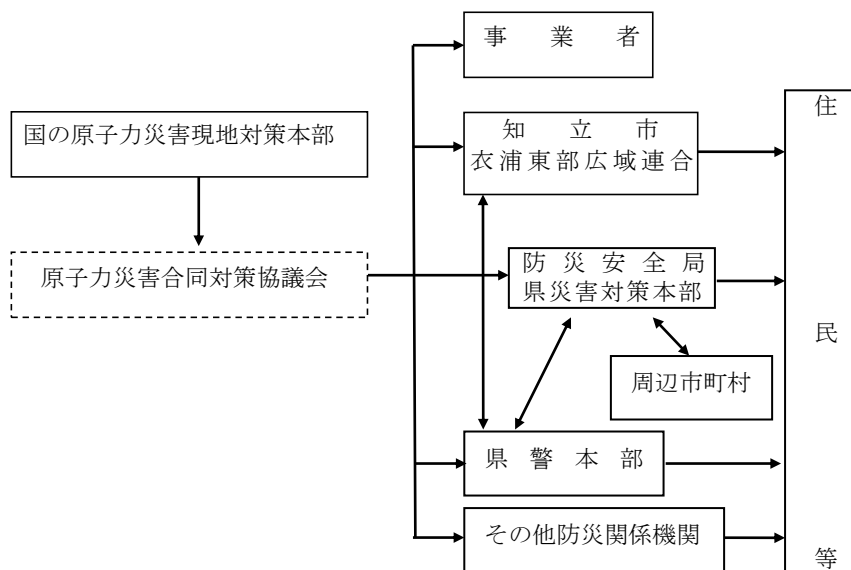
(2) 特定事象発生時

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



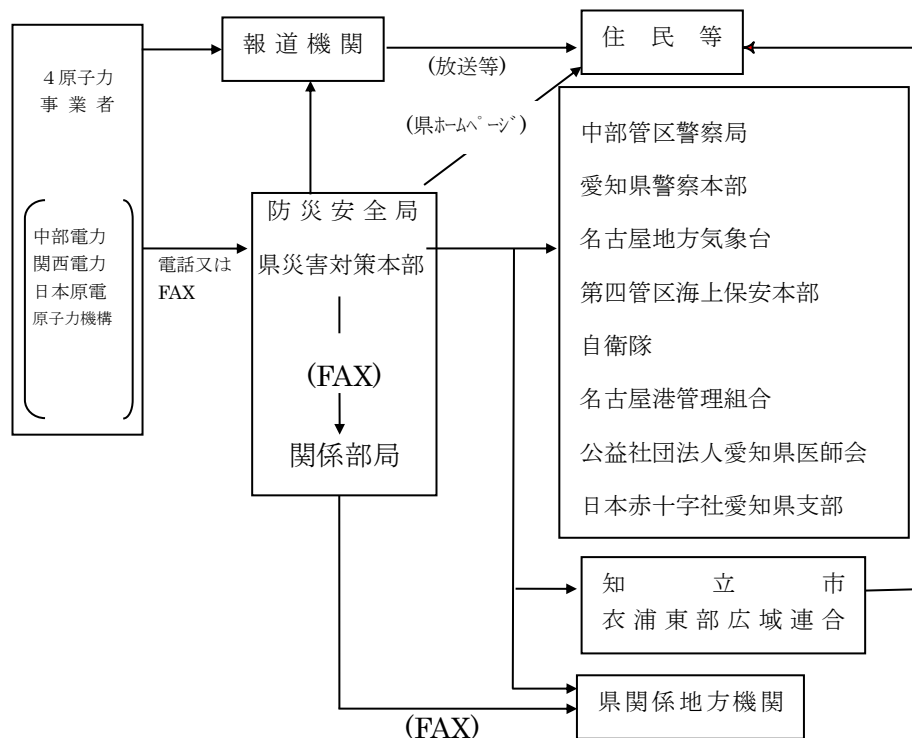
(3) 緊急事態応急対応

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(4) 県外の原子力事業所における異常発生時

原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



第4項 放射線に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合に、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は放射線計測器、除染設備等を有する診療施設において対応が望ましいのであらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずるものとする。

第2節 放射性物質事後対策

第1項 知立市、県、事業者及び防災関係機関における措置

- (1) 事業者は、県、市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物質を除染するものとする。
- (2) 県、市は、原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。
- (3) 県、市は、緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。
- (4) 市は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難等の措置をとった住民が災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所においてとった措置等を記録する。
- (5) 県、市、防災関係機関は、各種証拠及び資料として活用するため、各種の対策措置状況

等を記録するものとする。

第17章 住宅対策

□ 基本方針

■ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

- 大地震により、多くの建築物・宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した建築物・宅地により、その後の余震等による市民の生命に関わる二次災害の発生の恐れがある。
- 地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうか、また、被災した宅地の安全性はどうかなど、応急的な判断は、専門的知識を持たない被災者には困難である。このため、あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図るものとする。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

■ 応急仮設住宅の建設・修理等

- 大地震による住宅の倒壊、破損、さらに火災による焼失により、相当数の市民が住宅に困窮し、修理を要する家屋もかなりの数に達することが予想される。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の措置や被災家屋の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

第1項 知立市における措置

(1) 応急危険度判定の概要

被災建築物の応急危険度判定とは、余震等による被災した建築物の倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的とする簡易的判定であり、主として外観目視等によって行われる。

ア 判定の基本的事項

- (ア) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- (イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- (ウ) 判定結果の責任については、市が負う。

イ 判定内容

- (ア) 応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」((一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (イ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「安全」に区分し、表示を行う。

- (ウ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
 - (エ) 判定は、原則として「目視」により行う。
 - (オ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- (2) 応急危険度判定実施本部の設置
- ア 市の区域で応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
 - イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の応急危険度判定支援本部へ支援要請を行う。
 - ウ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。
判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- (3) 建築関係団体への協力要請
- 市は地震災害時に建築関係団体に対し、応急対策活動の支援協力要請をする。
 - ア 市が指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援
 - イ 震度6弱以上での応急危険度判定における自動参集
 - ウ 建築物の復旧に関する相談業務支援

第2項 県における措置

- (1) 県は、実施要綱等に基づき、市町村の応急危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- (2) 支援本部は、実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。
- (3) 支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

第1項 知立市における措置

地震災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な次の調査を実施する。

- (1) 被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
- (3) 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

第1項 知立市における措置

家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は建設又は賃貸住宅の借上げによるものとし、災害の特性に応じて供与方法を選択する。

(1) 建設の方針

ア 建設用地の確保

市は応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

イ 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

ウ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に原則としてリース又は買い取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(3) 協力要請

住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は県に対して設置を要請する。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県及び救助実施市は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は県に対して設置を要請する。

(5) 被災者の入居及び管理運営

被災者の応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営は、次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅の確保をすることができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託され、市がこれを行う。

ただし、状況に応じて市長に委任して選定することができる。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託され、市が行う。
- (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第4節 住宅の応急修理

第1項 知立市における措置

- (1) 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合にあって、市が被災住宅調査等により住宅の応急修理が必要と判断したときは、市が行う。
- (3) 被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

- (ア) 応急修理を受ける者の範囲
住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
- (イ) 修理の範囲
雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分。
- (ウ) 修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
- (エ) 修理の期間
災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
- (オ) 修理の方法
住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- (ア) 応急修理を受ける者の範囲
 - a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者
 - b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- (イ) 修理の範囲
居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

- (ウ) 修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
- (エ) 修理の期間
災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
- (オ) 修理の方法
住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

第5節 障害物の除去

第1項 知立市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

- (1) 障害物除去の対象住家
土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。
- (2) 除去の範囲
居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- (3) 除去の費用
障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
- (4) 除去の期間
災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
- (5) 除去の方法
障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。
- (6) 給付対象者の範囲
住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。
- (7) 応援要請
自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第18章 学校における対策

□ 基本方針

- 校舎等の倒壊、破損、焼失、教職員の不足、教科書、学用品の喪失、き損等によりかなり混乱するものと予想される。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 警報等の伝達・臨時休校及び避難等の措置

第1項 警報等の把握・伝達

警報等は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき、伝達されるので、市教育委員会が各学校等に対して伝達する。

第2項 臨時休校等の措置

災害の発生が予想され、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校長が臨時休校の措置をとる。

第3項 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

第1項 教育委員会及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

（1）教育施設の確保

被害程度に応じ、次の措置を講ずる。

教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

応急教育の基準		実施場所
被害の程度	必要な措置	
(1)校舎の被害の比較的軽少の場合	速やかな応急措置による授業	

(2) 校舎の被害の割合大きい場合	一部校舎使用可能な場合	残存の安全な教室における授業、合併又は一部学年の二部授業、全学年の二部授業	残存の安全な校舎
	校舎の使用は全面的に不能であるが数日で復旧見込みの場合	臨時休校 家庭学習の指導	家庭 地区集合所
(3) 校舎が全面的に被害を受け復旧に長期間を要する場合	児童生徒の居住地を変更しない場合	市内の学校における二部授業	市内の学校
	児童生徒が集団避難をした場合	他地域の学校における二部又は合併の授業	指示された学校

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保の万全を図る。

第2項 知立市及び関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第3項 私立学校設置者（管理者）における措置

私立学校設置者は、自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者、教育委員会又は県（県教育委員会を含む。）へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

第1項 知立市及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

第1項 知立市における措置

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、すみやかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

なお、県立高等学校、私立学校等の児童及び生徒に対しては、県が教科書・学用品等の給与をする。

- (1) 自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。
- (2) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (3) 災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第19章 災害救助法の適用

□ 基本方針

- 震災の発生により、かなり多くの市町村に災害救助法の適用が必要とされるものと考えられる。
- 市区町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命及び身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が災害救助法を適用する。
- なお、同法に基づく救助の実施については、県防災安全局、西三河県民事務所と緊密な連絡のもとに行うものとする。

第1節 適用基準

- (1) 市区町村の全壊、流出等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯以上に達したとき。

(災害救助法施行令別表第1)

市(区)町村の人口		被害世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- (2) 被害世帯が“1”の基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市区町村の被害世帯数が次に示す世帯以上に達したとき。

(災害救助法施行令別表第3)

市(区)町村の人口		被害世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

- (3) 被害世帯数が“1”又は“2”に達しないが、県下で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって市区町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 市区町村の被害が“1”、“2”及び“3”に該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合。

第2節 被害世帯の算定

- (1) 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、即ち全壊、全焼、流失等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもつ

て1世帯とみなす。

- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

第3節 救助の種類及び期間

救助の程度、方法及び期間並びに実費用弁償等は災害救助法施行細則による。

第4節 市町村長への事務処理の通知

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県及び救助実施市が実施機関となり、市町村（救助実施市を除く。）はその補助機関として行うことになるが、県及び救助実施市が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第13条第1項及び同法施行令第17条第1項の規定により市町村（救助実施市を除く。）が行うこととする事務の内容及び市町村が当該事務を行うこととする期間を市町村に通知することとし、この場合においては、市町村は当該期間において当該事務を行わなければならないこととなる。

第4編

災害復旧・復興

第1章 復興体制

□ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興本部の設置等

第1項 市における措置

市において災対法に規定する災害対策本部が設置され、かつ、市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置することができる。この場合、本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

第2項 復興計画等の策定

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）第2条第1号に規定する特定大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に即して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3項 職員の派遣要請

- （1） 国の職員の派遣要請（復興法第53条）
市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- （2） 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

□ 基本方針

- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続、指定を受けた場合の手続等について定めるものとする。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 激甚災害の指定

第1項 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、県と連携を図りながら、指定の促進に努めるものとする。

第2項 知立市における措置

（1） 激甚災害に関する調査

大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮の上、災害状況等を調査し、県に報告する。また、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

（2） 特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する各部課等は、速やかに関係調書等を作成し、企画部を通じ、県の関係部課等に提出する。

第3項 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

（1） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧作業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4項 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 暴力団等への対策

第1項 知立市及び関係機関における措置

被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

□ 基本方針

知立市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

また、災害の種類、規模等によってはがれき、災害廃棄物、粗大ごみ、不燃性ごみの大量発生、便所等の使用不可能、ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊によるごみ、し尿の処理の停滞等が予想される。被災地におけるごみ及びし尿の収集処分、死亡獣畜の処理等の清掃業務を実施するについて定めるものとする。

第1節 災害廃棄物処理対策

第1項 知立市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ NPO・ボランティア関係団体等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) 実施責任者

清掃は、市長の指揮のもと、市と委託契約を締結した業者を中心に実施する。

(4) し尿の収集、処分

ア 一過性の浸水地域又は湛水地域で排水の完了した地域であって、その地域が処理能力に比べ広範囲にわたっている場合には早急に各戸の便所の使用を可能にするため、とりあえずの措置として便池容量の5分の1から4分の1程度の汲取を実施する。

イ 被災の状況により、災害を受けた住居地に対して、被災人員に応じた臨時公共便所を設置する。便槽についてはドラム缶等を使用する。

ウ 収集したし尿は、し尿処理場等において処分する。

(5) ごみの収集、処分

ごみの収集は、被災地の状況を的確に把握し、緊急清掃を要する地域から実施し、食物の残廃物を優先的に収集する。

収集したごみは、焼却場又は埋立施設において処分する。この収集、処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(6) 死亡獣畜の処理

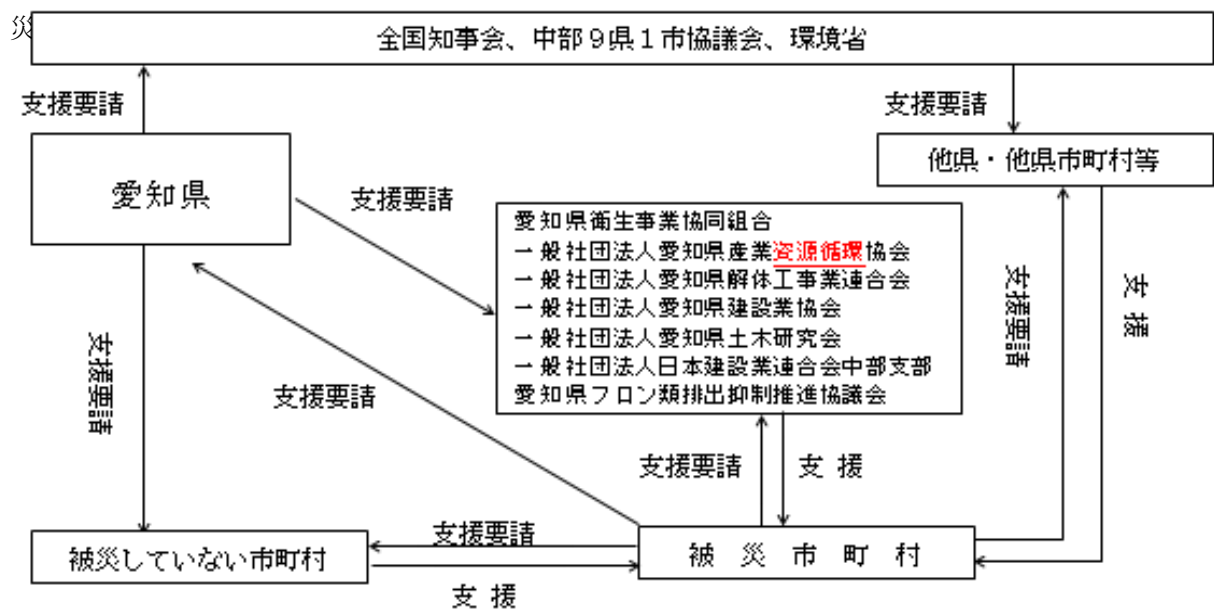
死亡獣畜は、原則として火葬場又は死亡獣畜取扱場において処理する。県より依頼があった場合は、県の指示により環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋却する。

(7) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

廃棄物の広域的な処理体制を図るため、国、県、他市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。

なお、知立市では、碧南市、刈谷市、安城市、高浜市と平成12年1月17日に衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定を締結している。また、県内の市町村及び衛生組合等と平成26年1月1日に、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。このため、災害の状況により協力体制を図るものとする。

なお、廃棄物処理の支援体制は、次のとおりである。



第4章 震災復興都市計画の決定手続き

□ 基本方針

地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等において、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、県及び市との緊密な連携のもと地域住民との合意形成を図り、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき、手続きを実施する。

第1節 第一次建築制限：建築基準法第84条（発災後2週間を目途に指定）

第1項 知立市における措置

緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。

- (1) 初動段階として発災後3日を目途に、初動体制を確立し、市街地における被災情報の収集を行う。
- (2) 家屋被害概況を基に、被災地の被害及び基盤整備状況の程度などに応じて、復興地区区分の検討を行う。この区分の重点復興地区のうち、各精査を行った上、地区制限の内容を計画し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に第一次建築制限区域（案）の申出を行う。本案の担当部局は、事前に県（市町村災害対策本部等）にこれらについての情報提供を行い、応急仮設住宅建設計画等との整合協議を進める。
- (3) 発災後14日を目途に、県と市は第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した「都市復興基本方針」を策定し公表する。この策定には、市で設けられる震災復興本部等と連絡・調整を図りながら進める。

第2項 建築基準法第84条の指定について

- (1) 県は市からの（案）の申出について「県復興都市計画連絡会」に諮り、関係法令や指定基準に適合するものについては、発災後14日を目途に、第一次建築制限区域を指定し市に通知を行う。
- (2) 指定基準
 - ア 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
 - イ 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
 - ウ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限：被災市街地復興特別措置法第7条（発災後2か月を目途に指定）

第1項 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

- (1) 発災後1か月を目途に、市は家屋被害状況調査を行い、復興地区区分を再検証し、第二

次建築制限区域としての詳細な範囲の設定をする。

- (2) 発災後2か月を目途に、県と市は住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために「都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表をする。また、市はこれに併せ、第二次建築制限として被災市街地復興特別措置法第7条に基づき「被災市街地復興推進地域の都市計画決定」を行う。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

発災後6か月を目途に、県と市は復興都市計画事業の決定に先立ち、都市復興基本計画（骨子案）を基として、復興まちづくりに関する検討状況や復興の見通しスケジュール等を反映させた「都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）」を策定し公表する。

マスタープラン策定後、市は地域住民との概ねの合意形成を得た上で、事業の都市計画決定を行う。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

□ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備するものとする。

第1節 罹災証明書の交付

第1項 知立市における措置

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第2項 県における措置

（1）市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

第1項 知立市における措置

（1）被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（2）災害ケースマネジメントの実施

被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を

行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第2項 県における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

第1項 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

第2項 知立市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

なお、市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、被災者生活再建支援金を支給するものとし、支援金の一部は県が負担する。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は250万円以内、その他

は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。

実施主体は、市条例により市が実施するが、その費用負担は弔慰金、障害見舞金にあつては、国 2/4、県 1/4、市 1/4 であり、援護資金は、国 2/3、県 1/3 である。

(3) 市税等の減免等

被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

第3項 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円以内で福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

第4項 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

第4節 住宅等対策

第1項 知立市における措置

災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的に供与するため応急仮設住宅を建設する。

第2項 独立行政法人住宅金融公庫における措置

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融公庫法の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

第5節 労働者対策

第1項 愛知労働局における措置

(1) 保護対策

- ア 通院していた病院が倒壊等の被害に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。
- イ 危険物・有害物の漏えい等の恐れのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。
- ウ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。
- エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(2) 職業あっせん等

- ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保につとめる。
- イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。
- ウ 激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(3) 暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

□ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

第1項 知立市における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。
- (2) 金融支援等
被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証等による融資を行う。

第2節 農林水産業の再建支援

第1項 知立市における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。
- (2) 金融支援等
災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。
主な融資金は次のとおりである。

資金名	資金の種類	融資対象	備考
農林漁業セーフティネット資金（農業関係）	農林漁業経営の維持・安定・再建資金	災害により必要とする資金	借入れの際は、罹災証明等が必要となります。

注）申込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、株式会社日本政策金融公庫資金については株式会社日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ行う。

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

□ 基本方針

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、市は防災関係機関等とあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

第1項 知立市における措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」第1節「災害対策本部の設置・運営」第1項「職員参集・動員」の定めるところにより準備体制をとり、情報収集、連絡体制の整備を行う。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

第1項 知立市における措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」第1節「災害対策本部の設置・運営」第1項「職員参集・動員」の定めるところにより、第1非常配備の体制（状況の変化に対応し速やかに災害対策本部が設置できる体制）とし、必要に応じてその体制を拡張した体制をとり、情報収集、連絡体制の整備を行う。

第2項 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3項 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第4項 市が管理等を行う道路及びその他の施設に関する対策

- （1） 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所等、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、防災ラジオ、コンピュータなど情報入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の（ア）～（ク）における実施体制（（ク）においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

(ア) 市立学校にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

児童・生徒等に対する保護の方法

(イ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めるものとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めるものとする。

第5項 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

第1項 知立市における措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」第1節「災害対策本部の設置・運営」第1項「職員参集・動員」の定めるところにより準備体制をとり、情報収集、連絡体制の整備を行う。

第2項 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3項 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

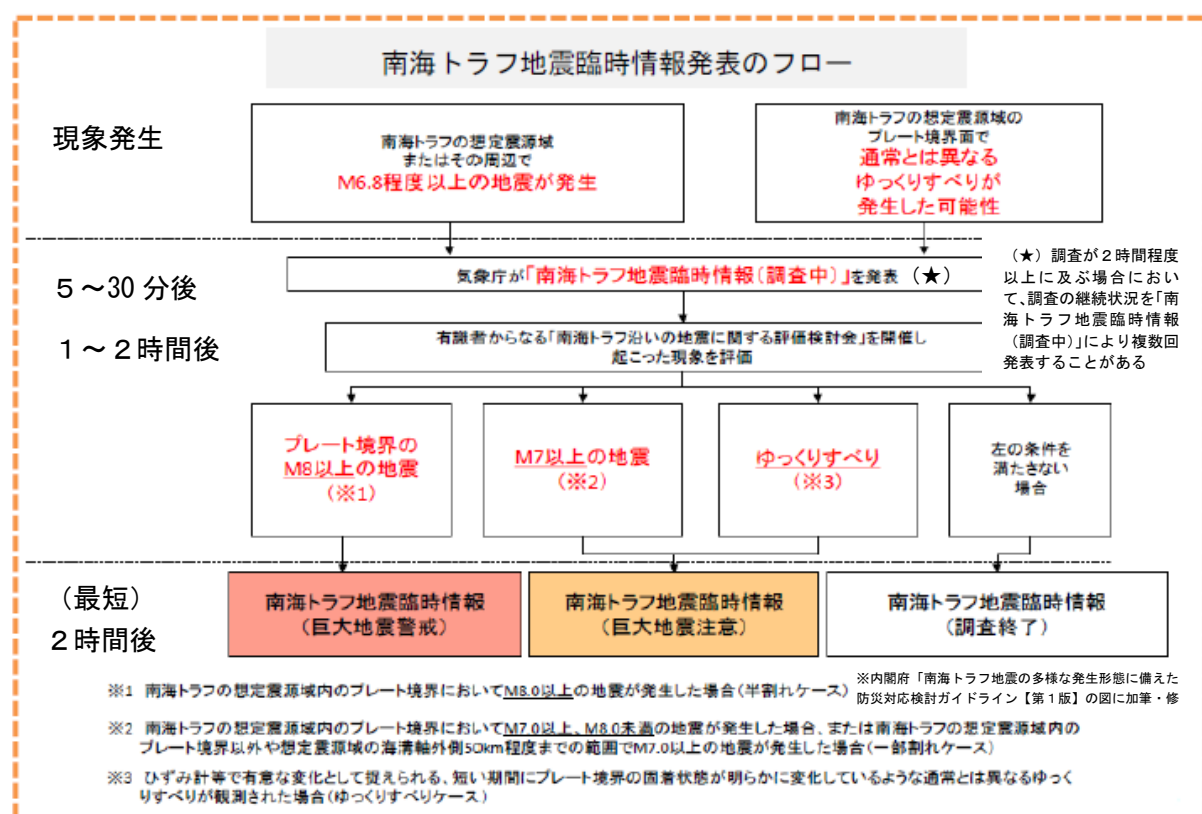
「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情 報 名	発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報 ※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続して

	いる場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合（南海トラフ沿いで M8.0 以上の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合（南海トラフ沿いで M7.0 以上 8.0 未満の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合



※なお、本市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年内閣府作成）及び「南海トラフ臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難検討』の手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）に該当する地域はない。

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

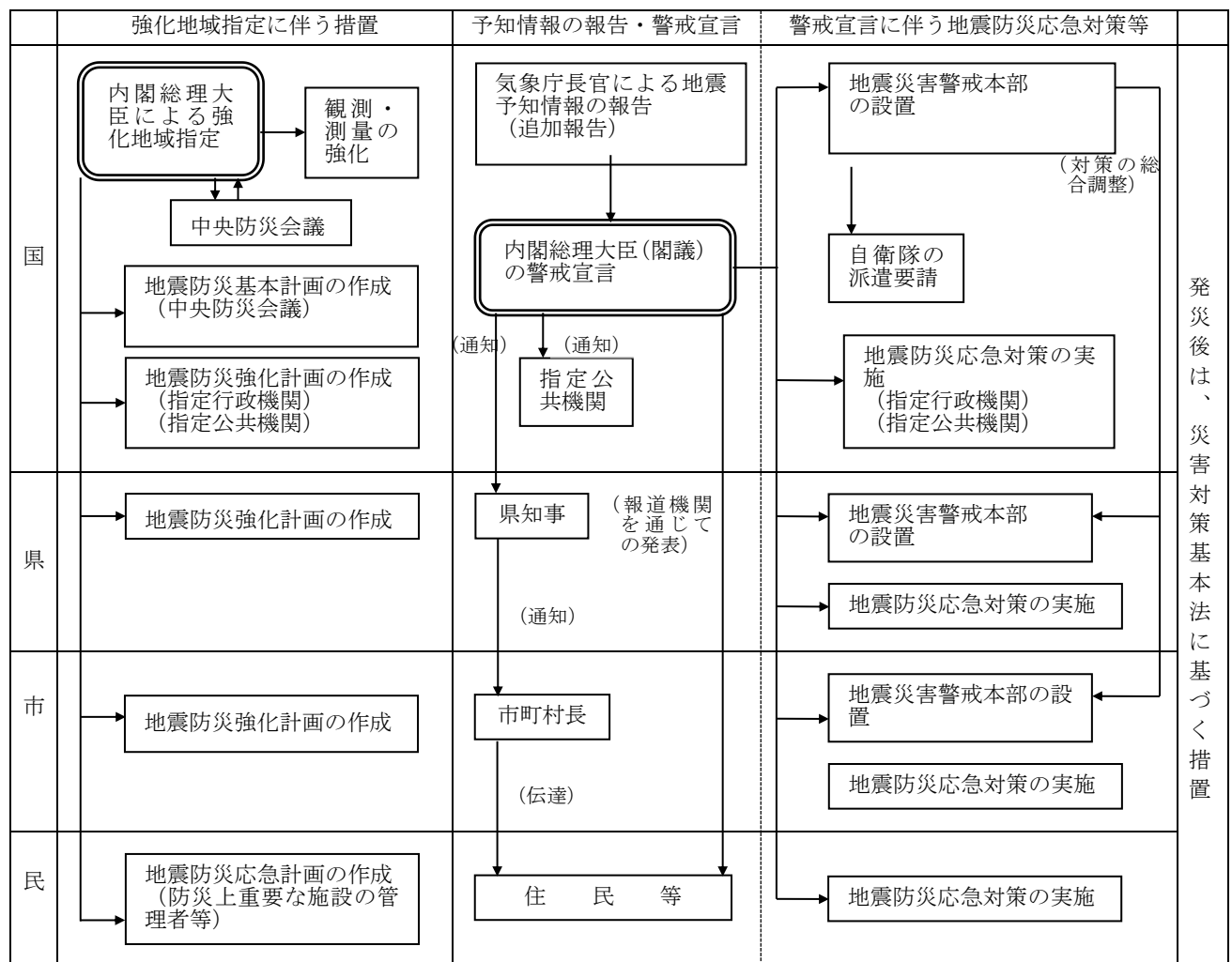
第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

〔地震発生後は、第3編災害応急対策に定めるところにより対処する。〕

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

第2節 大規模地震対策特別措置法による措置の体系



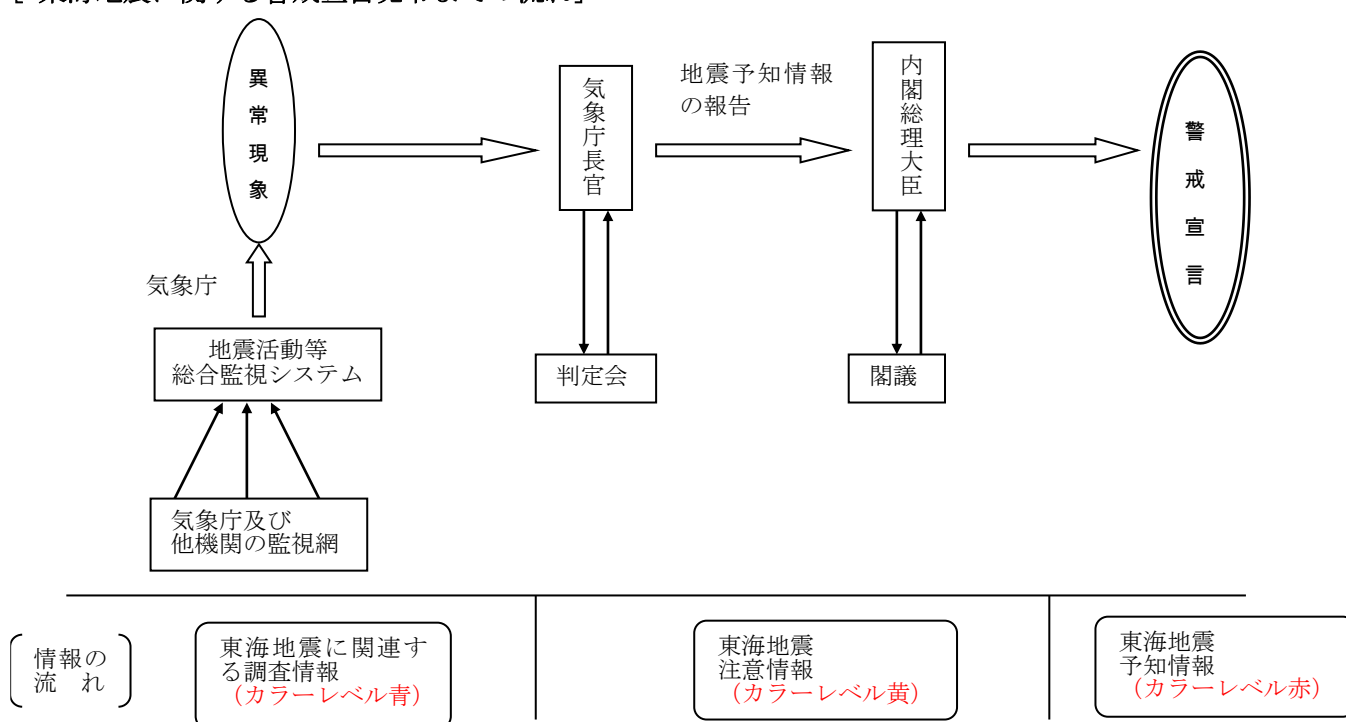
第3節 東海地震に関連する情報

東海地震に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表す指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等		防 災 対 応
東海地震 予知情報 カラーレ ベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震 注意情報 カラーレ ベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震の発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		・準備行動の実施 ・市民への広報
東海地震 に関連す る調査情 報 カラーレ ベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	・情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	

[東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ]



第2章 地震災害警戒本部の設置等

□ 基本方針

- 東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられた場合、地震災害警戒本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
なお、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合は、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策の混乱を避けながら円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容、これらに関連する情報(以下「東海地震に関する情報等」という。)、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

第1節 地震災害警戒本部の設置等

第1項 知立市における措置

(1) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

なお、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

(2) 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法並びに同法施行令、知立市地震災害警戒本部条例及び知立市地震災害警戒本部要綱に定めるところによる。

(3) 地震防災応急対策要員の参集

市長は、次のとおり市職員に参集を命ずるものとする。

- ア 指示の時期：東海地震注意情報が発表された時、又は警戒宣言が発せられた時
- イ 参集場所等：職員の参集場所及び参集方法等については、第3編第1章第1節第1項「職員参集・動員」に定めるところによる。

職員は、地震予知情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合は、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第2項 その他の防災関係機関における措置

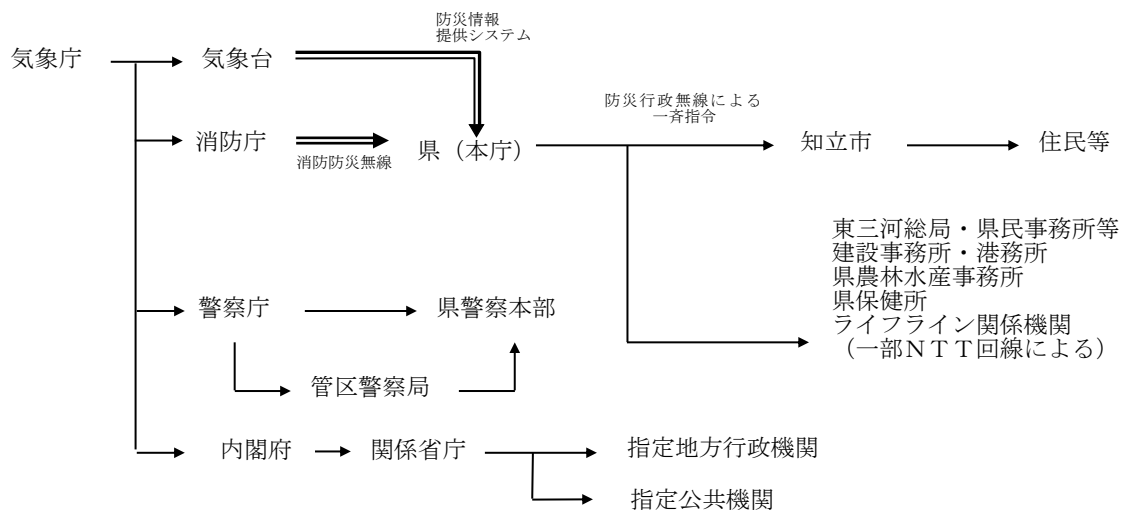
警戒宣言が発せられた場合地震防災応急対策を実施するため県内の指定地方行政機関指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとして、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

なお、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

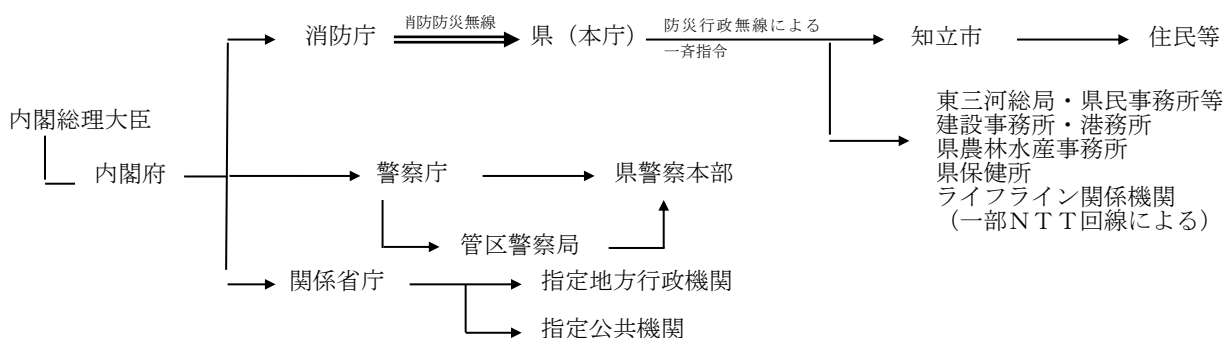
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

第1項 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査情報（臨時））



- ## (2) 警戒宣言



〔内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文〕

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、「東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがある」との報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

第2項 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編第2章で定める非常通信によるものとする。

第3項 知立市の内部伝達、住民等への伝達

(1) 通報

地震予知情報等は愛知県防災行政無線のファクシミリにより、市及び衣浦東部広域連合へ伝達されるが、安心安全課職員が退庁しているときは、当直者はその地震予知情報等が非常配備体制の基準に該当する場合には、直ちに安心安全課職員へ通報する。安心安全課職員は速やかに、その内容を危機管理局長を経由して本部長に報告する。

(2) 伝達

安心安全課は、地震予知情報のうち必要と認めるものについて、次により伝達を行う。

ア 庁舎各入口に警戒宣言発令中の旨を掲示する。

イ 庁内放送、電話又は無線により、全職員に周知する。

(3) 通報先

災害対策本部が設置された場合には、(1)の通報は災害対策本部室に対して行う。

(4) 伝達系統

以上の内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

第4項 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

第1項 知立市における措置

- (1) 問い合わせ窓口
住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。
- (2) 報道機関との応援協力関係
災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段が取り得ない場合に、株式会社キャッチネットワーク又は株式会社エフエムキャッチに対し放送の依頼を行うものとする。

(別冊資料編：第3編 10. 災害時の放送に関する協定)

第2項 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市内の震度の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

〔市長から市民への呼びかけ例文〕

市民の皆さん、知立市長の〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前(午後)〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、知立市内では、震度6弱以上の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に、県、市町村を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市町村の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市町村、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて、万全の対策をお願いします。

〔市長から市民への呼びかけ例文(英語)〕

Fellow citizens of Chiryu : I am 〇〇, Mayor of Chiryu municipal.

As you are already aware, the Prime Minister issued a warning at 〇:〇 this morning (afternoon/evening) regarding the likely occurrence of a major earthquake in this area.

Should this earthquake occur, it is expected that Chiryu would be hit by a very severe earthquake.

The prefectural and municipal governments offices as well as other organizations concerned have already formed a system for disaster prevention and emergency relief schemes, and I now ask all of you for your attention as I explain the following procedures for when an earthquake occurs.

First, please refrain from using an open flame, using private vehicles, or engaging in dangerous work. Next, prepare as much water for drinking and extinguishing fire as you can.

In addition, it is essential that everyone remains calm.

Listen for correct and up-to-date news broadcasts, and do not be misled by rumors and unofficial reports.

In the event you are evacuating your residence, please do so under the directions of local government officers, the police, and fire services personnel.

I am sure that, with individual strength and the help of citizens of Chiryu, we can cope with this emergency 〇〇 situation should it arise.

Finally, I encourage all the people directly involved in the emergency relief operations to give their utmost effort in carrying out precautionary activities.

Thank you for your cooperation.

〔市長から市民への呼びかけ例文(ポルトガル語)〕

Prezados cidadãos de Chiryu, sou o 〇〇, Prefeito do município de Chiryu.

Como já deve ser de seu conhecimento, o Primeiro Ministro, anunciou esta manhã (tarde), as 〇〇 horas e 〇〇 minutos, a declaração de alerta do terremoto na área Tokai.

Caso este terremoto venha ocorrer, está previsto em Chiryu a intensidade sísmica 6, portanto peço a alerta de todos.

O governo estadual, as prefeituras e os órgãos de prevenção contra acidentes, já estão preparando um sistema de medidas de prevenção contra o desastre e medidas de emergência, mas peço aos cidadãos a atenção e cuidados nos seguintes itens a seguir, preparando-se para a emergência.

Em primeiro lugar, a abstenção do uso do fogo, de veículo particular e de serviços perigosos. Em seguir deixar preparado a extinção de incêndio e água potável em grande quantidade.

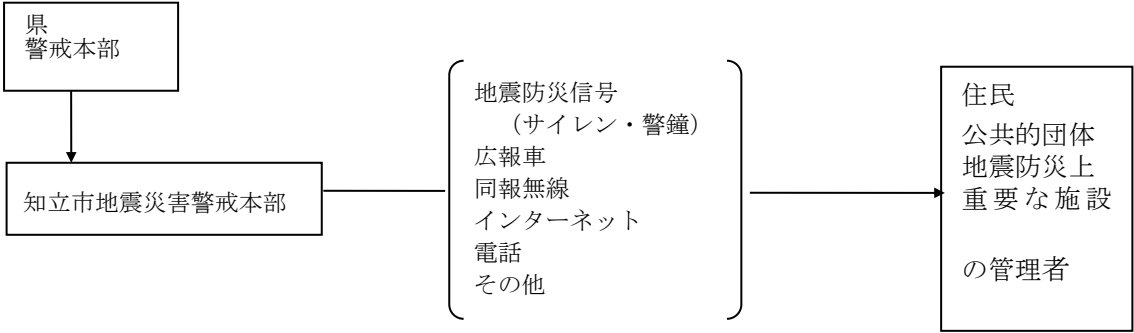
O mais importante é todos se manterem em calma. Ouvir somente a transmissão e os avisos oficiais, não se abalar com os rumores ou boatos falsos. Em caso de refúgio, favor seguir corretamente as instruções do órgão público, da polícia e do corpo de bombeiro.

Estou certo de que eu com a ajuda de todos cidadãos, iremos superar esta situação de emergência.

第3項 広報手段等

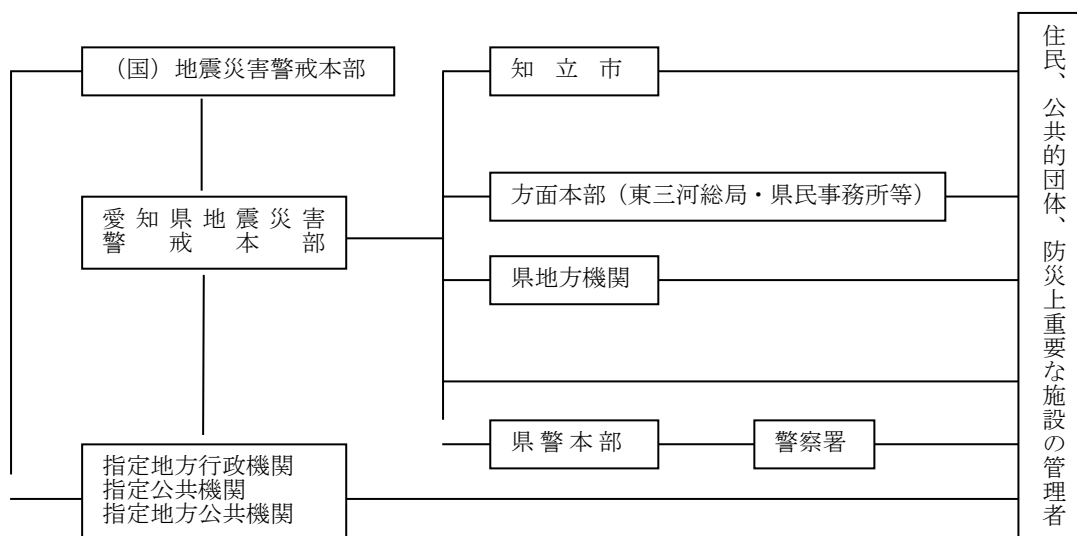
広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線、有線放送、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、多言語、やさしい日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

第1項 収集・伝達系統



第2項 報告事項・事項

- (1) 警戒宣言発令後1時間以内に、別記様式1により県に報告する。
- (2) それ以降は、別記様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。
 - ア 報告事項は、別記様式2に記載の事項とする。
 - イ 報告時期
 - (ア) ①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
 - (イ) ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
 - (ウ) ③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。
- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じ、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

(様式1)

〈避難・地震防災応急対策の実施状況報告〉

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)					
①東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満			
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中	ウ 未実施)		
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中	ウ 未実施)		
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中	ウ 未実施)		
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中	ウ 未実施)		
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中	ウ 未実施)		
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中	ウ 未実施)		
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中	ウ 未実施)		
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置			
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満			

備考

(様式2)

〈避難・地震防災対策の実施状況報告〉

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分

避難状況	① 避難の経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避難の完了	避難場所名	避難人数・要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震防災応急対策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備 考		

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

□ 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

第1項 知立市における措置

(1) 主要食糧の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、県と連携をとりながら市内における米穀の確保を行うものとする。

イ パン、副食品等

主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

ウ 応急的な食料品の確保

災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとるものとする。

(2) 医薬品等の確保

平常医療用と併せ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努めるものとする。

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保を行う。また、血液、医薬品その他衛生材料の不足事態が発生した場合は県に応援要請を行う。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、県に対し、建設、修理等の協力要請を行う。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

第1項 知立市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 通信確保用の資機材・人員の配備

東海地震注意情報が発表された場合、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ防災行政無線等の整備・確認を行うものとする。

(3) 浸水対策用の資機材・人員の配備

備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際した場合には、県に対し応援要請を行うものとする。

また、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(4) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

(6) 医療救護用の資機材・人材の配備

東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

第2項 水道事業者等における措置

(1) 給水確保用の資機材・人員の配備

水道事業者及び水道用水供給事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

(2) 下水道確保用の資機材・人員の配備

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

第3項 鉄道事業者における措置

鉄道事業会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

(1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

(2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

第4項 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

第5項 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

第6項 通信事業会社における措置

西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

第4章 発災に備えた直前対策

□ 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な行動を実施する。

第1節 東海地震注意情報が発表された時から警戒宣言発令時までの主な対応措置

東海地震注意情報が発表された時は、市及び各防災機関は速やかに警戒宣言発令の備え、活動準備を行うものとするが、ここでは東海地震注意情報が発表された時から警戒宣言発令時までにやっておくべき特に必要な措置についての事項を定める。

第1項 東海地震注意情報の発表の伝達

東海地震注意情報の発表があった際は、市が管理する施設等に伝達するとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災体制をとるものとする。この場合、住民等への伝達は、東海地震注意情報の発表の報道に接したときから行うよう努めるものとする。

第2項 東海地震注意情報が発表された時の市及び各防災関係機関の対応措置

- (1) 防災関係機関は、住民等が、東海地震注意情報の発表の報道に接した場合に予想される混乱の発生を防止するため、職員等に次の事項を周知するとともに、住民等の照会に対し必要な応答を行うものとする。
 - ア 東海地震注意情報の発表の意義及び情報収集に関する事項
 - イ 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項
 - ウ 東海地震注意情報が発表された時又は警戒宣言が発せられた時にとるべき行動及びその準備に関する事項
- (2) 東海地震注意情報が発表された時は、次の事項を重点として必要な措置を執るものとする。
 - ア 無線通信機のテスト及び要員の待機
 - イ 移動無線機の主要地点への配備
 - ウ 広報車の点検及び出動準備
- (3) 警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

第2節 避難対策

第1項 知立市における措置

- (1) 警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

- (2) 避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。
- (3) 避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。
- (4) 避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (5) 避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち、市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内図記号）による伝達ができるように配慮する。

- (6) 出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

第2項 警察官における措置

- (1) 警戒宣言が発せられた場合等において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。
この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、もしくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずる恐れのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。
警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

第3項 学校における措置

- (1) 児童生徒等の安全を確保するため、市では東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。
 - イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
- (2) 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

- (4) 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第3節 消防、浸水等対策

第1項 知立市における措置

警戒宣言が発せられた場合、衣浦東部広域連合及び消防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備を行う。

また、発災後の迅速な消火、救命救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、衣浦東部広域連合と連絡を取り合い、必要な体制をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (4) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (5) 地震防災応急計画の実施の指導
- (6) 迅速な救急救助のための体制確保
- (7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備

第4節 道路交通対策

第1項 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して、一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。このため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう、道路交通の確保を図るものとする。

- (1) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

- (2) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

- (3) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

- (4) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通

行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急輸送車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を、第3編第8章で定める標章とともに申出者に交付する。

(5) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第2項 市、県公安委員会及び道路管理者における措置

市、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について、周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置くこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や、地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 避難のために車両を使用しないこと。ただし、徒歩による避難が著しく困難な住民等については、車両による避難ができるものとする。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれのない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

第1項 中部運輸局における措置

中部運輸局は、鉄道について、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から各事業者が取る準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内に進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。ただし、震度6弱未満かつ津波のおそれのない地域における対応については、各

事業者の策定した運行とする。

第2項 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常どおり運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震がした場合には、地下駅や橋上駅は危険である旨伝える。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での折り返し駅までの案内を実施する。

第6節 バス

第1項 中部運輸局における措置

中部運輸局は、路線バス事業者に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。

第2項 路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。

- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

第1項 知立市及び水道事業者における措置

市及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 各家庭における飲料水の備蓄を前提とするため、送水は停止しないものとし、また、地域住民等の、飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。
- (3) 各家庭における飲料水の備蓄を踏まえ、水質管理の強化を図るため、管末の遊離残留塩素量を 0.1mg/L 以上とする。
- (4) 薬品・燃料等の手配、確保、予備電源の動作等を準備し、警戒宣言発令中の火気の使用は禁止とする。
- (5) 施設等の保安点検を行うとともに、移動時に公用車から市民へ緊急貯水の呼びかけの広報を行う。

第2項 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の際に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

 - ア 特別巡視、特別点検

変電所等において構内特別巡視非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。
 - イ 応急安全措施

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。
- (2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。
- (3) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及び web サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第3項 都市ガス事業者における措置

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 供給の継続
警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。
- (2) 安全広報
警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。
- (3) 帰宅等の要請
東海地震注意情報が発表された場合、事業所等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。
- (4) ガス工作物の巡視・点検
警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、予め定める点検要領に従い巡視・点検を行う。
- (5) 工事等の中断
警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

第4項 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発令された場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、予め連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

第5項 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

- (1) 地震防災応急対策等に関する広報
東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次の事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。
ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
イ 電報の受付、配達状況
ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況
オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法
カ その他必要とする事項
- (2) 通信の利用制限等の措置
各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款等の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。
- (3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害伝言用ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報前からも実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

第6項 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局等の放送機関は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

また、地震予知情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

なお、放送にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第8節 生活必需品の確保

第1項 国、県及び知立市における措置

警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

第2項 知立市における措置

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は原則として支給しないので、避難者は、各自家庭内で備蓄したものを非常持出しするものとする。また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておくよう周知徹底に努める。

第9節 郵政事業対策

第1項 日本郵便株式会社における措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。

イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示するものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。

エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

(2) 強化地域以外の郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第10節 病院、診療所

第1項 病院、診療所における措置

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなどの安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続できるものとする。

災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来を除き、外来診療を原則縮小する。

第11節 百貨店等

第1項 百貨店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続できるものとする。

第12節 緊急輸送

第1項 知立市及び関係機関における措置

地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

第2項 中部運輸局における措置

中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

第3項 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

第4項 緊急輸送の方針

緊急輸送は、市が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市及び県の警戒本部において調整を行うものとする。

第5項 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、別途定める道路とする。

(別冊：資料編 第1編 12. 指定避難施設・緊急輸送道路)

第6項 緊急輸送車両の確認届出及び確認

- (1) 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。

- (2) 大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第4節第1項(4)に定めるところによる。

第7項 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

第1項 知立市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤、通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

警戒宣言が発せられた場合、交通機関が運行停止等の措置をとる対象路線地域の範囲は事前に想定されることから、次のとおり、これを踏まえた対策を講じるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業者、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供し、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供し、事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 知立市が管理又は運営する施設に関する対策

□ 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路

第1項 知立市における措置

予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩落、路面のき裂、沈下、橋梁の損壊等が想定される。

このため、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達する。
なお、東海地震調査情報（臨時）が発表された場合においても、その内容を伝達するものとする。
- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (6) 県、県警察、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第2節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

第1項 一般的事項

- (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置
 - ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合
庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関する情報等の伝達に努める。
 - イ 東海地震注意情報が発表された場合
 - (ア) （庁舎）
庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。
 - (イ) （市民が利用する施設）
施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた

場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

（ア） （庁舎）

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

（イ） （市民が利用する施設）

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

（2） その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータ・システムなど重要資機材の点検等の体制

第2項 学校

学校においては、本編第4章第2節第3項に定めるところによる。

なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

第3項 病院、診療所

病院においては、本編第4章第10節に定めるところによるが、診療等に関して次の措置をとるものとする。

（1） 東海地震注意情報が発表された場合

ア 東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確、簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

イ 診療は継続する。

ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院については、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

（2） 警戒宣言が発せられた場合

ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

第4項 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって、特に配慮を必要とする者が入所又は利用していることが多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の、避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第3節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

庁舎で地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は第2節第1項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保

第4節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

□ 基本方針

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

第1項 知立市における措置

- (1) 強化地域市町村の相互応援協定
市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。
- (2) 連絡・受入れ体制の確保
災害が発生し、他の都道府県や市町村等からの応援を受入れることとなった場合に備え、県や関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

第2項 費用の負担方法

- (1) 他県又は他市町村から、応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

第1項 愛知県警戒本部長における措置

- (1) 県警戒本部長からの要請方法
警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、国警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。
 - ア 派遣を要請する事由
 - イ 派遣を要請する期間
 - ウ 派遣を希望する区域
 - エ その他参考となるべき事項
- (2) 関係部隊等との連絡調整
国警戒本部長からの要請により自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

第2項 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第2節「自衛隊の災害派遣」に準ずるものとする。

第7章 知立市民のとりべき措置

□ 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

市民は、家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意する。

第1節 家庭においてとりべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、居住者は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うものとし、その耐震性を十分把握しておくものとする。
なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等にそなえた防寒具、雨具等を準備する物とする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛すること(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装(長袖長ズボン)に着替えること(底の厚い靴も用意すること)
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくこと。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

第2節 職場においてとりべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとること。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。

- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。